

平成20年2月28日（木曜日）第1号

○議事日程	11頁
○本日の会議に付した事件	13頁
○出席議員	14頁
○欠席議員	15頁
○説明のため出席した者	15頁
○職務のため出席した事務局職員	16頁
○開会宣告	17頁
○開議宣告	17頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	17頁
○日程第 2 会期の決定	17頁
○諸般の報告	17頁
○日程第 3 議案第 1号から 日程第47 議案第45号まで	17頁
○日程追加の議決	18頁
○日程第 3 議案第 1号から 追加日程 議案第47号まで	18頁
○先議の議決	26頁
○委員会付託省略の議決	26頁
○副市長就任あいさつ	27頁
○休会の件	28頁
○散会宣告	28頁

平成20年3月3日（月曜日）第2号

○議事日程	29頁
○本日の会議に付した事件	29頁
○出席議員	29頁
○欠席議員	29頁
○説明のため出席した者	29頁
○職務のため出席した事務局職員	30頁
○開議宣告	32頁
○日程第 1 一般質問	32頁

19番 稲葉好彦議員	32頁
21番 阿部春市議員	41頁
2番 井上浩議員	53頁
11番 平山秀直議員	66頁
○散会宣告	79頁

平成20年3月4日（火曜日）第3号

○議事日程	81頁
○本日の会議に付した事件	81頁
○出席議員	81頁
○欠席議員	81頁
○説明のため出席した者	81頁
○職務のため出席した事務局職員	82頁
○開議宣告	84頁
○日程第 1 一般質問	84頁
29番 工藤武則議員	84頁
1番 花田進議員	89頁
6番 伊藤永慈議員	102頁
○散会宣告	107頁

平成20年3月6日（木曜日）第4号

○議事日程	109頁
○本日の会議に付した事件	109頁
○出席議員	109頁
○欠席議員	109頁
○説明のため出席した者	110頁
○職務のため出席した事務局職員	111頁
○開議宣告	112頁
○日程第 1 提案事件の撤回の件	112頁
○日程第 2 議案第1号から議案第45号まで	112頁
○休会の件	113頁
○散会宣告	113頁

平成20年3月13日（木曜日）第5号

○議事日程	115頁
○本日の会議に付した事件	117頁
○出席議員	119頁
○欠席議員	119頁
○説明のため出席した者	119頁
○職務のため出席した事務局職員	120頁
○開議宣告	122頁
○日程第 1 議案第30号から	
日程第10 議案第42号まで	122頁
○日程第11 議案第 2号及び	
日程第12 議案第43号まで	126頁
○日程第13 議案第29号から	
日程第18 請願第 1号まで	127頁
○日程第19 議案第 1号から	
日程第45 議案第28号まで	132頁
○日程第46 発議第1号及び	
日程第47 発議第2号まで	138頁
○日程第48 議会運営委員会委員辞任の件	139頁
○日程第49 議会運営委員会委員の選任	139頁
○議会運営委員長互選の結果報告	140頁
○市長あいさつ	140頁
○閉会宣告	141頁

平成20年五所川原市議会第1回定例会会議録（第1号）

---

◎議事日程

平成20年2月28日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第 3号 平成19年度五所川原市一般会計補正予算
- 第 6 議案第 4号 平成19年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 第 7 議案第 5号 平成19年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算
- 第 8 議案第 6号 平成19年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算
- 第 9 議案第 7号 平成19年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第10 議案第 8号 平成19年度五所川原市病院事業会計補正予算
- 第11 議案第 9号 平成20年度五所川原市一般会計予算
- 第12 議案第10号 平成20年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第13 議案第11号 平成20年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算
- 第14 議案第12号 平成20年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算
- 第15 議案第13号 平成20年度五所川原市老人保健特別会計予算
- 第16 議案第14号 平成20年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算
- 第17 議案第15号 平成20年度五所川原市介護保険特別会計予算
- 第18 議案第16号 平成20年度五所川原市立高等看護学院特別会計予算
- 第19 議案第17号 平成20年度五所川原市下水道事業特別会計予算
- 第20 議案第18号 平成20年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 第21 議案第19号 平成20年度五所川原市農業集落排水事業特別会計予算
- 第22 議案第20号 平成20年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計予算

- 第23 議案第21号 平成20年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第24 議案第22号 平成20年度五所川原市相内財産区特別会計予算
- 第25 議案第23号 平成20年度五所川原市脇元財産区特別会計予算
- 第26 議案第24号 平成20年度五所川原市十三財産区特別会計予算
- 第27 議案第25号 平成20年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算
- 第28 議案第26号 平成20年度五所川原市病院事業会計予算
- 第29 議案第27号 平成20年度五所川原市水道事業会計予算
- 第30 議案第28号 平成20年度五所川原市工業用水道事業会計予算
- 第31 議案第29号 五所川原市後期高齢者医療に関する条例案
- 第32 議案第30号 五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例案
- 第33 議案第31号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例案
- 第34 議案第32号 五所川原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第35 議案第33号 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 第36 議案第34号 五所川原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 第37 議案第35号 五所川原市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 第38 議案第36号 五所川原市特別会計条例の一部を改正する条例案
- 第39 議案第37号 五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第40 議案第38号 五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 第41 議案第39号 五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 第42 議案第40号 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例案
- 第43 議案第41号 五所川原市長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 第44 議案第42号 五所川原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 第45 議案第43号 五所川原市農業集落排水事業減債基金条例を廃止する条例案
- 第46 議案第44号 五所川原市勤労青少年ホーム設置条例を廃止する条例案
- 第47 議案第45号 五所川原市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について

◎本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 5 議案第 3 号 平成 19 年度五所川原市一般会計補正予算
- 第 6 議案第 4 号 平成 19 年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 第 7 議案第 5 号 平成 19 年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算
- 第 8 議案第 6 号 平成 19 年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算
- 第 9 議案第 7 号 平成 19 年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第 10 議案第 8 号 平成 19 年度五所川原市病院事業会計補正予算
- 第 11 議案第 9 号 平成 20 年度五所川原市一般会計予算
- 第 12 議案第 10 号 平成 20 年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第 13 議案第 11 号 平成 20 年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算
- 第 14 議案第 12 号 平成 20 年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算
- 第 15 議案第 13 号 平成 20 年度五所川原市老人保健特別会計予算
- 第 16 議案第 14 号 平成 20 年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 17 議案第 15 号 平成 20 年度五所川原市介護保険特別会計予算
- 第 18 議案第 16 号 平成 20 年度五所川原市立高等看護学院特別会計予算
- 第 19 議案第 17 号 平成 20 年度五所川原市下水道事業特別会計予算
- 第 20 議案第 18 号 平成 20 年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 第 21 議案第 19 号 平成 20 年度五所川原市農業集落排水事業特別会計予算
- 第 22 議案第 20 号 平成 20 年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計予算
- 第 23 議案第 21 号 平成 20 年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 24 議案第 22 号 平成 20 年度五所川原市相内財産区特別会計予算
- 第 25 議案第 23 号 平成 20 年度五所川原市脇元財産区特別会計予算

- 第26 議案第24号 平成20年度五所川原市十三財産区特別会計予算
- 第27 議案第25号 平成20年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算
- 第28 議案第26号 平成20年度五所川原市病院事業会計予算
- 第29 議案第27号 平成20年度五所川原市水道事業会計予算
- 第30 議案第28号 平成20年度五所川原市工業用水道事業会計予算
- 第31 議案第29号 五所川原市後期高齢者医療に関する条例案
- 第32 議案第30号 五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例案
- 第33 議案第31号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例案
- 第34 議案第32号 五所川原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第35 議案第33号 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 第36 議案第34号 五所川原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 第37 議案第35号 五所川原市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 第38 議案第36号 五所川原市特別会計条例の一部を改正する条例案
- 第39 議案第37号 五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第40 議案第38号 五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 第41 議案第39号 五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 第42 議案第40号 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例案
- 第43 議案第41号 五所川原市長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 第44 議案第42号 五所川原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 第45 議案第43号 五所川原市農業集落排水事業減債基金条例を廃止する条例案
- 第46 議案第44号 五所川原市勤労青少年ホーム設置条例を廃止する条例案
- 第47 議案第45号 五所川原市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
- 追加日程 議案第46号 副市長の選任について
- 追加日程 議案第47号 損害賠償額の決定及び和解について

---

◎出席議員（29名）

1番	花田進	議員	2番	井上浩	議員
3番	片山英幸	議員	4番	齊藤一郎	議員
5番	山田善治	議員	6番	伊藤永慈	議員
7番	吉岡良浩	議員	8番	成田和美	議員
9番	鳴海初男	議員	10番	高杉利彦	議員
11番	平山秀直	議員	12番	木村博	議員
13番	田中賢一	議員	14番	山口孝夫	議員
15番	松野武司	議員	16番	寺田武造	議員
17番	古川幸治	議員	19番	稲葉好彦	議員
20番	磯邊勇司	議員	21番	阿部春市	議員
22番	桑田茂	議員	23番	福士寛美	議員
24番	木村清一	議員	25番	野呂國四郎	議員
26番	加藤磐	議員	27番	三潟春樹	議員
28番	川浪茂浩	議員	29番	工藤武則	議員
30番	葛西収三	議員			

---

欠席議員（1名）

18番 秋元洋子 議員

---

説明のため出席した者（28名）

市 長	平山誠敏
副 市 長	三上裕行
財 政 部 長	佐藤茂宗
民 生 部 長	佐藤文治
福 祉 部 長	宮崎堅治
経 済 部 長	笹森英志
建 設 部 長	白戸幸一
金木総合支所長	福井定治
市浦総合支所長	成田義正
西北中央病院 事務局長	平山耕一

水道事業 所得心	工藤 勝
會計管理者	中村 健
教育委員長	阿部 育也
教育長	木下 巽
教育部長	木村 一善
選挙管理委員会 委員長	川浪 太刀男
選挙管理委員会 事務局長	三上 隆
監査委員	大野 欽也
監査委員 事務局長	高橋 俊昭
農業委員会 会長	太田 昭市
農業委員 事務局長	鈴木 正徳
総務課長	関 秀三
企画課長	小田桐 宏之
財政課長	佐藤 明
市民課長	長尾 晶子
保護福祉課長	須藤 久男
農林水産課長	工藤 雄三
土木課長	三上 義博

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋 満直
次長	岩川 静子
議事係長	小林 耕正
庶務係長	飛鳥 順一

午前10時31分 開会

◎開会宣告

- 議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員29名、定足数に達しております。  
これより平成20年五所川原市議会第1回定例会を開会いたします。
- 

◎開議宣告

- 議長（齊藤一郎） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の会議は、議事日程第1号により会議を進めます。
- 

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（齊藤一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、21番阿部春市議員、22番桑田茂議員、23番福士寛美議員を指名いたします。
- 

◎日程第2 会期の決定

- 議長（齊藤一郎） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から13日までの15日間といたしたいと思  
います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から15日間と決定いたしました。
- 

◎諸般の報告

- 議長（齊藤一郎） 次に、この際諸般の報告をいたします。  
市長より地方自治法の規定に基づき報告がありました。報告第1号は専決処分の報告  
についてであります。報告書は、お手元に配付しておきましたから御了承願います。
- 

◎日程第 3 議案第 1号から

日程第47 議案第45号まで

- 議長（齊藤一郎） 次に、日程第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることにつ  
いてから日程第47、議案第45号 五所川原市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定に  
ついての45件を一括議題といたします。

---

◎日程追加の議決

○議長（齊藤一郎） 提案理由の説明を求める前に、本日市長より議案第46号 副市長の選任について及び議案第47号 損害賠償額の決定及び和解についての2件を追加提案したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。この際以上の2件を日程に追加し、議題といたすことにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、以上の2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

◎日程第3 議案第 1号から

追加日程 議案第47号まで

○議長（齊藤一郎） 市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 一登壇一

本日ここに、平成20年五所川原市議会第1回定例会が開会され、市の行財政運営のかなめとなります多くの議案を御審議いただくに当たり、提案理由の説明に先立ちまして、市政に対する所信と施策の一端を申し述べ、市民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成20年度は、私が市民の皆様のお支えをいただき就任し、早いもので3年目となる折り返しの時期を迎えます。

昨年6月の市議会定例会におきまして、議員各位の御理解を賜り、合併後初めて策定しました五所川原市総合計画が2年目を迎え、市民の皆様が活力に満ちあふれた健康で文化的な生活を送り、住みよさを実感できる「活力ある・明るく住みよい豊かなまち五所川原」の実現に向け、より一層全力で取り組んでまいりたいと思っております。

さて、昨年のお世相をあらわす漢字として「偽」が選ばれました。振り返りますと、年頭から食品等の賞味期限の改ざんや産地・原材料の虚偽表示、国民年金記録の紛失など、国民生活に大きな不安を与える問題が多発した年でありました。

ことしになりましても、中国製冷凍ギョーザ問題が発生し、食品に対する不安が広がっており、改めて安全で安心できる社会の必要性を痛感しているところであります。

一方、政府による平成20年度の経済見通しでは、実質2%成長を予測しており、企業

収益も底堅く推移し、雇用環境も緩やかに改善することで個人消費も堅調に推移すると見込まれております。しかしながら、昨年秋以降、米国のサブプライムローン問題で世界経済全体に景気後退に陥る懸念が増しており、今後、景気が持続できるか警戒も必要であります。

さらに、景気回復は、地方の都市や個人の生活には、ほとんど実感がなく、市場原理的な構造改革によって、雇用や医療などさまざま分野で都市と地方の「格差」が広がっており、政策の見直しが期待されます。

地方分権についてであります。昨年4月に地方分権改革推進法が施行され、第2期分権改革という新たなステージの幕が開きました。この第2期分権改革では、地方への権限移譲を図るとともに行政の簡素化、税源の移譲が検討されます。これまでの地方分権に関する議論を踏まえ、本来あるべき地方自治の枠組みを確かなものとし、地方の自由度が拡大されなければなりません。当市としましても、制度改正に適切に対処し、地方分権に対応できる持続可能なまちづくりを、より一層推進する考えであります。

行財政改革については、「五所川原市行政改革大綱」に基づく「五所川原市集中改革プラン」並びに「五所川原市財政健全化計画」を着実に推進してまいります。

本市の財政は、収支不均衡により平成17年度から3年連続で空財源の予算編成を余儀なくされておりましたが、市民の皆様の御協力と各種補助事業の休廃止や市職員の給与カット、さらに議員発議による議員報酬の削減、政務調査費の支給停止などの実施により、平成20年度の予算編成においては空財源計上を解消することができました。

今後におきましても、累積赤字の早期解消を目指し、収支均衡のとれた財政運営を行うことができる行財政体質への転換を早期に図るため、従来にも増して歳出の抑制と効率化に努めるとともに、歳入についても受益者負担の適正化を初め、税負担の公平性の確保という観点から、早期納税の推進・滞納整理の強化を図り、徴収率の向上に努めてまいります。

また、平成20年度から、競争性、透明性をより一層高めるため、建設工事に係る入札制度に条件つき一般競争入札を導入してまいります。

行政組織については、市民ニーズへの確かつ迅速に対応する機動的・合理的な組織機構を目指しまして、平成20年度より、段階的に見直しを図ってまいりたいと考えております。

地方分権の進展とともに、地方自治体には、独自の政策形成能力が求められ、そのためには、職員の意識改革と能力向上、さらに経営感覚が必要不可欠となってまいります。職員一人一人が五所川原市の行政を担うという使命と責任感を自覚して、高い倫理観と

公務意識を持ち、業務の執行に当たることができるよう指導を強めてまいりたいと考えております。

行財政改革を進めながら、一方では時代の変化に対応し、サービスの受け手である市民の満足度を高めなければならないという難しいかじ取りが求められております。

これを達成してこそ、本市が夢と希望のあるまちとして、さらなる飛躍が可能になると確信しております。

それでは、総合計画に掲げた基本政策の体系に沿って、主要事業等に関し、御説明申し上げます。

まず、次世代に誇りをもって引き継ぐまち（都市基盤の整備）でございます。

「住みよいまち」として、快適な市民生活が送れるよう、良好な市街地の形成と都市機能の集積に努め、豊かな自然と調和ある都市機能の整備を推進してまいります。

大町二丁目地区土地区画整理事業については、中心市街地再生を図るため、引き続き推進します。

また、道路網の整備については、国道101号五所川原西バイパス、国道339号等の整備促進に向けて、国、県への働きかけを強めていくほか、市道藤枝3線の改良事業を推進してまいります。

公共交通を維持するため、老朽化した津軽鉄道の施設緊急保全整備を引き続き支援してまいります。

次に、活力と魅力のあるまち（産業の振興）であります。

本市にとって農業は、まちの活力を高める大切な産業であります。このため、農業の担い手を育て、持続可能な地域営農体制の確立に向け、支援してまいります。基幹作物である米やリンゴ、野菜などを中心に、生産性の向上を図るとともに、販路の拡大や地産地消を推進し、農業の振興に努めてまいります。

また、五所川原農業活力推進本部において協議された「五所川原農業活力推進計画」のさまざまな方策については、その具体化に向けて努力してまいります。

次に、観光につきましては、東北新幹線新青森駅開業が平成22年予定され、来年は作家太宰治生誕100年を迎えることから、県や各種団体と連携しながら、本市の豊かな観光資源を生かし、情報発信に努めてまいります。

立佞武多は、東京ドーム主催の「ふるさと祭り東京」に出陣し、首都圏民へ強力に五所川原のPRを行ってまいります。

さらに、「太宰のふるさと」として大いにPRするため、本年6月に実行委員会が開催する、「走れメロス」マラソンを支援してまいります。

健やかで潤いのあるまち（保健・医療・福祉の充実）の実現に向けましては、明るく健やかな社会を築くため、各種施策を展開してまいります。

まず、健康づくりにつきましては、市民の皆様が生涯にわたって健康を維持し生きがいのある生活を送れるよう、特定健康診査及び特定保健指導を実施してまいります。

また、4月からの後期高齢者医療制度に向け、円滑にスタートできるよう業務執行体制を整えてまいります。

さらに、生後4カ月までの乳児のいる家庭への訪問をこれまで第1子に限っていたものを、全乳児を対象に訪問することとしたほか、無料の妊婦健診についても、これまでの2回から5回へと拡充し、子供を安心して産み育てることができる環境づくりのため、支援体制を充実してまいります。

自治体病院を取り巻く環境は、厳しさを増しております。市民の皆様が将来にわたり安心して暮らしていくためには、何としても地域医療を守り続けなければなりません。現在、つがる西北五広域連合において自治体病院機能再編成に係る協議が進められておりますが、国が公立病院に対する経営改革ガイドラインを示したことから、中核病院の事業規模や広域医療圏における連携体制など、持続可能な地域医療体制づくりを進めてまいります。

安全で快適な住みよいまち（居住環境の整備）についてであります。良好な住環境の整備を図るため、さくら団地市営住宅建替事業を引き続き推進するとともに、循環型社会の実現に向けて、物やエネルギーの効率的な利用やリサイクルの推進などに取り組んでまいります。

心豊かでたくましい人づくり（教育・文化の振興）であります。次代を担うたくましい人材の育成には、教育の基本となる学校教育の施設・環境の整備が必要なことから、五所川原第一中学校の建設について、引き続き体育館及び武道館の建設を進めるほか、統廃合に向けて長橋小学校を改修してまいります。

また、突然死から児童・生徒を守るため、市内の小中学校16校及び中学校5校へ自動体外式除細動器（AED）を設置いたします。これにより市内全校へ設置されることとなります。

共に支え合う開かれたまち（参画と協働）についてであります。市民参加と開かれた市政を推進するため、情報公開を推し進め、市民の皆様にわかりやすい市政運営に努めてまいります。

本市におきましては、非常に厳しい財政状況に直面しておりますが、五所川原市の持つ豊かな自然と多くの歴史的資源、文化的資源を生かし、将来にわたり持続的に発展す

る基盤を整え、次世代に継承していく活力あるまちづくりを進めるために、職員一丸となり、総力を挙げて施策を展開してまいります。

市民の皆様の御理解、御協力と議員各位の御指導を心からお願いいたしまして、平成20年度の施政方針といたします。

それでは、平成20年五所川原市議会第1回定例会に上程されました議案の提案理由を説明いたします。

議案第1号及び議案第2号は、いずれも専決処分の承認を求めることについてであります。

議案第1号は、平成19年度五所川原市一般会計補正予算を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第2号は、市が行う土地改良事業の施行について定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第3号は、平成19年度五所川原市一般会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に7,359万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ313億4,806万2,000円とするものであります。

議案第4号は、平成19年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に1,121万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ87億4,736万2,000円とするものであります。

議案第5号は、平成19年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に100万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,688万6,000円とするものであります。

議案第6号は、平成19年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に12万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4,395万9,000円とするものであります。

議案第7号は、平成19年度五所川原市介護保険特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額から1,862万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ49億4,617万5,000円とするものであります。

議案第8号は、平成19年度五所川原市病院事業会計補正予算であります。収益的収入及び支出の予定額を収入69億5,420万2,000円、支出74億668万円とするものであります。

議案第9号は、平成20年度五所川原市一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ263億5,000万円とするものであります。

議案第10号は、平成20年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億5,490万6,000円とするものであります。

議案第11号は、平成20年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算であります。歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億9,626万円とするものであります。

議案第12号は、平成20年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,412万5,000円とするものであります。

議案第13号は、平成20年度五所川原市老人保健特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億975万6,000円とするものであります。

議案第14号は、平成20年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,354万7,000円とするものであります。

議案第15号は、平成20年度五所川原市介護保険特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,645万3,000円とするものであります。

議案第16号は、平成20年度五所川原市立高等看護学院特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,316万5,000円とするものであります。

議案第17号は、平成20年度五所川原市下水道事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,547万円とするものであります。

議案第18号は、平成20年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,814万7,000円とするものであります。

議案第19号は、平成20年度五所川原市農業集落排水事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,465万7,000円とするものであります。

議案第20号は、平成20年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,913万6,000円とするものであります。

議案第21号は、平成20年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,625万5,000円とするものであります。

議案第22号は、平成20年度五所川原市相内財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147万4,000円とするものであります。

議案第23号は、平成20年度五所川原市脇元財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120万7,000円とするものであります。

議案第24号は、平成20年度五所川原市十三財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54万8,000円とするものであります。

議案第25号は、平成20年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33万円とするものであります。

議案第26号は、平成20年度五所川原市病院事業会計予算であります。収益的収入の予定額を68億37万3,000円、収益的支出の予定額を70億5,256万6,000円とし、資本的収入の予定額を2億1,149万3,000円、資本的支出の予定額を3億2,723万9,000円とするものであります。

議案第27号は、平成20年度五所川原市水道事業会計予算であります。収益的収入の予定額を16億3,256万4,000円、収益的支出の予定額を13億7,320万3,000円とし、資本的収入の予定額を9億2,050万1,000円、資本的支出の予定額を16億1,781万4,000円とするものであります。

議案第28号は、平成20年度五所川原市工業用水道事業会計予算であります。収益的収入の予定額を1億1,832万円、収益的支出の予定額を8,772万2,000円とし、資本的収入の予定額を1億2,537万1,000円、資本的支出の予定額を1億9,032万6,000円とするものであります。

議案第29号は、五所川原市後期高齢者医療に関する条例案であります。五所川原市が行う後期高齢者医療の事務に関して所要の事項を定めるため提案するものであります。

議案第30号は、五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例案であります。ふるさと交流圏民センター事務組合が平成20年3月31日をもって解散し、同組合の財産が五所川原市に帰属することとされたことに伴い、同施設の設置及び管理に関し所要の事項を定めるため提案するものであります。

議案第31号は、五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例案であります。五所川原市新エネルギービジョン策定委員会を廃止し、五所川原市廃棄物減量等推進審議会、五所川原市水道事業経営審議委員会及び五所川原市工業用水道事業経営審議委員会を設置するため提案するものであります。

議案第32号は、五所川原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案であります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正による育児短時間勤務制度の導入等に伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第33号は、五所川原市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案であります。特別職の職員で非常勤のもの報酬額ほか所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第34号は、五所川原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案であります。清掃作業手当を廃止するため提案するものであります。

議案第35号は、五所川原市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案であります。日額旅費の規定を改めるため提案するものであります。

議案第36号は、五所川原市特別会計条例の一部を改正する条例案であります。高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定により、特別会計を設置するため提案するものであります。

議案第37号は、五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案であります。国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第38号は、五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案であります。高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、重度心身障害者医療費助成の対象者ほか所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第39号は、五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案であります。国民健康保険法の一部改正に伴い、一部負担金の割合その他所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第40号は、五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例案であります。使用料ほか所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第41号は、五所川原市長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例案であります。市長等の給料月額の特例期間を延長するため提案するものであります。

議案第42号は、五所川原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案であります。職員の給料月額の特例期間を延長するため提案するものであります。

議案第43号は、五所川原市農業集落排水事業減債基金条例を廃止する条例案であります。五所川原市農業集落排水事業減債基金条例を廃止するため提案するものであります。

議案第44号は、五所川原市勤労青少年ホーム設置条例を廃止する条例案であります。五所川原市勤労青少年ホーム設置条例を廃止するため提案するものであります。

議案第45号は、五所川原市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてであります。地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、本日追加いたしました議案の提案理由を申し上げます。

議案第46号は、副市長の選任についてであります。副市長に三上裕行氏を選任するため、議会の同意を求めるものであります。氏は、人格、識見ともにすぐれ、経験も豊かであり、副市長の職務を行うにふさわしい人物と認め提案させていただいたものであり、満場をもって御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第47号は、損害賠償額の決定及び和解についてであります。損害賠償額を定め、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求

めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

---

◎先議の議決

○議長（齊藤一郎） この際、お諮りいたします。

議案第46号 副市長の選任について及び議案第47号 損害賠償額の決定及び和解について、以上の2件を先議いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、以上の2件は先議することに決しました。

---

◎委員会付託省略の議決

○議長（齊藤一郎） なお、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第46号及び議案第47号については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、以上の2件については委員会付託を省略することに決しました。

---

○議長（齊藤一郎） 議案第46号 副市長の選任についてを議題といたします。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。  
よって、本件はこれに同意すること決しました。

---

○議長（齊藤一郎） 次に、議案第47号 損害賠償額の決定及び和解についてを議題といたします。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

この場で暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

---

午前11時12分 再開

○議長（齊藤一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎副市長就任あいさつ

○議長（齊藤一郎） 本日就任されました三上裕行副市長からごあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

副市長。

○副市長（三上裕行） 一登壇一

議長のお許しをいただきまして、壇上からではございますが、一言ごあいさつを申し上げます。

先ほど議会で御承認をいただき、副市長を拝命した三上でございます。今は職責の重さに改めて身の引き締まる思いでいっぱいでございます。御案内のとおり、現在の地方自治制度は、地方分権の大きな流れの中、市民のニーズが多様化する一方で、地方財政

を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、限られた財源と人員で行政を運営していくためには、行財政改革は避けては通れない課題であります。しかしながら、改革自体が目的ではございませんし、大事なことはその先に希望が持てるようにしっかりと方向性を示していくことにあると思います。

このような状況の中で、当市では平山市長のリーダーシップのもとに職員が一丸となって諸改革、諸施策に積極的に取り組んでおるところでございます。微力ではあります。市長を支え、職員の皆さんとともに汗をかきながら、活力ある、明るく住みよい豊かなまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

浅学非才ではございますが、五所川原市発展のため、誠心誠意全力を尽くしてまいり所存であり、議員の皆様方には特段の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

---

#### ◎休会の件

○議長（齊藤一郎） 以上で本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。明29日は議案調査のため休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、明29日は休会とすることに決しました。

なお、3月1日及び2日の両日は、会議規則第9条第1項の規定により休会とし、次回は来る3日定刻より会議を開きます。

---

#### ◎散会宣告

○議長（齊藤一郎） 本日はこれにて散会いたします。

午前11時17分 散会

平成20年五所川原市議会第1回定例会会議録(第2号)

---

議事日程

平成20年3月3日(月)午前10時開議

第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

---

出席議員(30名)

1番 花田 進 議員	2番 井上 浩 議員
3番 片山 英幸 議員	4番 齊藤 一郎 議員
5番 山田 善治 議員	6番 伊藤 永慈 議員
7番 吉岡 良浩 議員	8番 成田 和美 議員
9番 鳴海 初男 議員	10番 高杉 利彦 議員
11番 平山 秀直 議員	12番 木村 博 議員
13番 田中 賢一 議員	14番 山口 孝夫 議員
15番 松野 武司 議員	16番 寺田 武造 議員
17番 古川 幸治 議員	18番 秋元 洋子 議員
19番 稲葉 好彦 議員	20番 磯邊 勇司 議員
21番 阿部 春市 議員	22番 桑田 茂 議員
23番 福士 寛美 議員	24番 木村 清一 議員
25番 野呂 國四郎 議員	26番 加藤 磐 議員
27番 三 渦 春樹 議員	28番 川浪 茂浩 議員
29番 工藤 武則 議員	30番 葛西 収三 議員

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者(28名)

市 長	平山 誠敏
副 市 長	三上 裕行
財 政 部 長	佐藤 茂宗

民 生 部 長	佐 藤 文 治
福 祉 部 長	宮 崎 堅 治
経 済 部 長	笹 森 英 志
建 設 部 長	白 戸 幸 一
金木総合支所長	福 井 定 治
市浦総合支所長	成 田 義 正
西北中央病院 事務局長	平 山 耕 一
水道事業 所長心得	工 藤 勝
会計管理者	中 村 健
教育委員長	阿 部 育 也
教 育 長	木 下 巽
教 育 部 長	木 村 一 善
選挙管理委員会 委員長	川 浪 太刀男
選挙管理委員会 事務局長	三 上 隆
監 査 委 員	大 野 欽 也
監 査 委 員 事務局長	高 橋 俊 昭
農業委員会 委員長	太 田 昭 市
農 業 委 員 会 事務局長	鈴 木 正 徳
総 務 課 長	関 秀 三
企 画 課 長	小田桐 宏 之
財 政 課 長	佐 藤 明
国保年金課長	鎌 田 和 廣
保護福祉課長	須 藤 久 男
農林水産課長	工 藤 雄 三
土 木 課 長	三 上 義 博

---

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 高 橋 満 直

次		長	岩	川	静	子
議	事	長	小	林	耕	正
庶	務	長	飛	鳥	順	一

---

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員28名、定足数に達しております。

休会前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により会議を進めます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（齊藤一郎） 日程第1、一般質問を許可します。

なお、会議規則第63条の規定により、質問は再質問を含め3回までとなっております。

また、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、19番稲葉好彦議員。

○19番（稲葉好彦議員） 一登壇一

おはようございます。平成20年第1回定例会に当たり、通告に従い一般質問を行います。

記録づくめの暖かさだった昨年に比べ、ことしの冬は積雪量が少な目ながら寒さは平年並みであったそうでありますが、三寒四温を繰り返し、春に少しずつ近づいている中で本定例会が開会され、空席だった副市長が就任し、平山市長の行政運営体制も整い、今後の市政のかじ取りに期待をするものであります。私は、三上副市長が述べた就任のあいさつに大きな期待を持った一人であります。それ以上にそのあいさつの内容に対して大きくうなずいていた平山市長の表情がとても印象的でありました。三上副市長には、これまで培われてきた行政の経験と知識を大いに発揮され、平山市長のよき片腕として、また同志として市勢発展のために粉骨砕身の活躍を祈念するものであります。

合併以後3年続いた空財源による予算編成もようやく解消されたようですが、依然として予断を許さない厳しい状況にあります。本定例会が五所川原市の百年の大計を築く上で活発な議論がされる議会となるよう期待して、一般質問に入ります。

最初の質問は、行財政改革についてであります。平山市長は就任以来、財政の健全化、適正化を公約に掲げ行政運営に取り組み、行政改革大綱、集中改革プランを経て、財政健全化計画を策定し、多くの改革に取り組んでまいりました。この改革の歳出における主な内容は、一般会計を中心とした事務事業の休廃止や各種手数料、負担金の見直し、そして利率の高い既存の地方債の繰上償還、市長並びに市職員の報酬及び給料の削減、そして期間の延長等であります。また、市議会でも本年4月より任期満了までの間、議

員報酬の削減と政務調査費の交付の停止、さらに次回改選時における議員定数の削減をすることを昨年9月第4回定例会において議員発議により全会一致で議決したところであり、一方歳入では、地方交付税の大幅な増加や、国が地方財政対策で新たに設けた地方再生対策費などにより、昨年と比較すると財政確保には有利な状況になっております。このような中で平山市長は、活力ある、明るく住みよい豊かなまちづくり実現のために、4年ぶりに空財源を回避した平成20年度当初予算案を編成したところでありますが、その予算編成方針並びに効果、今後の財政見通しについてお聞きしたいと思います。

次に、平成20年度における滞納繰越金に対する収納対策について質問いたします。平成18年度の決算では、市税並びに負担金及び使用料で約6億円、国民健康保険特別会計では約8億3,000万円、介護保険特別会計では約3,000万円の収入未済額が発生しております。中でも市民が直接サービスを受けて支払わなければならない負担金や使用料の収入未済額も大分滞納されているようであり、これらに対する収納対策を今後どう対処していくのかをお聞きします。

次に、財政健全化計画で実施された一般会計を中心とした事務事業の見直しですが、今後特別会計や企業会計に対してどのように行っていくのかをお聞きいたします。また、実施するとするならば、その際の方針、内容もあわせてお聞きしたいと思います。

次は、市所有の普通財産、法定外公共物及び公共用地先行取得で未利用地の取り扱いについて質問をいたします。平成19年度では、財政健全化の一環で地域福祉基金を繰り入れたほか、第三セクター、五所川原街づくり株式会社の株式を売却したようですが、平成20年度ではこのような巨額な財源は見当たりません。しかし、平成19年度の一般会計補正予算書では、物品売り払い並びに不動産の売払収入が発生しており、引き続き売払収入が期待されるところであります。今後も公共用地で事業変更に伴って発生した売り払い可能な用地等が発生することも予想されますので、平成20年度でもこのような用地等を売却する予定があるのか、またどのくらいの規模であるのかをお聞きします。

それでは、2つ目の雇用対策についての質問をいたします。現在五所川原市を取り巻く雇用状況は、長引く不況や産業構造格差等により非常に厳しく、有効求人倍率を見ても顕著であります。昨年12月の全国有効求人倍率は約0.98%、青森県では0.47%であります。これに対して五所川原市は0.19%と依然として低く、地元定住志向の新規学卒者を初め、就業の場を希望する方々には切実な問題となっております。現在青森テクノポリスハイテク工業団地漆川には、第1、第2合わせて23社が操業し1,754名の雇用がさ

れており、当市の雇用確保に大きく寄与しております。平山市長が掲げるまちづくりの目標の中には、地域活力の創造がありますが、これを実現するためには財政健全化計画の推進と同時に、都市基盤の整備と産業の振興を強力に推し進め、新たな企業誘致活動を行い、既存の企業に対しては増量、増産体制をお願いして雇用拡大を図ることが必要だと思われます。しかし、企業誘致活動を推進しているのは当市のみならず、県内外の工業団地を所有する地方自治体も多様な優遇支援制度を設け推進しているところから、地域間競争が激化していると思われます。この競争に打ち勝つためにも、今後の活動や施策が大事になると思われますが、この件についての見解をお聞きしたいと思います。

また、これに関して漆川第2工業団地の有効活用について質問をいたします。現在行っている企業誘致のための制度は、一定の要件の中ではありますが、固定資産税の各種特別措置や用地取得助成金、さらに新規雇用に関する助成措置を設け、1平方メートル当たり1万400円で分譲中でありますが、全区画に企業立地されていないのが現状であります。このような現状にあつて、昨年12月、津軽自動車道が開通し、工業団地付近の南北に2つのインターチェンジが設置されたことから、東北自動車道へのアクセスが容易となり、これまでとは違ふ企業誘致が図られるものと思います。

加えてもう一点は、土地の用途地域の見直しであります。青森テクノポリスハイテク工業団地漆川は、昭和59年2月から計画され、工業専用地域として24年の時間が経過いたしました。この間産業構造変化や少子高齢化など、産業構造形態を取り巻く環境が大きく変化したため、時代のニーズに合つた業種の企業の進出が構築物の用途制限などにより立地ができない状況にあります。また、現在の用途地域は平成8年に都市計画決定されて以来、12年間見直しがされておりません。なお、平成20年度において都市計画基礎調査業務委託料が予算計上されていることから、市内全域にわたる用途地域の見直しが行われることと思います。活力と魅力あるまちづくりのためには、漆川第2工業団地に企業誘致を行い、一層の雇用対策を図る上で、従来制度に高速交通体系の整備等を勘案しながら用途地域の見直しを加えることが必要と思いますが、この件についての見解をお聞きいたします。

以上、大きく2項目について質問いたしますが、市長及び関係部長の答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） まず、行政改革について、平成20年度予算編成方針及び今後の財政見通しについてお答えします。

本市の財政は、収支不均衡により平成17年度から3年連続で空財源を計上した予算編成を余儀なくされておりましたが、五所川原市行政改革大綱に基づく五所川原市集中改革プラン並びに五所川原市財政健全化計画のもと、事務事業の見直し、市職員の給与カット、さらには議員発議による議員報酬の削減、政務調査費の支給停止などの実施により、平成20年度予算編成においては一般会計及び特別会計において合併後初めて空財源の予算計上の解消を図ることができました。これも市民の皆様方並びに議員各位の御協力のたまものであり、心から感謝申し上げる次第でございます。

また、今年度から地方交付税において頑張る地方応援プログラムにより、地域振興費の創設、さらには来年度においては地方税偏在是正による財源を活用して、地域再生対策費が創設されるなど、明るい兆しが見えつつあります。しかし、本市の財政状況は基金残高が底をついており、安定した財政運営が行える状態にはまだ至っておりません。しかし、このような状況の中において原油価格の高騰に伴う生活必需品や日用食料品を初めとする諸物価の値上げが相次ぎ、中でも灯油やガソリンの価格高騰によって、暮らしと地域経済は一層厳しくなっております。さらに、今年度の定率減税の廃止による低所得者の市県民税の実質的アップなどにより、市民の皆様の実質負担が増す中においては、このたびの後期高齢者医療制度による国保税の改正に当たっては、とりわけ高齢者や低所得者等の生活弱者に十分配慮した改正を図らなければならないものと考えております。現在緩和措置をあらゆる面から担当部局へ検討させており、まとまり次第改めて議会への協議を図る所存であります。

稲葉議員におかれましては、今後ともさらなる御指導と御教授をお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 滞納繰越金に対する収納対策についてお答えします。

平成20年1月末における国保税を含む市税等の現年未収額は13億7,000万円、収納率は82.57%、滞納繰越額は13億円、収納率は9.21%となっており、合計で26億7,000万円となっております。滞納繰越額のうち3億5,000万円については、過去2年間全く税金を納付していない、いわゆる悪質滞納者として重点的に折衝の上、必要な場合には滞納処分を実施しております。

滞納者に対する徴収方法といたしまして、職員による電話催告、訪問催告及び収納嘱託員による訪問催告を実施しております。これらの対象者のうち、全く反応のない者については、預貯金、不動産、給与、生命保険、水田農業構造改革産地づくり対策交付金、所得税還付金等の差し押さえを実施しており、平成18年につきましては件数で118件、

金額では2,200万円となっております。今年度の定率減税の廃止による低所得者の市県民税の実質的アップ、また来年度においては国民健康保険税の改正等により、市民1人当たりの納税負担額がふえる状況にもあります。

今後の徴収方策といたしましては、市税等の口座振替の推進、収納課の差し押さえ等に係る専門職員の設置による効率的な滞納処分、タイヤロック導入やインターネット公売等を予定しております。

また、国保税の収納率向上には、国民健康保険証の短期証や資格証交付要件の見直し、そして悪質滞納者に対しては住民サービスの一部停止措置等も検討する時期となってきたのではないかと考えております。

また、保育料の滞納状況は、平成20年1月末で滞納件数423件、4,900万円となっております。収納率の向上対策として、市内の社会福祉法人等が運営する保育園19カ所に保育料の収納委託をことし4月から図る予定としております。

次に、特別会計及び企業会計の事務事業の見直しであります。平成19年2月23日に策定した五所川原市財政健全化計画は、旧地方財政健全化法である地方財政再建促進特別措置法の財政再建団体への転落防止を図るため、普通会計での累積赤字額の解消を目標に定めたものであります。そのため、特別会計についても事務事業の見直し等を図った上での平成23年度まで具体的な数値目標を掲げた特別会計財政計画の策定を図ります。さらに、各特別会計の財政計画とあわせ、五所川原市財政健全化計画の財政試算の改定を図ります。これらについて、今議会閉会後に議会への説明を図るとともに、市ホームページ等により公表を図る予定としております。

企業会計につきましては、中期経営計画書を策定済みであります。昨年12月に総務省より出された公立病院改革ガイドラインに基づき、西北中央病院においては新たに改革プランを作成する予定であります。

次に、平成20年度普通財産処分の見通しについてであります。平成19年度は22カ所、面積は8,296平方メートル、売却額は3,088万6,000円であります。また、物品の売却についてはロータリ除雪車1台、ピアノ3台を売却し、総額は272万3,000円となっております。平成20年度の売却予定箇所は、法務局北側の用地を含む7カ所を予定しております。公売については、毎年2回、市広報及びホームページに売却について宣伝をしているところでありますが、現時点で購入希望者がいない状況にあります。

今後は、普通財産及び物品の処分について、より一層の努力をしてまいりますので、今後とも御指導のほどよろしくお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○**経済部長（笹森英志）** 企業誘致についてお答えいたします。

これまで当市の企業誘致活動につきましては、毎年青森県に対して、企業活動促進についてといたしまして重点事業の要望をしているほか、工業団地のパンフレットを青森県の東京事務所、名古屋、大阪情報センターに配布し、宣伝していただいているところでございます。また、当市のホームページに工業団地の情報を掲載しております。昨年の10月には、東京で開催されました青森県企業誘致活動推進協議会主催のあおり産業立地フェアに参加いたしまして、工業団地の情報提供と誘致のお願いをするとともに、企業の情報収集を行ってまいりました。

また、企業誘致における地域間競争に対する当市の施策につきましては、企業を誘致する際の優遇措置等を検討するなどして、積極的に企業の誘致を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、漆川工業団地の有効活用についてであります。当市では産業構造の高度化、新規学卒者や離農者等に対する雇用の場の確保を図るため、企業誘致活動に努めてまいったところであります。青森テクノポリスハイテク工業団地漆川は、議員おっしゃったとおり昭和59年2月、農村地域工業実施計画を変更し、工業導入地区として設定、同年3月には工業立地法の工場適地の指定を受け、平成6年度からは第2工業団地を造成する等企業誘致の受け皿として整備してきたところであります。

現在第2工業団地の工業用地19.4ヘクタールのうち、6ヘクタールに地場企業等が立地しておりますが、バブル経済崩壊以降、企業の設備投資に対する戦略が大きく変化してまいりまして、進出に係る人件費、労働力及び優遇措置の要件が厳しくなり、13.4ヘクタールが分譲中となっております。漆川工業団地につきましては、平成19年6月に施行された企業立地促進法に基づく青森県津軽地域産業活性化計画において重点的に企業立地を図るべき区域とされてございますので、今後とも積極的な企業誘致活動を推進してまいりたいと考えてございます。なお、今後市全体の土地利用が検討され、都市計画の見直し等が必要とされた際には、既存企業や誘致した企業の立地、操業環境を保全する観点から、支障とならないよう関係部署と検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○**議長（齊藤一郎）** 建設部長。

○**建設部長（白戸幸一）** 用途地域の変更の見解についてお答えいたします。

現在の用途地域は、平成8年4月1日に都市計画決定されて以来12年を経過しており、用途地域の見直しが必要であると認識しております。用途地域の変更に際しては、県の用途地域決定基準に適合し、かつ県の同意が必要であることから、平成20年度に実施さ

れる都市計画基礎調査の結果を根拠として、用途地域の見直しを行う予定です。

また、変更に際しては、説明会などを開催しながら、市民の意向を反映するとともに、県や市の上位計画との整合を図り、当市の雇用創出につながる企業、事務所、店舗などの適切な誘導を図るとともに、居住地においては用途規制による快適な居住環境の確保を図るなど、良好な市街地形成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（齊藤一郎） 19番。

○19番（稲葉好彦議員） 再質問をさせていただきます。

まず、市長並びに関係部署の答弁、まことにありがとうございました。行財政改革、特に財政の健全化を図るということについては、これをすれば、そしてまたこれを行えばという、いわゆる特効薬というのではないと思われまます。ですので、長期間にわたり、なおかつ市民の皆様の負担をかけるということでもありますので、非常にこれは賛否両論が伴うものだろうと思っております。しかしながら、将来のため、我々の次世代の子供たち、孫たちの時代を考えれば、今やっておこなきゃならないということもあると思っておりますので、どうぞ平山市長、いろいろ大変だと思われまますけども、この行革を力強く推進し、五所川原市の未来のためにまた頑張ってくださいと思っております。

そのような中で、まず財政に関して1点再質問させていただきます。保育料の話が出ましたので、このことについてちょっと再質問いたしますが、平成20年1月現在で423件、約4,900万円の滞納があると、これを委託するということでもあります、これは対価を得る方はやはりそれなりの負担をするのが至極当然なことだろうと思っておりますので、この点については関係部署並びに市内のほうで協議して、積極的に進めていただきたいと思います。

そしてまた、私個人的にも思われますけども、やはり保険料、そしてまた市税とか、そういう各種手数料を滞納している人は、それ1カ所だけではないというような気がいたします。税金を滞納していれば保育料も滞納している、住宅ローンも滞納している、1人の方に結構複数の滞納があるんじゃないかなと思われまますので、この際には今現在の収納体制、例えば市民税ですとか、国保ですとか、介護保険については収納課が担当していく、その他の負担金は各課のほうで対応するのが今の現状だと思っております。この縦割りの収納体制を横断的なものに加えて、ひとつ総合窓口的なものを設置していただけないかなと、この辺の検討を要望するものであります。例えば私が3つのもの、2つのものを滞納すれば、収納課の職員が来る、そしてまた各課の人が来るということになって、1人の滞納者の方に対して市の担当者が複数の方が来る、これではまた払うほうもいろいろ大変だと思われまますので、この総合窓口的なものを検討していただければどう

かなと思うわけであります。

それから、企業誘致の活動、そして今後の施策についてでありますけども、経済部長、検討するという答弁がございました。いろんな他の市のホームページや資料を見ますと、やはり五所川原市もまた有利だといえますか、いい制度を持っていますよね。特に県内におきましては、津軽地方と南部を比較する場合には、どうしても南部のほうが強力な優遇措置があるように思われます。ですから、それとプラス既存の企業とのバランスもありますので、この辺を具体的に検討するということですから、多分具体的なものはまだ検討になっていないと思いますので、これは今後の課題として何とか検討するというのを、見直しというところまでひとつ引き上げていただきたい、これを要望しております。もし答弁がありましたら、お願いしたいと思います。

それから、もう一つ、土地の用途地域の見直しについてでありますけども、建設部長、今20年度で行うということがございました。都市計画基礎調査が開始された場合、今後のスケジュールですけども、具体的にどのような作業を行って、いつごろその変更がなされるのか、この辺をひとつお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 組織横断的な総合収納体制につきましてお答えします。

市民税等各種税のほか税外収入についても窓口を一本化し、収納率の向上を図るべきとの内容だと思っておりますが、税外収入は各種あります。水道料金、公共下水道使用料、農漁業集落排水施設使用料、市営住宅の使用料、保育所の負担金等が該当します。現在水道料金、公共下水道使用料については、一括収納を実施しております。ことし4月に農村整備課の農漁業集落排水事業の業務を下水道課に統合し、さらに下水道課の配置を水道事業所へ移行し、水道料金徴収システムの改修を図った後に、すべての下水道関係料金と水道料金との一括収納へ移行する予定としております。

御提言のとおり限られた人員を集中的に活用し、また納付データを共有することで未納付の方々への催告が効率的になるものと考えております。窓口の一本化については、データ共有のためのシステム改修、人員配置のほか、会計が異なる場合にあっては、各種調整が必要になるところでありまして、市財政基盤の強化は無論のこと、公平性の確保といった観点からも収納率の向上、滞納金の処分は極めて重要なことでもありますので、議員御提言の手法については今後とも前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） 誘致企業についてお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおりでございますが、現在の財政状況が非常に厳しい中ではございますが、ただテレマーケティング関連産業の立地を促進するため雇用の拡大を図るということで、昨年度五所川原市雇用奨励対策事業費補助金を計上させていただきました。本当に厳しい状況であります、そういうふうな形で見直ししていかなければならないものと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 建設部長。

○建設部長（白戸幸一） 都市計画基礎調査後の用途地域変更等のスケジュールについてお答えいたします。

都市計画基礎調査の結果に基づき、平成21年度には県が五所川原市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランの策定に着手し、平成22年度に都市計画決定が予定されていることから、県と案の作成段階において調整を図りながら、県の都市計画決定後、平成22年度内を目途に用途地域の見直しをしたいと考えております。

○議長（齊藤一郎） 19番。

○19番（稲葉好彦議員） それでは、3回目の質問というか、意見を述べて終わりたいと思いますが、まず総合窓口を設けて収納体制を図っていく、これをぜひ検討していただきたいと思えます。やはり限られた職員の人数の中で効率を図るということにあっては、やはりそれぞれ行うのではなく、総合的な見地に立って情報を共有しながらやっただけならばと思うわけでありませう。

それから、企業誘致活動、経済部長おっしゃるとおり非常に厳しいものがあると思えます。その中でも何とか競争に打ち勝って、五所川原市の雇用を確保するために何とかまた頑張っていただければと。そしてまた、そのためには新たな優遇措置並び施策を検討するから見直しというふうに努力をしていただければと思えます。

それから、用途地域の見直しにつきましては、平成22年度を予定されておるというわけでございますけれども、この件につきましても機会がありますごとに我々議会のほうにも報告をしていただければありがたいかと、このように思うわけでございます。

それから、最後は平山市長にですけども、先月の末、ある首長さんのコメントが新聞のほうに載っておりました。その首長さんも我々五所川原市と同じ、いや、それ以上に財政の厳しい自治体だと思っておりますが、その首長さんが「行財政改革を行うということに対しては、市民に痛みが伴うが、再生団体転落は絶対回避しなければならず、少々批判があっても行財政改革を貫かなければならない」というコメントが出されておりました。私もこの首長さんの心中を察するとき、非常につらい思いをいたしますけど

も、やはりこのことを行うということについては、先ほど申しましたが、歳入を確保して歳出を抑えるわけでありますので、当然市民や職員の方々には負担、痛みを伴います。ですので、これを推進するに当たっては賛否両論、意見を繰り返しても甲論乙駁であり、決して満場一致というわけではないと思われまふ。このようなことも考えても、平山市長、今後どうしていくのか、その胸の思いを、もしあるならば、この場でひとつ御披露していただいて、私の質問を閉じたいと思ひます。

○議長（齊藤一郎） 市長。

○市長（平山誠敏） 確かに財政基盤を確立しないことには、いい計画を立てても具体化しないわけでごさいます、やはり財政基盤の確立が一番先ではないかと。そしてまた、この仕事は早く着手したほうが痛みも少ないのではないかと。ということで、就任早々取り組んだわけでごさいます、おかげさまで市民の皆様方、そして議員の皆様方の御理解もいただき、ようやく空財源を組まない予算編成もできた。ただ、これからが本当は大事でごさいます、あと二、三年、やはり地道に改革していく必要があるのではないかと。ここで来ましたので、夕張のような状況になることはないと思ひますが、ただこの地域、一番大きな事業としては自治体病院の再編成の問題もごさいますし、学校の問題、教育の問題、農業の問題、大きな問題がまだまだ山積してごさいますので、これからも財政の状況を見ながら、ひとつ議員各位とも御相談申し上げながら、これからの五所川原市の発展のためにつながるような事業を、やはり順位をつけながら着実に進めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって稲葉好彦議員の質問を終了いたします。

次に、21番阿部春市議員。

○21番（阿部春市議員） 一登壇一

おはようごさいます。平成20年第1回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

最初に、「地域再生と文化資本」というテーマで、北海道大学の石森教授は次のように言っていました。「昨年7月の参議院選挙で自民党は大敗した。その原因として、これまで自民党の牙城であった1人区で6勝23敗と大きく負け越したことが最大の原因である。いわば地方の反乱が自民党の大敗を引き起こしたと言えらる。小泉元総理は、自民党をぶっ壊すと宣言して構造改革を推進した。その結果地域格差が拡大し、地方の疲労が顕著に生じたことによつて地方で反乱が生じ、与党が大敗を喫したのです。日本の政治に今求めらるているのは、地方の疲労に歯どめをかけて、地方の活性化を確実に引き

出す有効な政策や施策を講ずることである。されど、従来実施されてきたばらまきの公共事業は不可であり、地方の活性化に幅広く貢献する観光集客を基軸にした諸事業に力点を置くべきである。日本は1960年代以降に高度経済成長を実現していく過程で、工業立国と貿易立国の両輪で経済大国路線をひた走った。それはまさに外需拡大による国づくりであった。しかし、経済や金融のグローバル化が推進する中で、もはや外需拡大政策だけで日本の未来がバラ色になることはほとんど想定できなくなっている。今現在日本が必要としているのは、内需拡大による国内経済の活性化である。観光立国は内需拡大のための有効な国家デザインのあり方である。小泉構造改革によって地方の疲労に拍車がかかっているため、政府は今後観光に力を注ぎ、内需拡大を図り、文化資本を大切にしたい地域再生を実現させる必要がある。既に日本は成長の時代から成熟の時代へと移行しており、そのような時代にふさわしい公共事業のあり方として文化資本の整備に力点を置くべきである。現在の日本では、社会資本とは異なって文化資本という概念そのものが公的に認められたものとはなっていないために、公共投資による文化資本の整備が行われていない状況にある」、以上が石森教授の主張であります。先見性のある内容と思ひまして、要約して御紹介をした次第であります。

地域再生、私に言わせると地域活性化は、政府に与えられた大きな課題であります。そうした中で、昨年新たに地域資源を開発した活性化対策が動き出しました。中小企業向けではありますが、当市から2件国の指定を受け、平成20年度から具体的に国の補助事業に入っていく内容になっています。これとは別に県が企画し、全面的にバックアップする事業もこれから始まろうとしています。この目的とするところは、歴史を大切にしたいし、文化を発展させることにあります。もちろん市当局にも情報が入っているものと思ひます。市の財政が厳しい中において、このような事業は大いに活用すべきであります。だれもが手っ取り早く考えることは、企業誘致で地域活性化を求めるのですが、マイナス面として企業景気が悪くなると撤退する傾向にあります。だからといって否定しているものではありません。こうした時代であればこそ、新規事業を含む地元企業の育成が必要であると考えます。国の事業にもっともっと手を挙げる企業があつてほしいと思ひます。そのことがまさに市の活性化であります。新市の活性化対策第9弾として御提言申し上げたいと思ひます。前向きな御答弁を期待しております。

こうした動きの中で、市として積極的にサポートすべきと考えますが、いかがでしょうか。あわせて、これまでどのようにかかわってきたのか質問します。

質問の第2点目は、旧金木町の十二本ヤスの対応について質問させていただきます。ある市民から相談がありましたので、率直に申し上げます。昨年の10月に都会の観光客

を案内しながら、金木駅からタクシーで十二本ヤスを見学に行ったのです。途中道路が悪く、タクシーが腹をついたりしていました。その運転手さんいわく、「十二本ヤスのどこがよいのか、深浦のイチョウの木の方がもっとよいよ」と言ったそうです。この言葉に五所川原のガイドをしていた人はがっかりし、不愉快な思いをしたそうでありませう。これを聞いて、あつてはならないことと思ひました。私は、これまで3回行つておひります。本当に不思議な木であります。世界じゆうを探しても二つとないものと思ひます。それだけに貴重な財産であります。このタクシーの運転手さんの発言も問題でありますが、この裏に何かあるのではないかと思ひて、金木総合支所に問い合わせをしたのであります。私の知らなかつたことが、いろいろ知らされました。このたびの一般質問の通告で、事前に木下教育長より説明していただきました。旧金木町の議員は、皆さん知つておひることありますが、経過の概要について、まずは説明を求めたいと思ひます。

問題点は、2つあると思ひます。十二本ヤス付近の土地所有者との交渉経過についてどうであつたのか。

もう一つは、途中の道路は2カ所で舗装が切れておひます。なかなか見ることのできなない珍しい道路でもあります。以上の2点について質問させていただきます。

質問の第3点目は、財政について質問させていただきます。この件については、先ほど稲葉議員も質問しましたので、重複する部分があるかと思ひますけれども、よろしくお願ひします。項目での質問といたします。

1、新たな交付税の配分内容について。2、今年度の除排雪経費の見通しについて。3、平成19年度の決算見通しについて。4、19年度決算見込みにおける財政再建法を適用した場合の状況はどうか。5、平成20年度当初予算において既に説明された行財政改革を100%組み入れた内容か。地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るとあるが、市長自身の政策経費は入つておひるのか。6、今後の財政見通しと集中改革プラン、財政再建計画の見直しを考へておひるのか。7、これは先ほど稲葉議員も質問しておひました。国保の保険税が大幅アップですが、それに伴う対応についてどのように考へておひるのか。

以上7項目について質問し、1回目の質問とします。

○議長（齊藤一郎） 教育長。

○教育長（木下 巽） 阿部議員の十二本ヤスの現状と今後について、旧金木町が当時進めた十二本ヤスの交渉の経緯について御答弁いたします。

平成15年8月、旧金木町教育長のときに文化庁文化部記念物課の桂雄三文化財調査官と県教育庁文化財保護課の三浦副参事が十二本ヤスを視察したときに同行いたしました。樹齡約800年、幹回り約8メートル、高さ34メートル、枝が12本に分かれておひるヒ

バの大樹は、日本でも類がないので、国の天然記念物として指定したい旨を言われました。現状として、根が露出して踏みつけられていること、北東側の面が剥離していること、日当たりが悪く、樹木の勢いが弱く、このままでは枯れるおそれがあるので、国の補助金を活用して保存処置に努めていただきたいということでした。国の天然記念物として指定を受けるには、土地所有者の同意書類に署名と印鑑が必要なので、ぜひ交渉してほしいと依頼されました。当時の金木町長に報告した結果、ぜひ対応してほしいと指示され、直接交渉することになった次第です。しかし、交渉過程でわかったことは、土地は相続されていなかったことです。相続人は7人と多く、金木に在住している方々と約1年余り粘り強く交渉を続けました。また、町長も直接折衝しましたが、これまでの経緯、相続人の個々の思いや人間関係等には入り込めない面もあり、数人の同意を得ることはできませんでした。町長はこれ以上の交渉は無理であると判断し、中断するよう指示されました。このことを町議会協議会、県、国にも報告し、了解を得ました。

以上が十二本ヤスの国天然記念物指定に関する交渉の概要であります。

○議長（齊藤一郎） 金木総合支所長。

○金木総合支所長（福井定治） 私のほうからは、十二本ヤスまでに至る道路整備の経緯についてお答えいたします。

市道坂本11線先の林道沿いに存在する十二本ヤスは、日本一のヒバの大木として合併前に観光資源に位置づけ、そこに至る道路整備ができないものか、平成7年度から平成12年度までの6年間で県営中山間総合整備事業により整備計画を行ったものです。

当初計画では、1番目の相野山橋後ろの坂道中途から新たな橋のかけかえも予定したのですが、事業費がかさむことから現在の橋を利用し、道路幅員も拡張して舗装整備に着手したものでございます。年次計画に基づき進展する予定でございましたが、坂道部分の用地買収で計画をした道路部分を含む隣接地一帯が筆界未定であったことと、一部分が3者による共有物として登記されていたこと、さらにそのうち1人については当時協力をいただけなかったこと等から用地買収がどうしても進まず、橋の前後部分が残念ながら未整備となっております。

議員御指摘のとおり、2番目の相乃股橋までは舗装整備されており、さらにその橋以降は再び未整備となっておりますが、この部分は森林管理署管理の林道となっておりますので、当時の中山間整備事業でも計画されていなかったのが実情でございます。

○議長（齊藤一郎） 市長。

○市長（平山誠敏） 阿部議員の中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に向けた市の取り組みについてお答えいたします。

当市では、地域産業の活性化や雇用の創出を図るため、雇用創出協議会において売れる商品開発セミナーや新規創業促進セミナーの開催や、千葉県船橋市においての首都圏フェア、仙台勾当台公園においての地場産品販売やPRなどの事業展開をしているところでございます。平成19年6月、国の中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律が施行され、経済産業省を初めとする関係6省、農林、国土、厚労、総務、財務は、それに基づき県が申請した地場産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想を認定しております。

この県の基本構想には、県内の地域産業の強化や新たな地域産業の創出の核となり得る地域資源を特定しております。その中で当市関係の資源のうち、津軽金山焼、津軽鉄道、リンゴなどが位置づけられております。認定を受けた資源については、中小企業がその活用を考え、事業計画を作成し、国に認定され、国が直接事業計画に基づき、さまざまな支援措置が講じられることとなっております。

当市において、農業、商業の基幹産業が不振の中、地域が独自に雇用や税収を生み出す仕組みをつくり出すことが求められております。そのため農業、商業、工業の連携強化はもとより広報等を通じて情報提供しながら、地域産業資源を活用する中小企業の取り組みが円滑に推進されるよう、その環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 新たな地方交付税の内容並びに活用についてお答えします。

頑張る地方応援プログラムは、やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより魅力ある地方に生まれ変わるよう、地方独自のプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、地方交付税等の支援措置を講ずるため、平成19年度に創設されたものであります。行政改革指標、農業産出額、事業所数、ごみ処理量等の成果指標に基づき、基準財政需要額に算入され、成果指標の算定に当たっては、条件不利地域など地域の状況に配慮することとされています。当市の場合、平成19年度において3億6,000万円ほど算入され、普通交付税において当初予算より約3億4,000万円の増となり、当初予算に計上した歳入不足補てん財源の圧縮及び雇用創出強化を図るため、雇用奨励対策事業を実施することができました。

また、地方再生対策費については、地方税偏在是正による財源を活用して、自主的、主体的な地域活性化施策に必要な歳出の特別枠として平成20年度に創設された地方財政対策であります。今般の地域間の税収偏在の是正策による効果額を勘案して、地方交付税の算定を通じて、財政状況の厳しい地域に重点的に配分されるものであります。算定

に当たっては、人口規模のコスト差を反映するほか、第1次産業就業者比率や高齢者人口比率等を反映することとしています。当市の場合、平成20年度において基準財政需要額に2億8,000万円ほど見込んでおります。なお、交付税は国の策定する地方財政計画に基づき、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた不足額について交付されるため、先ほど述べました金額がそのまま交付税に増額されるわけではありません。

これらの地方交付税の増額分について、平成20年度においては基幹市道であるみどり町、松島町の整備事業、狭隘なためスクールバスの運行に支障を来している藤枝3線の改良事業、基幹的農道であるこめ米ロードの舗装路面の改良等を行う県営五所川原地区広域農道整備事業等の既存市道の整備事業等に活用してまいります。いずれにいたしましても、市の今後の財政状況を見きわめた上で収支均衡のとれた財政運営を行い、地域活性化のための施策事業を推進してまいりたいと思います。

質問2番目の平成19年度除排雪経費の見通しについてお答えします。平成19年度除排雪予算額は約3億円であり、今後の降雪の状況にもよりますが、執行額は2億4,000万円程度を見込んでおります。

次に、平成19年度の決算見通しについてお答えします。12月補正後の歳入不足補てん財源は約7,500万円であり、除排雪経費、その他事務経費等の不用額を見込んだ場合は4,300万円程度の黒字となる見通しであります。

次に、平成19年度の決算見通しを踏まえた自治体財政健全化法の指標についてお答えします。実質赤字比率は、決算見込みを黒字と見込んでいるためゼロであります。公営企業特別会計等を含めた連結実質赤字比率についても黒字と見込んでいるためゼロであります。また、実質公債費比率については21.9%と見込んでおり、いずれも早期健全化団体の基準には該当しない状況です。

次に、平成20年度予算に市が実施した行革の内容がすべて反映されているかにつきましてお答えします。事務事業の見直し、議員発議による議員報酬の削減、政務調査費の支給停止、職員数の抑制及び職員給与カット、市債の借りかえ、使用料、手数料の見直し等により、歳出抑制並びに歳入確保額5億2,000万円程度を平成20年度予算に反映しております。これらにより無料の妊産婦健診をこれまでの2回から5回へ、生後4カ月までの乳児のいる家庭への訪問をこれまで第1子に限っていたものを全乳児を対象に訪問するなど、子育て支援策の拡充に、限られた財源の中でも、市の発展や活性化のための政策的経費に配分を図ったものであります。

次に、今後の財政健全化計画の見直しについてであります。集中改革プラン及び財政健全化計画においても毎年度の決算に応じ財政試算をローリングさせることとしてい

ることから、今回の行革効果を反映させた財政試算の見直しを行います。今議会閉会後に議会へ特別会計財政計画とあわせて説明を図るとともに、市ホームページ等により公表を図る予定としております。

今後の財政の見通しでございますが、先ほど市長からの答弁にありましたように、地方交付税に明るい兆しが見えるものの、当市の財政状況は基金残高が底をついており、健全化計画期間内は厳しい状況にあるものと考えております。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 国民健康保険税の大幅アップに対しての今後の対応についてお答えいたします。

阿部議員御承知のとおり、国民健康保険税は加入者がお互いに支え合う目的税であります。保険税については、平成17年3月に合併し、それまで不均一だった3市町村の税率を平成18年4月に均一課税に統一しております。その際、18年度、19年度の2カ年の国保財政を維持できる予測でありましたが、医療給付費等の伸びにより、19年度当初予算では約2億5,200万円ほどの空財源を組まざるを得ませんでした。その空財源分について、今年度は約1億4,000万円程度の赤字が出るものと見込まれております。

また、20年4月より後期高齢者医療制度のスタートにより、現在の75歳以上の加入者は国保から脱退することや、後期高齢者支援金の創設など、制度的な改正等により保険税の見直しが必要であることから、税率のアップは避けられない状況になっております。

先月に国保運営協議会を開催していただき、平成20年度、21年度の2カ年を見越した税率の改正について諮問したところ、原案どおりの答申をいただいております。見直しの内容は、1世帯平均では28%のアップとなっておりますが、このたびの税率の改正を行いましても20年度末では収納率いかによっては若干の赤字が予測され、21年度で赤字の解消が確実となる見込みとなっております。しかしながら、とりわけ高齢者や低所得者等の生活弱者に十分配慮した改正を図らねばならないものと考えており、現在緩和措置がとれないものか、あらゆる面から検討している状況でございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 21番。

○21番（阿部春市議員） いろいろ御答弁をしていただきました。ありがとうございます。

まず、1点目の地域資源を開発した取り組みについて、質問の趣旨はこれまでどういうふうな取り組みを市としてしてきたのかという質問に対して、答弁がなかったわけがあります。市長答弁によると、これから環境づくりをしていくんだということでありまして、それはこれからの部分でありまして、これまで市としてどんな取り組みを

してきたのか、後で答弁をいただきたい、こう思います。

この事業というのは、先ほども申し上げましたとおり、国の補助事業なんです。県がバックアップすると、こんなありがたいことはほかにないと思うんです。市として何ができるのか真剣になって考えて、具体的な行動を展開すべきじゃないのかと、こう思うんです。それが市長、あなたが言う活力ある、明るく住みよい豊かなまちづくりの一助になるものと思いますので、どうぞ検討していただきたいし、これまでのノウハウを全部出した形で市の活性化に取り組んでいただきたいと、こう思います。

それから、十二本ヤスの現状と今後について、さらに2点質問させていただきます。まず1点目は、これまでの経過について木下教育長のほうから説明をいただきました。要するに地権者との交渉が打開しなかったと、このことに尽きるわけであります。その時点で、この十二本ヤスの見学ができないように対応すべきであったのではないかと、こう思うんです。わからない人は皆さん見学に行くわけですから、行って不愉快な思いをしているというのが今回の事例なんです。それとも、交渉の中で見学はしてもよいと、こんな返事があったのかどうか、この辺お伺いしたいと思います。

それから、2点目についてでありますけれども、私はこの十二本ヤスについては多くの人に見ていただきたいと思っている一人なんです。同時に、先ほど教育長答弁がありましたように、早期に保護が必要なんです。当市も合併して間もなく3年になるわけであります。新市の建設計画、これを見てみました。40ページには、十二本ヤス等の整備を進めると記載されています。いわゆる新市建設計画の中に盛り込まれている内容なんです。こういう地域の課題をこれからどのように解決するかだと思うんです。旧金木町では、このほかにもあるでしょうし、また旧市浦村でもあると思うんです。現行では地域審議会制度がございます。そこで金木審議会では、この件が話題になったのかどうか、このところをまず確認したいと思います。このような事例のように継続的な取り組みが必要な場合、これからどのように対応するのか、ここの部分が重要だと思うのです。これからのことでもありますけれども、どのように考えているのかお尋ねをします。

それから、財政の部分についてですが、7点についていろいろ説明をしていただきました。この新たな交付税の配分というのは、新聞などではもう報道されているんですよ。ところが、議会、議員の我々にそのことが財政部から一切説明がなかったんです、ないんです。そのことを私はあえて項目別に質問したわけですが、財政が厳しい、行革もやらなければならないという説明は丁寧にします。しかし、新たに交付税が来ましたということは一切ないんですよ。財政部長、市長もですけれども、明るいニュースを我々にも説明してくださいよ、厳しいことばかり言わないで。今まで一切なかったんです。とり

あえず窓口として財政部長、これから議会对応をきちっとやっていただきたい、こう思います。

それから、財政健全化法は20年度スタートで当初予算から入っていくわけですがけれども、19年度の場合を見るとゼロだというふうなこと、これは一番の理由は先ほど言いましたとおり3億6,000万の地方交付税が入ってきたからそうなったと思うんです。それらもやっぱり説明すべきだと思うんです。この予算の関係については、後で予算委員会がありますので、その場に細かい部分は移したいと思います。

国保の関係でありますけれども、民生部長、これ私も国保の説明会のとき話をしました。大変ですよと指摘をしておきました。議案の説明会のとき、市長は検討すると、こう発言していましたし、マスコミでもいろいろ報道されています。方法が3つあると、こういうふうに言われていますけれども、どれを選択するにしても大変厳しいと、こう思うんです。いわゆる緩和策は必要だけれども、この3つから選択すると本当に大変ではないのかなと、こう思うし、もう一つは先ほど民生部長言われましたとおり収納率なんです。目標を88%に設定しています。18年度は、たしか89%だったと思いますけれども、先ほど稲葉議員の質問にも答えていました。滞納率、滞納の部分、収納率をアップさせるというふうな話ですがけれども、この景気が悪いときに収納率を高めていくという、これは至難のわざではないかと、こう思うんです。しかも、弱い人にしわ寄せが来るわけですから、収納するのにも大変だと思うんです。そこで、今回88%に設定していますけれども、この根拠はどこにあるのか質問します。

それから、もう一点は行財政改革、これについて住民説明会してきましたね。その結果どうであったのか、どういう集約をしているのか質問をし、再質問とします。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） 地域資源活性化についてでございます。議員おっしゃるとおりでございます。地域資源の開発、それらの取り組みにつきましては先ほど市長の答弁にありまして、地域資源の開発、それらの取り組みにつきましては先ほど市長の答弁にありまして、昨年6月に法律が施行されてございまして、県が認定を受けました。この事業につきましては、市広報、ホームページ等で広くPRしてまいりたいと考えてございます。また、相談、それから申請等に対しましても、議員おっしゃるとおりサポートし、積極的にかかわってまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 先ほどの財政の新しい交付税の中身について、議会前に説明がなされなかったことについては、今回議会後に財政健全化計画の見直しを説明する予定

であります。これからはやはり議会前にさまざまな情報をお伝えできるようにしたいと考えております。

なお、交付税につきましては、あくまで今回の地方再生対策費というのは基準財政需要額が2億8,000万円増額されたということでありまして、交付税で直接市のほうに入ってくるお金が2億8,000万円増額されたわけではありません。ですので、実際に交付税をどれだけ市として収入として見込めるかどうかというのは、単純に需要額の分をプラスにすればいいという形ではありませんので、やはり収入として見積もるに当たって多少時間を要したというのもありますし、交付税は一時的な明るい兆しとしては言えますが、何よりも事務事業の見直しや職員等の給与カット等により、人件費の額が大きいですが、これが行財政改革の効果として5億2,000万円ありますので、交付税は確かに需要額に2億8,000万円ふえるわけではありますが、あくまで今回行財政効果というものを見込んで空財源の解消に当たったと。今後は、構造的な財政の問題については、やはりこういった行財政改革の取り組みを継続して行わなければ、一時的な交付税の増額に頼って予算編成はできません。もう構造的にそれは改善していかなくてははいけないと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 先日の議員の説明会では、収納率88%を想定いたしまして今回の国保税の説明を行いました。阿部議員さんの88%の根拠であります。今年度、平成19年度、国では地方への税源移譲等がありまして、所得税が下がったものの市民税がアップしておりまして、市民の税負担は非常に厳しいものと考えてございます。平成18年度の国保税の収納率は89.1%であり、前年度の実績等を考えまして、ちょっと収納率上げてはいきたいんですが、市民の負担もかなり厳しいということで88%を想定してございます。

○議長（齊藤一郎） 副市長。

○副市長（三上裕行） 行政改革の説明会のことについてであります。当時行革の推進本部の副本部長の立場にありましたので、私からお答えいたします。

市内5カ所で行政改革の取り組み状況の説明会を開催させていただきました。本部のほうで昨年、年末まで取り組んできた事務事業の見直し、使用料等の見直し、それから3点につきましてまとめたわけですが、その内容を1月15日号の広報で内容を市民の方にお知らせし、その広報が届いたおおむね1週間後を5カ所に分けて説明に伺いました。お勤めの方もありますので、夜間の開催といたしまして、説明を行った私どもの受け方としては、いろんな市民の方の生の声をちょうだいし、非常にありがたく思っ

ております。批判的な意見、あるいはこういう説明会をよく開いてくれましたとか、もろもろの意見をちょうだいし、本当にこの後の市政運営のいい参考になるものと思っております。いただいた意見と理事者のほうからの答弁に関しては、全部取りまとめたものがようやく先般まとまりまして、議員の方々、それから総務課と総合支所2カ所では閲覧できるような体制をとりたいと思っております。また、その意見を典型的にまとめて、広報等で当日説明会に來れなかった市民の方にもこういう意見が出て、こういう答弁がありましたということをお知らせしたいと、こう思っております。

○議長（齊藤一郎） 金木総合支所長。

○金木総合支所長（福井定治） 十二本ヤスの保護を前提として見学ができないよう閉鎖すべきではないのかという御意見、それから見学について土地所有者の了解を得ているのかという御質問にお答えしたいと思います。

旧金木町時代でございますが、特に町独自に土地所有者に見学の了解を得ているということは聞いてございません。十二本ヤスは、古くから地域住民の間では神木としてあがめられてまいりました。また、山林で作業をする方々の守り神として大切に保存されてきたところでございます。入り口には鳥居があり、さらに樹木の根元には小さな鳥居や、さい銭箱なども置かれており、現在でも12月12日の山の神の期日には山林で作業をしている方々がこぞって拝礼するなど、まさに地域の方々にとりましては信仰の対象であったものと推察いたします。このようなことから、古くから十二本ヤスのそばまではだれでも自由に近づき、親しみを持って接してきたところでございます。

また、合併前からこういう課題について地域審議会などの場で話し合われたことがあるのか、またこれらの課題をどのように解決していくのかという御質問でございました。議員御案内のとおり、旧金木町、旧市浦村地域には、「五所川原市、北津軽郡金木町及び同郡市浦村の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書」、これに基づき地域審議会が設置されてございます。協議会によりますと、審議事項として市建設計画の変更に関する事項、市建設計画の執行状況に関する事項、ほかに市長が必要と認める事項となっており、市長からの諮問に対し、審議を経て答申いただくほか、委員が必要と認める事項についても市長に意見を述べることができるとされてございます。

お尋ねになりました合併以前からの課題について地域審議会において話し合われたことがあるかということでございますけれども、今回御質問の十二本ヤスに関しましては話し合われたことはございません。しかし、金木川広域基幹河川改修事業を初め、統合保育所、公営住宅建替事業など、かねてからの金木地域における課題につきましては活発な話し合いがなされてございます。今後とも、かねてからの課題につきまして、鋭意

御審議いただくよう努めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 21番。

○21番（阿部春市議員） どうも答弁が私の質問に対して返ってこないんですね。そういう経過を踏まえて、私は地域審議会でそのことが解決でき得るものではないでしょうと、だとするならば、これからの問題に対してどう対応していくんだかと、このところを質問しているんですけども、答弁がなかったわけですけども、再々質問、最後の質問を1点だけ申し上げたいと思います。

この十二本ヤス、確かに先ほど教育長答弁ありましたとおり、交渉が相手次第でありますから、なかなか難しいという、ここが一番の難点なんですけれども、このぐらい貴重なものであるがゆえに、ぜひとも交渉を何とか持っていきたいものだなと、こういう強い思い、私持っているんです。ですから、これからでありますけれども、市長、あなたは議会開催日に平成20年度施政方針の中で、五所川原市の持つ豊かな自然と歴史的資源、文化資源を生かし、将来にわたり持続的に発展する基盤を整え、次の世代に継承していくと、こう施政方針で言われました。これに基づいて、これからこういう貴重なものを保護していく、市の財産を守っていく、そういう観点から、先頭に立ってこれから交渉などに当たる考えがないのかどうか確認して、その答弁を求めて私の質問を終わります。

○議長（齊藤一郎） 市長。

○市長（平山誠敏） 十二本ヤスにつきましては、まさに阿部議員がおっしゃるとおりでございます。この地域の財産だけじゃなくて、やはり大きく日本の財産であろうと思っております。昨年も教育長に十二本ヤスの状況、どうなっているのか聞いたんですが、きょうの答弁のような状況でございます。できれば市として何とかしたいと考えてございますが、どうも詳しいお話を聞けば聞くほど難しい状況であろうかと思っております。

阿部議員が御承知のとおり、JRのほうでも非常に立派なポスターをつくっておりますし、そのこともあって逆に財産価値といえますか、そういう非常に微妙な問題も出ているようでございます。ただ、私としてはやはり我々の共有の財産でございますので、何とか後世に残していくような努力はしたいと思っておりますので、阿部議員のお知恵もぜひ拝借したいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって阿部春市議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時32分 休憩

午後 1時02分 再開

○副議長（三潟春樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番井上浩議員。

○2番（井上 浩議員） 一登壇一

2番、社会民主党の井上浩です。通告に従い質問をさせていただきます。

第1の質問は、五所川原市の行財政改革についてです。昨年6月に策定されました市の基本計画である五所川原市総合計画のうち、計画期間が平成22年度までとなっている前期基本計画に基づく施策の重点的推進を図るためには、行財政改革の努力が土台となることは言うまでもありません。前期基本計画に基づく諸施策を着実に推進するためには、それを支えるための安定した行財政基盤の確立が不可欠です。行財政改革が下支えをして、車の両輪となって重点政策を実現していく、そのために私たち議会人も市職員も行財政改革に一丸となって取り組んできたところです。しかし、前期基本計画第6章、参画と協働の施策の方向で強調されていますように、市民が市政の現状をどのように評価し、何を市政に求めているかの的確な把握と施策への反映に努め、市政への市民参加意識の高揚を図っていく、このことこそが何より重要であり、ひいては市民に痛みを強要する結果となる行財政改革の成否をも左右するものだと考えます。

そこで、お伺いします。その1は、去る1月22日から31日まで五所川原地区3会場及び金木地区と市浦地区の計5会場で、行政改革の進捗状況を説明するために行われた行革住民説明会で集められた市民の皆様から出た御意見と要望について、どのような教訓を得て、今後の行革推進の参考にどのようになされようとしているのか御見解をお聞かせください。

その2は、これからの行財政改革の取り組みですが、どのように進められることとなるのでしょうか。大きな課題として、市役所の組織機構の見直しがあると思いますが、御予定をお知らせください。

第2の質問は、市民の健康対策についてです。市長は、開会日の施政方針演説で「市場原理的な構造改革によって、雇用や医療などさまざまな分野で都市と地方の格差が広がっており、政策の見直しが期待されます」と強調されました。私も全く同感であります。市場原理的な構造改革によって、これまで社会保障関係費の抑制ばかりが強調されてきましたが、高齢化で膨らむ社会保障関係費の自然増分について2,200億円を毎年度

圧縮するという政府の抑制目標について、福田首相は開会中の通常国会で、「ずっと続けるのは実際難しい。抑制にはおのずと限界がある」と見直し発言をした旨が報道をされています。首相の見直し発言は遅きに失したと言わざるを得ないもので、市民の命と健康に関する誤った国の施策は一刻も早く正さなければなりません。市民の健康維持のために、いつでも、だれでも、どこでも平等に医療が受けられる持続可能な医療制度を提供することは行政の責務です。ところが、国は2006年の164国会で与党の強行採決により成立した老人保健制度を初めとする医療制度改革関連法に基づく後期高齢者医療制度をこの4月から実施しようとしています。75歳以上の全高齢者を対象とする後期高齢者医療制度は、有病率と受診率がともに高いハイリスク層を一くくりにするもので、保険原理が働かないばかりか、リスクを社会的にプールして対応していこうとする国民皆保険制度の理念にも反しています。

そこで、私たち社会民主党、そして民主党、共産党、国民新党の野党4党は、2月28日、4月から実施予定の新しい老人保健制度のうち、75歳以上のお年寄りを既存の医療保険制度から切り離す後期高齢者医療制度を廃止する法案を衆議院に共同提出しました。お年寄りの負担が大きく、低所得者への配慮に欠け、医療内容の制限や低下につながる後期高齢者医療制度については、私も多くのお年寄りの方から、高齢者は死ねというのかという厳しい指摘をいただいています。さらに、保険基盤安定制度への新たな公費支出など、財政的な負担が多くなることの懸念ばかりでなく、当市においてもその内容が十分に市民の皆さんに周知されているとは思えません。こうしたことから、現在の国民の希望を代表している参議院と、民意を反映しない衆議院という、衆参両院での与野党勢力が逆転する昨年7月以降のねじれ国会になってから初めて4野党共同の法案提出となったものです。

廃止法案の内容は、医療制度改革関連法での改正規定を削除するというもので、同じく4月から予定されていた70から74歳のお年寄りの窓口負担を1割から2割へ引き上げる措置も政府与党の1年間凍結ではなく、明確に廃止することとしています。さらに、野党の中でも社民党の強い主張を反映し、65から74歳のお年寄りの国民健康保険保険料について、年金からの天引き中止も主張しています。本議会では、このことに関して、議案第36号で後期高齢者医療特別会計の設置条例制定、議案第37号で国民健康保険税条例の一部改正条例、議案第39号で国民健康保険条例の一部改正条例が提案され、議案第14号で平成20年度後期高齢者医療特別会計予算が提案されています。こうした案件につきましては、本来議会の総括質疑及び予算委員会での議論対象と考えますが、この際、こうした関連も含めて、以下お伺いいたします。

その1は、新しい老人保健制度のもとでの当市の業務は何かお知らせください。

その2は、新しい老人保健制度のもとでの当市の新たな財政負担はどうなるのかお知らせください。

その3は、新しい老人保健制度である高齢者の医療の確保に関する法律のもとでの特定健康診査実施による当市の財政負担の見通しについてお知らせください。

その4は、当市及び当市の圏域での医師確保の状況と見通しについてお知らせください。

第3の質問は、産業振興についてです。総合計画の前期基本計画では、農林水産業の振興、商工業の振興、観光の振興が3本柱とされ、中でも2010年度の東北新幹線新青森駅開業を見据えた観光振興に力が注がれています。しかし、現に直接の市民の雇用確保にとって、誘致企業の存在は大きなものがあります。当市は、バブル景気崩壊後の1990年代に青森県のシリコンバレーを目指すとして、青森テクノポリスハイテク工業団地漆川を稼働させ、半導体やメディア産業の集積により1996年には製造品出荷額が1,000億円となり、いずれ青森、弘前市を追い越して八戸市に迫るだろうと分析されたことが懐かしく思い出されます。1965年ころから誘致企業活動を活発化させ、オーディオ、メディア機器が先鞭をつけた当市の誘致企業の存在は、工業団地造成や低廉な工業用水の供給といった市政での活発な誘致活動が実を結んだもので、当時は「豊富な労働力と優秀な実践技術者」、「きれいな空気と豊かな工業用水」、「美しい自然の四季」がキャッチフレーズとなり、先端産業の理想郷づくりが目指されました。それだけに当時の誘致企業の先鞭を切った企業グループが当市に立地していた工場での製造品が国際的なメディア競争の結果、事業撤退に至ったことはまことに残念至極であります。改めて誘致企業と当市との連携について問われることとなったのではないのでしょうか。

そこで、長年の課題となっています誘致企業と地域企業の関係についてですが、受注能力のある地域企業の集積がなければ、経済波及効果は限定されたものとなってしまいます。そうしたこともあり、青森県では昨年末の12月19日に青森県中小企業振興基本条例を公布したところです。この条例は、厳しい経営環境を乗り越えようと果敢に挑戦する意欲あふれる中小企業家が育ち、持続的に発展していけるよう社会全体で支援していくというものです。この県条例を受けて、早速にも青森市で議員発議ながら同様の基本条例制定が準備されている旨を聞いているところです。

そこで、当市での産業振興についてお伺いします。その1は、中小企業振興基本条例制定の必要性についての御見解をお伺いします。

その2は、誘致企業と当市との連携について、今後どのように取り組んでいかれるの

かお知らせください。

その3は、地域農業支援システムの構築についてです。五所川原市農業活力推進本部において協議された五所川原農業活力推進計画のさまざまな方策は、その具体化へ向けて市長を先頭に取り組まれていることはまことに心強いものがあります。とりわけ当市におきましては、戦後民主主義のたまものであります委員会制度、教育委員会と農業委員会が力強く機能し、とりわけ農業委員会におかれましては、農業委員会等に関する法律を根拠として意見の公表、行政庁への建議、情報提供、調査研究が活発に行われていることは、先月の22日に開催されました「五所川原農業を元気にするシンポジウム」の成功にもあらわれているところです。シンポジウムでコーディネーターを務められた横浜国立大学大学院の田代洋一教授による五所川原農業のアンケートとヒアリング調査による分析結果が期待されるところです。同教授は、このシンポジウムの報告のまとめとして、「ばらけるのが得意、個性を集団として発揮するのが苦手な津軽人」と指摘されています。

そこで、お伺いします。各大学の調査報告による五所川原農業のこれからの法律づけが注目されるところです。市に建議し、調査研究機能を持つ当市の農業委員会活動について、県の農林水産部長は先月の28日に開催された農業生産構造政策推進委員会冒頭のあいさつでも関心を持っている旨を明らかにしていますし、当市の農業委員会ではそれなりの結果を出されていると考えます。

そこで、現在実施されている調査や計画の取りまとめ状況、その推進に当たっての考えをお知らせください。

以上、1回目の演壇からの質問とさせていただきます。

○副議長（三瀨春樹） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 井上議員の住民説明会での教訓は何であったかということにお答えいたします。

行革住民説明会は、現下の厳しい財政状況を克服するためには、行革重点項目等への取り組みが必要不可欠であったことについて、直接市民に御説明申し上げる機会を設け、その理解を求めると同時に、市民の皆様への生の意見を伺い、今後の行革推進並びに望ましい市政の実現のために活用することを眼目として実施したところでございます。

小職といたしましては、今般の説明会において各種マスコミ報道、市広報、市ホームページなどでは伝え切れない情報について、これら媒体を補完する機会を得たことに加え、何にも増して対話の中からさまざまな御意見や御提言をいただき、市民の皆様への真

剣な市政への思いを肌で直接感じ取ることができましたことは、大変有意義なものであったと存じております。開かれた市政推進のために市民参加機会の充実を図っていくことは小職の公約でもあり、今後とも市の重要な施策を円滑ならしめるための手法の一つとして、機会をとらえて実施することを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 副市長。

○副市長（三上裕行） 行財政改革についてのこれからの取り組みについてお答えいたします。

まず、今般の行革住民説明会について若干御報告をさせていただきます。1月22日、松島会館を皮切りに31日まで、夜間の開催といたしました。5カ所で延べ176人の市民の方々の参加を得ることができました。ただいま市長が申しあげましたように、顔を向き合わせて意見交換をすることができたことについては、一定の評価をしてよいのかと考えてございます。また、井上議員におかれましては5カ所の説明会場すべてに御出席をいただいております。説明会全般を通じて率直にお感じになったことも少なくないところであろう拝察しております。1,000を超える市のすべての事務事業の見直しを初めとした広範な行革重点項目につきまして、9月に中間的な報告を申し上げるなど、市民の皆様には可能な限り、その取り組みを早期にお知らせしようとして努めてまいったところであります。

結果として、詳細部分につきましては、去る1月15日発行の市広報及び同日付の市ホームページにおいて公表をさせていただくことになりましたが、このたびの行革説明会を通じて、市広報記事に対する市民の皆様からの反応などから、我々の取り組みに対して一定の理解が図られつつあると感じているところでございます。今後につきましても市政情報の開示については、適切な時期に適切な内容をもって実施してまいる所存でございますので、御理解を賜りたくお願い申し上げます。

なお、午前中にもお答えいたしました。行革説明会の際、市民の皆様と行政との間で行われました質疑や御意見、御提言等につきましては記録としてまとめており、主なものにつきましては年度内を目途に市広報、市ホームページなどを通じて明らかにし、市行政としての見解や今後の対応についてお示しする予定であることを申し添えさせていただきます。

続きまして、組織機構改革についても御質問をいただきました。19年度末の定年退職者27名、またその他の退職者が10名程度生じる予定であるのに対し、20年度の新規採用者は5名でありまして、約30名の人員が削減される見込みであります。また、集中改革

プラン最終年度であります平成21年度末までに西北中央病院の医療職員を除き、さらに47名ほどの職員が定年退職する予定でございます。退職者数に見合う新規採用は、当然見込めない状況であります。このため、限りある人員で住民サービスの低下を来さないような組織づくりのため、行政改革推進本部での協議を図りながら、部課の統廃合等も含めまして協力体制を築きやすい機構改革を検討、実施するとともに、業務そのものにつきましても民間委託等の可能性を検討し、来年度10月ころまでには平成22年度に向けた組織機構案を示したいと考えております。

具体的な新年度の改革につきまして、三、四点ほど報告いたします。まず、原則的に課長補佐を1人制といたします。総務部の情報システム課を廃止いたします。建設部の区画整理課を廃止し、都市計画課に統合いたします。

下水道課に集落排水係を新設し、また現在環境対策課で行っております合併浄化槽設置補助事業につきましても下水道課に移行いたします。現在市浦総合支所で行っております特定環境保全下水道につきましても、20年度は準備期間とし、21年度から下水道課に統合いたします。下水道課は4月から水道事業所の庁舎で業務を行い、22年度に下水道事業の地方公営企業法適用を、水道事業所と下水道課を統合して上下水道部を新設して、管理業務の集中処理を行ってまいりたいと考えております。

また、教育委員会のスポーツ健康課と生涯学習課を統合し社会教育課とし、スポーツ健康課で行っていた業務は教育総務課に、またスポーツ振興係の業務を社会教育課に移行する予定であります。

以上です。

○副議長（三瀨春樹） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 市民の健康対策について御答弁申し上げます。

まず、市が行う後期高齢者医療の事務についてであります。その内容については今定例会議案第29号で五所川原市後期高齢者医療に関する条例案を提案しております。市が行う主な業務としては、葬祭費の支給にかかわる申請書の提出の受け付け、保険料の額にかかわる通知書の引き渡し、保険料の徴収猶予にかかわる申請書の提出の受け付け、保険料の減免にかかわる申請書の受け付けのほか、普通徴収にかかわる保険料の徴収、保険料の督促等の事務を行うことになっております。

次に、後期高齢者医療制度における市の新たな財政負担についてであります。後期高齢者医療制度に移行することにより、新たに発生する負担として保険料のうち7割、5割、2割軽減された分の4分の3を県が、残りの4分の1について市が負担することになっております。当初予算では、軽減分の市負担金として3,282万8,000円を計上して

おります。なお、保険料の確定により、この軽減額は今後変更されることが予測されます。このほかに後期高齢者医療広域連合への共通経費負担金として2,232万1,000円を予定しております。

その次に、特定健康診査の対策とその予算についてでございますが、平成18年6月、国における医療制度改革関連法の改正により、本年4月から生活習慣病対策や長期入院の是正など中長期的な医療費適正化のため、保険者は40歳以上の被保険者に対し、糖尿病等の予防に着目し、内臓脂肪症候群、つまりメタボリックシンドローム該当者及び予備群を減少させるため、特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務づけられました。これにつきましては、平成20年度から平成24年度までの5カ年を1期とした特定健康診査等実施計画を各市町村ごとに策定し、計画に基づき実施されることになっております。この計画には、国から特定健康診査の最終受診率と特定保健指導の最終実施率が示されており、それぞれ65%、45%となっております。現在の当市の基本健康診査の受診率は約30%程度であります。特定健康診査の受診率の目標を平成20年度では40%、21年度では50%、最終年度の24年度では65%を予定しております。また、特定保健指導の実施率を平成20年度では25%、21年度では30%、最終年度の24年度では45%を予定してございます。

特定健康診査、特定健康保健指導等にかかわる平成20年度の経費についてでございますが、一般会計、国民健康保険事業勘定特別会計、介護保険特別会計等3会計を合わせまして総額で健康診査関連事業費として9,467万1,000円を計上しております。糖尿病の予防及び生活習慣病等の早期発見、早期治療等により医療給付費等が減少していくものと考えております。

以上でございます。

○副議長（三瀧春樹） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） 産業振興についてお答えいたします。

まず、中小企業振興基本条例制定の必要性についてでございますが、議員おっしゃるとおり青森県では平成19年12月、本県経済における中小企業の持つ役割の重要性にかんがみ、青森県中小企業振興基本条例を策定し、中小企業振興の基本理念や県の責務を明らかにするとともに、振興施策の基本事項を定めたところでございます。

当該条例第3条にあるように、中小企業の振興は中小企業者の自主的な努力と創意工夫を尊重して推進されなければならないものであります。資金調達の面で不安定である中小企業につきましては、経済安定化や新事業創造に対する支援が必要であると考えております。このことから、当市における中小企業の実情の把握に一層努めてまいると

ともに、行政の役割を踏まえ、施策の基本的な方向性について見出しながら、市の中小企業振興条例の制定についてもあわせて検討してまいりたいと考えております。

次に、誘致企業との連携についてであります。地域の活力を高める産業振興を図っていくためには、誘致企業による新たな産業の導入を図るとともに、既存の企業が必要としている支援を行うことで、地域における産業全体の活性化と有機的な連携が図られることが重要であります。当市においては、電気機械器具製造業等の導入が進んでおりますが、経済の自由競争下において、それぞれの企業の市場における位置づけ等もありますことから、市の産業全体の活性化を図るための効果的な手だてが見出しがたいところでもあります。刻一刻と経済情勢が変化し続ける中、当市の誘致企業においても業界全体の動向に左右されることは免れ得ないところでもあります。このことについては、最近東芝のHDDVDからの撤退による当市誘致企業への影響が懸念されているところではありますが、当市といたしましては市民の雇用を守る立場から、当該企業の今後の方向性に対する決定について尊重しつつ、でき得る範囲内で必要とされる支援を行ってまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○副議長（三淵春樹） 西北病院事務局長。

○西北中央病院事務局長（平山耕一） 当市及び当市の圏域での医師確保の状況と見通しについて御説明いたします。

西北中央病院の医師の充足率につきましては、平成19年8月24日に行われた県の病院立入検査によりますと、医師数が法定数38.89人に対して現員が37.15人であり、充足率は95.5%となっております。また、当院の医師確保の見通しにつきましては、当圏域の人口10万人当たりの医療施設従事医師数は98.1人と全国平均の半分以下でありまして、県内6圏域の中でも最少となっており、医師確保が極めて困難な状況にあります。そのような中で、当院は圏域の基幹病院としての機能を果たしていくことが求められていることから、必要医師数の確保を目指して今後とも引き続き弘前大学を初め関係機関に派遣協力を要請してまいりたいと考えております。

なお、現在病院機能再編成計画を進めているつがる西北五広域連合によりますと、平成20年2月1日現在の圏域5病院の医師数は、常勤、非常勤を合わせて68.7人となっており、必要医師数は79人であることから、医師充足率は87%であるとのことであります。

また、中核病院やサテライト医療機関の規模や機能が確定していない現状ではありますが、今後とも中核病院の開院までに必要とする医師の確保については、弘前大学や医師確保対策を進めている県との連携を図り、積極的に医師確保に取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

○副議長（三瀨春樹） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（太田昭市） 井上議員にお答えいたします。

当農業委員会では、五所川原農業活性化を推進する行動計画を取りまとめるために、市長を本部長とする五所川原農業活力推進本部を設置し、計画の策定に当たっては幅広く農業者から意見を聞き取る地区の意見交換会を開催し、それらを初めとし、調査協力員約120名を動員し4,600名に上る農業者のアンケートの調査をしたところ、その集計を横浜国立大学教授の田代先生により分析、さらには田代先生を中心とした5人の関係方によって農業者の代表並びに関係者およそ50名のヒアリング調査を実施し、振興対策については御指導をいただいていたところであります。

この事業によって、今まで見えなかった当市の農業の現状がかなり浮き彫りになったと思っております。これを踏まえて農業の生産及び構造のデータを明確にし、農業者はもちろんのこと、消費者である市民の理解と一連化した対応策があつてこそ、地域に密着した対策ではないかと私なりに考えてございます。

今まで5回にわたる推進本部の会議では、各委員から意見をいただくとともに、先生方のレポートやアンケートの分析を行動計画に反映させるなどして審議の結果、先般2月22日の会議において、五所川原農業活力推進計画の御承認をいただいたところでございます。当計画の実施に当たっては、県、農協、市経済部、農業委員会などがそれぞれ役割を分担し、連携の強化を図るとともに、これによって計画の早期実現に向かって私ども頑張る所存でございます。

井上議員におかれましては、今後とも御教示、御指導賜りますようお願い申し上げます。私の答弁とさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

○副議長（三瀨春樹） 2番。

○2番（井上 浩議員） どうも詳細な御答弁ありがとうございました。それでは、この場からの再質問を行わせていただきます。

第1の質問の五所川原市の行財政改革についてです。私は、残念ながら市民の皆さんに行政情報がまだまだ的確に伝わっていないと思います。しかしながら、ひざを交えて真摯にお伝えをする努力をすれば、市民の皆さんは心から五所川原をよくしようと努力してくださるといふことの再確認が今回の説明会での最大の教訓であったと思います。晩の6時半から8時半、9時までの短時間の説明会でも、市民の皆さんが会場に入つてこられたときと出ていかれるときの雰囲気は全く変わっていたことがその証左だと私は考えています。しかし、総合計画の前期基本計画で強調されます市政への市民参加意識

の高揚を図っていく課題は、重要であるとともに大変に難しい課題だと考えています。まず、市民の皆さんの気持ちはその気になっていただくようにならなければなりません。市議会総務常任委員会が昨年11月7日に視察しました大分県の臼杵市では、市民参加型のサービス評価システムの構築を目指すと、市と全世帯が情報をやりとりする双方向のケーブル通信を構築しています。それでも視察の中で強調されたのは、市役所を見る市民の目線の変化、かつては「市役所のやつ」、それから「市役所の方」へと変わる市民の自助努力の風土形成へ向けた努力の経過でした。当市も同様と考えますが、御見解を伺います。

それでは、当市でどのように実践するのかということであり、一例を挙げますと、市の台所が大変だ、大変だと強調される一方で、住民参加の催し物に市民の皆さんが狭い駐車場に苦勞しているさなか、現場へ黒塗りの公用車が直行し、さっそうと市の幹部が登場するという図式はいかがなものでしょうか。県内では、今別町の小鹿町長は、みずから自家用車を運転して公務に当たっているとの報道もありますし、先月には弘前市の副市長と教育長の公用車が売りに出されたとの報道もあります。市民の皆さんの指摘として、市も大変だろうが民間も大変だという気持ちがまだまだ根強くあります。一例としてはありますが、行財政改革の一環として市幹部の業務遂行のための移動手段は、地場産業でもありますタクシーでもよいのではないかと指摘がありますが、いかがでしょうか。

第2の質問の市民の健康対策についてです。4野党共同の法案提出となった後期高齢者医療制度等廃止法案は、高齢者の医療負担増加の回避を目指すものですが、第1に同制度の廃止、第2に70から74歳のお年寄りの窓口負担を1割から2割へ引き上げる措置の廃止、第3に65から74歳のお年寄りの国民健康保険保険料について、年金からの天引き中止がうたわれていますが、御見解を伺います。

また、当市の国民健康保険運営協議会が先月、本年度からの課税額について1世帯当たり平均28%引き上げの税率改正案を答申しましたが、段階的な引き上げの検討が午前中も答弁をされていますが、検討するメニューについて、今お知らせいただければお願いをしたいと思います。課税額引き上げの理由とされたうちで、後期高齢者支援分創設分はどの程度の割合であるのかお知らせください。

次に、高齢者医療確保法による新しい特定健診、保健指導の実施率が低いと保険者にペナルティーが科せられますが、当市として十分な保健指導体制についてどう準備しているのかお知らせください。

また、40歳未満の人など、特定健診、保健指導の対象外の人で職場健診を受けない人

の健康診断はどのように取り組まれるのかお知らせください。

次に、医師の問題であります。青森県保健医療計画についての意見募集が現在18日まで行われています。2008年度を初年度とする12年度までの5カ年計画となりますが、計画見直しの要点として医師確保対策についての現状と対策の確立がポイントとなっています。そのポイントは、圏域全体で地域医療に対処する自治体病院機能再編成の推進の中での医師確保ですが、同時に当圏域では先ほども答弁がありましたが、県内でも極端に医師不足の現状であり、医師確保が急務の課題となっています。こうしたことから、当圏域内の鱒ヶ沢中央病院では、内科医減少対策で独自の医師派遣ルート開拓に取り組んでいる旨も報道されています。青森県の2008年度一般会計当初予算では、自治体病院が独自に行う医師派遣ルート開拓を県が支援をする経費が計上されていますが、当市の西北病院でこのことについての検討がございましたらお知らせください。

最後に、産業振興についてでございます。基本条例を前向きに検討対象としていただける答弁があり、大変うれしく思います。中小企業政策、施策を当市において戦略的に確立することが必要だと思えます。当市の財政破綻を常に回避をしていくためにも、10年先を見据えた基本条例の制定で、中小企業を軸とした産業振興が必要ではないでしょうか。従来の工場誘致が困難さを増している中で、地域内発型の中小企業による産業振興、新事業創出、振興が求められていると思えますが、御見解をお伺いします。

再質問は以上です。

○副議長（三瀧春樹） 副市長。

○副市長（三上裕行） 公用車の見直しについてであります。昨年開催した行革本部でもいろんな自治体の例もございまして、本部員の意見として現在の公用車から低燃費、あるいはエコカーであるハイブリッド車にかえてはどうかという意見もありました。ただ、その際市長、副市長の安全性もあります。また、いろんな会議が重複する際の時間の効率性、また現在使っている車の耐用年数、その辺を考慮して現行でいきたいと思いますということになりましたけれども、車の状況等、当然修繕が多くかかれば効率的ではないわけですので、その辺を考えながら公用車の見直し、あるいはまた井上議員御提言のタクシーを使用と、その辺をこれからの検討課題とさせていただきます。

○副議長（三瀧春樹） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 市民の健康対策についてであります。かなり多岐にわたってございます。

まず、後期高齢者医療制度の廃止についてということですが、高齢者の医療費を安定的に支えるため、現役世代と高齢者の方々が負担能力に応じて公平に負担される

ことが必要であります。これまで高齢者の方々の中で加入する制度によって保険料を負担する人と負担しない人がおり、また市町村によって保険料に高低がありました。しかし、新しい制度では、高齢者の方々には皆負担能力に応じて公平に保険料を御負担いただくことになり、原則として県内で同じ所得であれば同じ保険料になります。高齢者の方々は複数の病気にかかったり、治療が長期にわたる傾向があるので、後期高齢者医療制度は、高齢者の暮らしに配慮した治療が行われるような仕組みであり、在宅医療の充実や介護サービスの連携強化など、高齢者の生活を支える医療になっていくものと考えております。

次に、70歳から74歳のお年寄りの窓口負担の軽減についてでございますが、窓口負担2割が1割に1年間凍結されることになっておりますが、年金に生活を頼る高齢者につきましては、凍結期間同様市町村が負担することなく、国からの財源措置を引き続き実施し、できればずっと1割負担で行っていただければなというふうに考えてございます。

それから、65歳から74歳までの国民健康保険税についての年金からの天引きについてでございますが、年金生活にとりまして、少ない年金から天引きはまことに厳しいものと考えております。しかしながら、国で定めた制度でもあり、また納め忘れ、納税者の納入する際の手数なども考えますと、天引きもいたし方ないのかなというふうに考えております。

それから、当市の課税が約28%で、緩和措置ということでございますが、緩和措置実施につきましては低所得者等の生活弱者に十分配慮した改正を図らなければならないと考えており、現在あらゆる面から検討している状況でございます。

次に、平均28%引き上げの税率改正案どおりになりますと、税額で4億9,271万6,000円の税収増となる見込みになっております。税収増の内訳については、医療分につきましてはマイナスの4,158万円、介護分につきましては1,742万9,000円の増、支援分5億1,686万7,000円の増となっております。支援分の5億1,600万につきましては、保険税全体の21.67%の割合となっております。

次に、当市として十分な保健指導体制についてどう準備しているかということでございますが、特定健診の結果、特定保健指導対象者選定基準に基づき、保健指導の必要性の低い方には健康診査結果通知とともに健康に関する情報提供を行い、保健指導の必要性が中程度の方には特定保健指導として動機づけ支援を、高い方には積極的支援を行うこととしております。平成20年度の特定保健指導は446名、25%の実施見込みとなっております。

具体的な計画としては、動機づけ支援では市内各地区に出向きまして、271人を見込

んで6カ月間にわたり健康教室を2回、市の保健師、栄養士が実施する予定でございます。また、積極的支援では6カ月コースを119人、3カ月コースを56人見込んで実施いたしますが、これも市内各地区に出向きまして医師や保健師の講話、個別面談、運動講話や実技、栄養講話や試食、支援レター、支援コール等の内容で計画しており、市の職員によるものと一部委託によるものをあわせて行う予定としております。

また、40歳未満や75歳以上などの特定健診、特定保健指導対象外の人の健康診断はどのように取り組まれるかということでございますが、40歳未満の方は今年度までと同様に乳がん検診、それから子宮がん検診は年齢により対象となります。また、75歳以上の方は後期高齢者医療広域連合から委託を受け、市で健康診査を実施する予定であり、特定保健指導の対象者とはなりません。介護予防事業の一般高齢者施策として健康相談、教育相談を実施してまいります予定でございます。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 副市長。

○副市長（三上裕行） 先ほど答弁した中での数字を1カ所訂正させていただきます。

平成20年、21年の退職予定者、病院の医療職員を除きまして47名と言いましたけれども、4人を引きまして43名とさせていただきます。20年度、21年度の退職予定者の中で、私を含めて4人が既に退職予定という、そういう事情でございます。

○副議長（三淵春樹） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） 産業振興についてでございますけれども、中小企業の振興につきましては、議員おっしゃるとおり非常に大事なことであります。条例の制定に前向きに検討し、支援してまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○副議長（三淵春樹） 西北病院事務局長。

○西北中央病院事務局長（平山耕一） 県の医師確保事業に対する検討について御答弁申し上げます。

まず最初に、西北中央病院においては医師の確保につきまして従来から弘前大学にお願いしてきたところでございます。良好な関係の中、今まで築き上げてきた実績、信頼、連携を踏まえ、引き続き弘前大学にお願いしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

なお、井上議員御指摘の県当初予算における県外に新たな医師派遣ルートを開拓しようとする自治体病院に対する支援事業である自治体病院医師確保特別対策支援事業につきましては、今後詳細を確認してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（三淵春樹） 2番。

○2番（井上 浩議員） それでは、最後の質問になります。

御答弁はなかったわけですが、臼杵市の例を出したのは、私は本当大切だと思います。この前の行政改革の説明会でも、最初は市や市の幹部の皆さん、職員の皆さんに対して相当厳しい言葉も出るわけですが、説明を受ければやっぱり皆さん納得をされる。というのは、市の職員の皆さん、幹部職員の皆さんは当市の頭脳でありますから、皆さん方がやっぱり最大限に能力を発揮されることによって、すべては、ひいては市民の幸せにもつながっていくと考えています。それだけに、その最も中心にいらっしゃる市長、副市長、教育長につきましては、答弁にもありましたけども、安心かつ効率的に行政が遂行できるように頑張っていたいただければと思っています。

そこで、副市長のほうから組織機構の見直しの問題で、来年度、再来年度でやっていくという御答弁がありました。そこで、私昨年9月21日に滋賀県の近江八幡市、PFI病院が失敗しつつあるところですけども、議員視察してきましたけども、市民情報コーナーに目をみはりました。手間はかかるでしょうけども、当市が現在行っています市の行政情報については、各課に行っていたいただければ詳細に説明する、それはそれで必要だと思えますけども、市役所の正面玄関に入れば、例えば今の議会ではどういう議案が提示をされて、何を議論しようとしているのかがそこにある、ことしの分、去年の分もある。今市が何をしようとしているかの資料がそこにまとめられている、そういう市民情報コーナーが近江八幡市ではあって機能して、大変私もそこへ行って、ああ、これはいいなと思いました。そういう点につきましても機構改革の中でぜひ検討をしていただきたいと思えますので、この点について少し御答弁をいただければと思います。

○副議長（三淵春樹） 副市長。

○副市長（三上裕行） 近江八幡市の例を出されて御紹介いただきまして、ありがとうございます。公開できる文書を1カ所にまとめた情報コーナーの新設でございますが、文書を1カ所にまとめることは、現段階では物理的空間の制約から、また公文書の管理上の制約から難しいと思われまます。

ただ、議員ただいま御提言のことは、できる範囲かなとも考えてございます。私どもできる範囲で、そのような努力はしていきたいと思っております。

○副議長（三淵春樹） 以上をもって井上浩議員の質問を終了いたします。

次に、11番平山秀直議員。

○11番（平山秀直議員） 一登壇一

平成20年第1回定例会に当たり、公明党を代表して一般質問をさせていただきます。

通告の第1点目は、地域経済活性化対策についてあります。国では、平成20年の地方財政対策として歳出の特別枠、地方再生対策費が創設されました。これは、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方財政計画に地方が自主的、主体的に取り組む活性化施策に必要な歳出を計上し、財源を確保しているものであります。当市においては、人口規模で算定され、およそ1億8,000万円程度の見込みだと伺っております。地方の厳しい財政事情の中、当市もさまざまな財政改革を実施してきましたが、それと地方再生対策費とあわせて新年度は空財源を組まなくても済むことは、市長及び職員、議会が一丸となったたまものと高く評価されるべきと考えます。そうした中で、地方再生対策費の予算を有効に活用し、事業を実施すべきと考えます。

そこで、この地方再生対策費が一体どのような事業に今後活用されていくのかお伺いいたします。

次に、地方の元気再生事業の創設についてお伺いいたします。地域経済活性化対策としても一つ重要なのがこの地方の元気再生事業の創設であります。当市は、中央で景気が回復してきているといっても、まだまだ実感がありません。農業、商業ともにいまだ厳しい状況が続いております。また、人口流出に歯どめがかかっておらず、少子化も続いております。若者の雇用状況も依然と厳しく、当市の今年度大卒採用数はゼロであります。この現実の課題に本気になって取り組まなければ、地方にとって政治はいい政治とは言えないし、市民に理解が得られないものと考えます。

そこで、国が閣議決定したのがこの地方の元気再生事業の創設であります。この点、当市ではどのように認識し、今後どう取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、通告の第2点目、少子化対策についてお伺いいたします。第1点は、妊婦無料健診の拡大についてであります。これは昨年12月定例会でも取り上げさせていただきましたので、その後5回まで無料健診が拡大されたのか、この点確認させていただきます。

第2点は、乳幼児医療費支援拡充策についてお伺いいたします。子育てにかかわる経済的負担感の軽減を図り、出生、育児環境の一層の整備及び乳幼児期のすべての年齢階層の健康の保持増進を図るため、県では今後新年度予算に乳幼児はつらつ育成事業補助の継続、拡充をいたしました。これが当市では現状どうなっているか、今後の見通しについてお伺いいたします。

次に、第3点目、原油高騰に伴う緊急対策についてお伺いいたします。最近の原油高の急激な高騰は、市民生活を直撃していることはもちろん、中小企業、農林漁業など各業種に深刻な影響を与えております。そこで、各業種への対策を図るとともに、寒冷地

などの厳しい状況に置かれている当市の市民生活に対し、きめ細かく配慮の行き届いた対策を打ち出すことが緊急の課題であります。

そこで第1点に、中小企業に対してどのような対策が現在なされているのか、第2点に農林水産業に対してどのような対策がなされているのか、第3に寒冷地生活困窮者対策として当市でもいわゆる福祉灯油購入助成を実施いたしました。大変市民には喜ばれております。その現在の状況はどうなっているのかお伺いいたします。

次に、通告の最後、第4点目の地方財政と道路特定財源の確保についてお伺いいたします。道路整備の財源となる道路特定財源は、地方にとって重要な財源であり、今大きな議論となっている道路特定財源諸税の暫定税率が仮に延長されない場合、県、市の税収が大幅に減少し、地方道路整備臨時交付金が廃止となれば道路整備に大きな支障が生じることは当然であり、何より地方財政が危機的状況に直面することになります。また、福祉や教育の財源を圧迫する危機的事態も予想されます。

私たち公明党では、東北地方議員と意見交換、県内の道路について調査活動をしてまいりましたが、緊急医療機関へのアクセスの現状は、第3次医療機関へ60分で到達できない市町村は約4割も存在しているデータが出されており、地方にとって道路は命の道路との認識に立っております。大きな道路をつくることだけでなく、市民生活を支えているのが道路特定財源であると考えます。しかし、一方でガソリンの急激な高騰で市民生活の負担は大きくなっており、病院に行くにも買い物に行くにも自動車を使わざるを得ない地域では、この痛みを何とかしてくれとの声も大きく上がっております。我が党の強い主張で、自賠責保険料の引き下げや高速料金の一部引き下げが行われましたが、こうした点も十分考えていかなければなりません。

そこで第1点は、市の基本的な道路行政についての考え方について、まずお伺いいたします。

第2点は、市の今後の道路計画について、これからは基幹道路とあわせて緊急病院へ行く生活道路の整備や通学路の安全対策、除排雪対策など、あくまで生活者のための道路の確立が大切であると考えます。道路特定財源の暫定税率の延長は、今までとは違う認識が必要と考えます。この点、今後の当市の市民生活を支える道路の確立について、どのように考えているかお伺いいたします。

以上、大きく4項目についてお伺いいたしますが、市長及び関係部長の御誠意ある答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○副議長（三潟春樹） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 平山秀直議員の平成20年度の地方財政対策として創設された地方再生対策費の具体的な活用についてお答えいたします。

地方再生対策費の具体的な活用については、阿部議員にお答えしたとおり平成20年度においては基幹市道でありますみどり町、松島町の整備事業、狭隘なためスクールバスなどの運行に支障を来している藤枝3線の改良事業、基幹的農道であるこめ米ロードの舗装路面の改良等を行う県営五所川原地区広域農道整備事業等の既存市道の整備事業等に活用してまいりたいと考えております。

平山議員におかれましては、今後ともさらなる御指導と御教授をお願い申し上げ、答弁いたします。

○副議長（三瀨春樹） 副市長。

○副市長（三上裕行） 地方の元気再生事業の活用についてお答えいたします。

地方再生事業制度の詳細につきましては、国から連絡があり次第、県から情報を提供される予定となっております。当市においても豊かな資源等を生かしながら、地域の活性化に結びつく施策を検討してまいりたいと考えております。

なお、県からちょうだいしております年末からの資料がございます。具体的にはまだ申し上げられませんが、この該当することにつきまして、本事業への提案を行いたい場合は早い時期からのプロジェクト検討が必要でと。具体的には、4月に入りますと国からの提案募集通知があるものと思われま。5月の半ばで募集の締め切りで、6月の下旬に提案の採択決定、このような流れは想定されますけれども、今現在このような事業に何年間で、どの程度取り組んでいきますという具体的なことは申し上げられない状況にありますので、どうかその辺御理解をいただきたいと思ひます。

○副議長（三瀨春樹） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 少子化対策について御答弁申し上げます。

まず、妊婦無料健診の拡大についてでございますが、妊婦健康診査につきましては、少子化が進む中、その重要性、必要性が高まっており、公費負担の拡充については厚生労働省より5回程度の実施が原則であるとの通知を受け、全国的に拡充の方向にあり、議員からの御指導もいただきながら、かねてより検討を重ねてきたところであります。

妊婦健康診査は、実施時期により5,000円程度から1万円程度の自己負担となり、出産までに必要な健診回数は13回から14回程度とされております。現在このうち2回分は無料で受診できるよう公費負担をしておりますが、平成20年4月からは無料でできる回数を5回分に拡充し、さらに住民税の非課税世帯には2回分追加し、合わせて7回分となるよう予算計上しております。これにより、子育て世代の経済的負担が軽減され、少

子化対策につながるものと考えております。

次に、乳幼児医療費支援拡充策についてであります。五所川原市では青森県乳幼児はつらつ育成事業費補助金を活用いたしまして、乳幼児の保健及び出生、育児環境の向上を目的に、乳幼児を養育している保護者に対し、医療費の助成を行っております。現在の助成内容は、通院につきましてはゼロ歳から4歳まで、入院につきましてはゼロ歳から就学前児童を対象としていますが、県では本年10月診療分より補助対象を拡大し、4歳から就学前児童の通院についても対象とすべく県議会において現在審議を行っております。ただし、新たに対象となった部分については一月当たり1,500円の自己負担を導入することとしております。平山議員御承知のとおり、乳幼児医療費給付制度については、市町村が給付した乳幼児医療費の2分の1を県が助成することになっております。

当市といたしましては、県から指針が示されましたら、10月からの導入に向けまして、条例の一部改正及び関連経費の補正予算について精査し、9月議会において審議をいただき、対象者の拡充を図ってまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○副議長（三淵春樹） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） 原油高騰に対する中小企業対策の状況についてお答えいたします。

近年サブプライムローン問題と関連した投機的な動きもありまして、原油価格が高騰しております。国民、中小企業等に深刻な影響を及ぼしてございます。このため、国では原油高騰で苦しんでいる中小企業者に対し、その窮状を踏まえた資金繰り面での対応、下請取引等に対する窓口、相談体制の整備等、きめ細やかな対応に努めているところでございます。当地域においては、資金繰り面について信用保証協会、商工会議所、商工会、各金融機関で相談を受け付けているほか、下請取引につきましては財団法人21あおもり産業総合支援センターが相談を受け付けており、悪質な場合には関係省庁に報告し、行政処分等を科することとされ、関係省庁から価格上昇分を下請会社に転嫁しないよう通達が出されております。

当市では、原油高対策に係る特定中小企業者の認定事務を行うほか、県のセーフティネット資金の周知に努めておりますが、個別の相談がありましたときは関係機関との連携を図り、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、農林水産業への当市の取り組みについてでございますが、原油価格の高騰は市民への影響が多大であると認識しております。農業関係では、昨年12月に県から強い農業づくり交付金による緊急対策事業としまして、原油価格高騰緊急対応省エネルギー型農業機械等緊急整備対策が実施されるとのことで受けまして、既存の農業機械より低燃

費、省エネ型の機械等を導入する共同利用組織等に対しまして助成するとの説明がありましたので、当市では早急にその準備に入り、事業実施希望の6事業主体から関係書類を提出していただき、審査の上、県に提出し、ヒアリングを受けたところであります。その結果、1事業主体に事業決定がありましたので、今議会に補正予算としてお願いしているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（三淵春樹） 福祉部長。

○福祉部長（宮崎堅治） 原油高騰に伴う寒冷地生活困窮者に対する対応についてお答えいたします。

国では、昨年12月原油価格の高騰に伴う国民生活等への緊急対策として、6項目から成ります基本方針に基づきまして、その具体化について取りまとめ、積極的に対策の実施に取り組んでいくことといたしました。その中で寒冷地における生活困窮者対策といたしまして、地方公共団体の自主的な取り組みに対し、精査の上で所要一般財源の2分の1について特別交付税措置を講じることとしております。

このため当市では、去る1月15日にいわゆる福祉灯油購入費助成事業についての議員説明会を開催いたしまして、国の動向、県の対応、県内市町村の取り組み状況及び当市の取り組みの概要等について議員各位に御説明いたしまして、御理解を得たものと判断し、事業費5,495万5,000円を主とする予算を専決処分いたしますとともに、交付対象世帯は市県民税非課税の高齢者世帯、障害者及び児童のいる世帯、助成金は1世帯1万円などいたします事業実施要綱を定めまして、広報で周知を図り、この2月4日から申し込みの受け付けを行っております。

2月末現在の申請件数でございますが、2,217名、約46%でございます。これまでに、このうち交付決定いたしましたのが1,243名、うち759名の方々には先月29日付で交付済みとなっております。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 建設部長。

○建設部長（白戸幸一） 御質問の市の基本的な道路行政の考え方と、それから生活者のための道路の確立について、道路計画の基本的考え方についてでございますが、これについては関連がございますので、まとめてお答えいたします。

議員御説明のとおり道路特定財源については、平成18年度の決算を例にとりますと、道路特定財源の歳入は、自動車重量譲与税、地方道路譲与税、自動車取得税交付金を合わせた約4億3,000万円であり、また暫定税率が廃止されると、県の試算では約2億円が減となり、さらに地方道路整備交付金も廃止されることから、市の厳しい財政事情が

さらに圧迫されることとなります。

次に、道路計画の基本的な考え方についてでございますが、現時点での新規事業の道路計画などは、市の財政事情を考慮し先送りとし、当面は舗装補修などの維持管理を重点的に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（三淵春樹） 11番。

○11番（平山秀直議員） それでは、再質問させていただきます。

まず、この地方再生対策費の具体的内容について、事業名を挙げて市長のほうで答弁していただきましたけれども、この地方再生対策費、当初私が役所のほうから聞いていたのとちょっと内容が若干違うので、再度確認させていただきますが、事業として新年度予算にいろいろのっているわけですが、交付税なもんですから、いろいろな形に地域の再生のために使われているということなので、こういう事業に使われているのかどうかの確認をさせていただきたいと。

まず、先ほど答弁ありました妊産婦無料健診の5回までの拡充に対して、この地方再生対策費というのは入っているのかどうか。

第2点目、市浦のほうで行われている子ども農山漁村交流プロジェクトの推進のための受け入れ態勢とか、宿泊活動に要する経費、これについて地方再生対策費というのが入っているのかどうか。

第3点、C型肝炎のインターフェロン治療、今大変C型肝炎話題になりましたけれども、これにかかわる医療費の助成措置というのはどういうふうになっているのか。

第4点目、特別支援教育費、これはさっき市長のほうで答弁ございました。特別支援教育費充実のために配置人員を拡充するという点、この点の4点について地方再生対策費というのがきちんと活用されているのかどうか、確認させていただきたいと思います。

次に、第2点目、少子化対策でありますけれども、乳幼児はつらつ育成事業、これが県で行われているわけですが、この4月からさらに拡充されるということで、ちょっともう一度確認なんです。現在五所川原市では通院ゼロ歳から3歳まで無料と、それから入院がゼロ歳から就学前の6歳まで無料、これが現在の五所川原市の状況なわけです。通院はゼロ歳から3歳まで、入院はゼロ歳から6歳まで、これが無料になっているということですが、ここの通院の部分がさらに4歳から就学前まで拡大されるということになったようですけれども、この点の内容をもう一度確認させていただきたい。先ほどの説明だと、ちょっと内容が不明確だったんで、どういうふうに改正されるのかという点を確認させてください。

それから、いつ実施されるのかという点なんですけれども、先ほど答弁では10月からというようにおっしゃったんですけれども、これ6月からできないものなのか。実際に県のほうでは4月から取り組めるのが、これが10月からといえば、もう半年近くずれ込むんですけれども、この時期、もう少し早めることはできないのかなというふうにして思います。

次に、原油高騰に伴う緊急対策、これは国を挙げての政策ですので、市だけでどうのこうのというのはとてもとてもできるたまものではないわけですが、その中で五所川原地域で原油対策に対して、さまざまな中小企業に対してはこういうふうな緊急対策が行われている、農林水産業に対してはこういうふうな緊急対策が行われております。また、生活困窮者に対しては福祉灯油がこういうふうに行われていますというようなことが、この五所川原地域で中小企業の人たち、農林水産業の人たちに余り知られていないような気がしてしょうがないわけなんです。ただ困った、困った、大変だ、大変だ、こういう声ばかり聞くもんですから、この点をきちんと中小企業の事業主の人たちもわかる形、農林水産業の人たちでもこの強い農業づくり交付金というの、これ申請があったのがたったの1件だというようにさっき答弁があったわけですが、もっともっと農家の人たちの中でもいろんな形で原油の影響を受けている方がいるわけですし、こういう事業がもっともっと活用されるべきではないのかなというふうにして思うんですけれども、これももう少しきちんと市民の方にわかる形がないのかなというふうにして思います。この点、どうでしょうか。

それから、福祉灯油のことについても、せっかく今現在行われているわけですが、まだ2月いっぱい段階で46%ということなので、どうなんだろうね。要らないということなのかどうかわからないんですけれども、何らかの形で、まだ福祉灯油のほうに購入助成の申請が上がっていない人たちで対象になる方にお知らせできる形というのはとれないものなのかなというふうにして思うわけですが、この点、3月31日まで受け付けというふうにして言っているの、この辺の周知をもう少しされてもいいのではないかなと思ひまして、質問します。この点、御答弁をお願いします。

それから、最後に道路特定財源と地方財政、これは道路特定財源が廃止されると地方財政は大変厳しくなるという答弁がございました。この道路特定財源の暫定税率が実際に廃止になった場合、ただ財政が大変だ、予算繰りが大変だというのではなくて、私があえてこの五所川原市の道路計画について今後どういうふうにするのかと、基本的な考え方を示した上で無期延長にこの道路特定財源が今後も当てになるかというふうな環境ではないわけですよ、この道路特定財源の暫定税率。今のところ10年後の廃止という

方向で向かっていますけれども、これが今の国会の議論によっては3年になるのかもしれない、5年になるのかもしれないという状況にあるわけです。ですから、今後の五所川原市の道路計画についてもきちんと精査した上で、五所川原市では県、国に対して何としてもこういうふうな道路というのは整備してもらわなきゃ困るんだというような基本的な考え方、スタンスというのを持っていたきたい。

そういう点で、例えば緊急の救急車がすぐ第3次医療機関に対して60分以内で行ける地域、これが青森県内でも40%しかないんだと。例えばこの五所川原地域においても、西北病院はまだ第3次医療機関じゃないでしょう。県病の話ですよね、例えば弘大の話、これが第3次医療機関なわけですから、そこに60分で行けるような距離にあるのかと、そういうようなところでないところもあるわけですよ。そういうふうな整備というのをどうするのかということを実際に考えていただきたいなというふうに思います。

それから、実際に市民生活にかかわっている道路、この中でもまだ整備されていない道路もあるわけですが、新しい道路をつくる段階の財政状況ではないというような答弁だと思います。五所川原市の場合には、もう新規の道路なんかつくれるような財政状況でないと、道路の穴を埋めるのが精いっぱいだと、財政事情がこういうふうな状況にあるわけですよ。その中で道路の特定財源が廃止されたならば一体どうなるんだというような厳しい財政状況にあるという点は、非常に重要なのではないかなと思うわけです。この点、道路特定財源の暫定税率が廃止になった場合に、五所川原市では道路行政に対してどう影響を受けるのか、補修はどうなるのか、それから除雪費はどういうふうになるのか、この点をもう一回御答弁していただいて、再質問を終わります。

○副議長（三瀨春樹） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 地方再生対策費についてお答えします。

地方再生対策費は、あくまで普通交付税の算定項目の一つとして、普通交付税を上乗せするための一定期間の特別措置であります。あくまでも普通交付税の算定項目の一つでありますので、用途を限定しない一般財源ということになります。ですので、先ほどの妊産婦健診の回数の増加であるとか、C型肝炎であるとか、あとは子ども農山漁村交流プロジェクト、こういったものに使うのかという質問に対しては、これに対して使うというよりも、あくまで一般財源でありますので、用途を限定しておりませんということです。

なお、C型肝炎につきましては、都道府県に地方交付税措置されるものでありますので、そちらのほうは今後県の動向に合わせて住民サービスの充実に努めていきたいというふうに考えております。

あと、子ども農山漁村交流プロジェクトというものについては、総務省、文部科学省、農林水産省の合同プロジェクトでありますので、こちらについては現在農家民泊であるとか、そういったものを農水省の事業、文部科学省の体験事業、それらのものを行っているところに対して総務省としても交付税措置等を一緒に支援していきますというものでありますので、それぞれの所管部署でそういったものを行えば、交付税措置の対象になるというふうに考えております。

○副議長（三淵春樹） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 乳幼児医療費支援拡充策について再度御答弁申し上げます。

まず、入院についてでございますが、現在ゼロ歳から就学前まで、つまり小学校へ入るまでの3月までが対象となっております。これは今後も変わりません。ただし、4歳から就学前までは1日500円の一部負担ということになります。通院につきましては、現在ゼロ歳から4歳未満まで対象となっていたものが、これがゼロ歳から4歳未満までは今までどおり無料、4歳から就学前まで、これが拡充部分になりますが、4歳から就学前の3月までは一月1,500円の一部負担がございますが、対象が拡充となります。

それから、実施時期についてでございますが、県のほうから平成20年10月診療分から対象にしたいということで来てございますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

○副議長（三淵春樹） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） 原油高騰についてお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、中小企業対策については、もちろん農業もそうでございますが、非常に大切でございます。国、県の制度、こういう制度があるということを広報、ホームページ等を通じてPRし、周知に努めてまいりたいと思っております。

それから、農業につきましては、共同利用組織、団体等に対しまして助成すると、共同利用の団体ということで県のほうから昨年の12月に連絡がございました。それで、希望した事業主体は6事業主体でございます。そのうち1事業主体が決定してございます。今後も制度につきましては、農協、各団体、それから広報等を通じましてPRしてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いたします。

○副議長（三淵春樹） 福祉部長。

○福祉部長（宮崎堅治） 福祉灯油についてお答えいたします。

PR対策につきましては、これまで広報2月2回、それからこのたび3月1日号ということで3回広報で周知を図りました。このほか公共施設については49カ所にポスターを掲示いたしまして、さらに公共施設あるいは高齢者のグループホーム等々、約120カ

所にチラシを配布してございます。

また、2月いっぱいには中央公民館と金木、市浦の総合支所のほか、旧五所川原市の支所5カ所についても申請の受け付けを行っております。また、きょうから福祉部の各課で受け付けしておりますが、午前中既に30名ほどの方が申請においでになられております。したがって、これから天候がよくなれば、さらに申請者がふえてくるものと見込んでございます。

○副議長（三潟春樹） 建設部長。

○建設部長（白戸幸一） 平山議員の先ほど御質問された道路の計画、要は基幹的な道路かと思えますけれども、基幹的な道路計画については今現在津軽自動車道が五所川原北インターまで供用開始され、そのあと西バイパスと並びに鱒ヶ沢道路について採択され、今現在調査及び用地買収されているところでございます。

五所川原地区については、3次救急医療施設、県病のほうまでに40分台で行くこととなつてございます。なお、鱒ヶ沢まで高規格道路が開設された場合には、鱒ヶ沢地域も60分以内になることと聞いてございます。なお、高規格道路のほかに今現在整備されております国道339号のバイパス等も整備されますと、金木地域におかれましても60分以内の救急施設への搬送が可能なものと思われま。

それから、市民生活にかかわる道路の整備は、暫定税率及び臨時交付金が廃止されますと、今までの除雪費、補修等についてはどうなのかということでございますけれども、暫定税率が廃止されても本則の部分での道路特定財源は、先ほど説明したように今まで4億幾ら入っているのが2億円台、約40%強、削減されることとなります。非常に厳しい状況に置かれることにはなると思いますが、ただ今後の道路補修等については先ほど議員がおっしゃいましたように、改良等の新設についてはなかなか無理な状況にありますので、それにしても除雪費、それから道路の補修、それから側溝の壊れたもの等については最優先して整備を進めなければならないものと思っております。よろしくお願いたします。

○副議長（三潟春樹） 教育長。

○教育長（木下 巽） 子供の農山漁村の交流のプロジェクトの活用についてお答えします。

この子ども農山漁村交流プロジェクトは、総務省、文部科学省、農林水産省の3省が連携し、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などをはぐくみ、力強い子供の育成を支える教育活動として、小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動を推進する事業であります。

文部科学省では、この中の一端を担う事業として、豊かな体験活動推進事業を実施しております。それを受けまして、県教育委員会では文部科学省の委託事業として農山漁村におけるふるさと生活体験推進校を県内に5校指定し、モデル地域としております。本市には指定校はございません。今後は、モデル地域の推進状況を把握するとともに、県教育委員会に働きかけ、この事業の活用を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（三淵春樹） 11番。

○11番（平山秀直議員） 3回目、最後は市長に御答弁をお願いしたいと思います。総括的に御答弁をお願いできればと思います。

1点目の地域活性化対策、これについて財政が厳しい中でさまざまな形で事業を圧縮して、ようやく空財源を出さなくても済むという状況になったけれども、まだまだ予断を許さないと。こういう中で国のほうでもいろいろ考えて、先ほど申しました地方再生対策費とか、それから「地方の元気は国の力」というようなネーミングの名前の事業をですね、一生懸命、国もそれなりに今、地方のためにさまざまな形で予算措置を講じているというのを受けて、やはり本市としてもきちんと交付税の使い方というのを五所川原市にとって一番今課題になっていることをきちんと手だてしていくことが、その主体的な考え方がますます必要になってくるわけなので、市長、この辺、五所川原市の今後の見通しを考えた上で大切な財源をきちんと生かしていけるように、市長の今後の予算の考え方、これをお尋ねしたいと思います。

それから、もう一点は、これも市長にですけども、厳しい財政事情の中で道路特定財源の当市の使い方、考え方、これはやっぱりきちんと市長としても市民にアピールして、今後の道路の考え方についてきちんとビジョンを持つべきだと思います。高規格道路もそこまで来ましたが、太刀打のところまでインターが、出口がついたわけですけども、今後の高規格道路と、それからもちろん市民生活に一番大切な市民生活の道路、これをどう維持していくのか。これなぜ私こんなこと言うか、市民の声で、今最中除雪やっています、除雪の予算がだんだん少なくなっているのかどんだかわからないけども、五所川原市、毎年除雪のかけ方が粗末になってきているよと、こういう声が、これ鶴田等とか金木、金木も五所川原ですけど、道路の除雪のかけ方が、旧五所川原の除雪のかけ方が毎年粗末になってきているよと、これ声聞くんですよ。これ予算のせいなんですか、この道路特定財源も除雪費に当然使われているわけですよ。ですから、きちんと道路特定財源を市民生活のために活用して、無駄のないように考えてもらいたいと思うわけです。もちろん国みたいに福利厚生のために道路特定財源使っているとか、あん

なばかなことは五所川原の場合には、来た予算はそんなことはしていないとは思いますがけれども。私が調べたのは前なので何とも言えないわけですが、そういうのは問題外でして、ですから道路特定財源と地方財政、それから今後の五所川原市の道路についての考え方、この点を市長に御答弁していただいて、質問を終わらせていただきます。

以上です。

○副議長（三淵春樹） 市長。

○市長（平山誠敏） 平山議員の質問にお答えします。

最初に、地域活性化対策でございますが、昨年度頑張る地方応援プログラムで3億4,000万円特別に来たわけでございますが、これは行財政改革に前向きに取り組んで一生懸命やっているという評価をいただいて初めて来たものと理解しておりますし、やはりこれからもまだまだその努力をする必要があるのではないかと考えております。

地方再生対策費につきましては、これはとりあえず地方税の均等、偏在なく満遍なく地方にも回すということで、平成20年度は暫定で本市には約2億8,000万円ほどの予算が来るということでございますし、来年度、再来年度以降はこれがしっかりした、今度は法律に基づいて来る交付税になるのかなというふうに期待しております。やはりこういうものを確実に活用しながら、これからの五所川原市発展のための礎づくりに利用していきたいと考えております。

次に、道路特定財源のことでございますが、広く言いますと議員御承知のとおり昨年津軽自動車道、浪岡五所川原道路が五所川原北インターまで開通して、非常に利便性が向上したわけでございますが、やはりこれも計画どおりいきますと鯨ヶ沢の鯨ヶ沢新港まで延びる予定になっております。これが鯨ヶ沢新港に延びないことには、これからの医療機能再編成につきましても五所川原の中核病院が1次救急対象になりますので、鯨ヶ沢、深浦からの患者さんも運ばれてくるということも考えますと、この津軽自動車道を予定どおりに開業していただかなければ、かなり利便性が劣ってくるのではないかと非常に不安になっておりますし、北のほうにつきましては、やはり339号のバイパス、今中川地区でとまっております。これが長富までつながりますと、かなり利便性がふえていくと考えております。金木地区につきましては、やっぱり内真部線の通年通行ができるようになれば青森までかなり短時間で、県病までですと四、五十分で行けるのではないかなというふうに思っておりますし、やはりまだまだこの地域におきましては道路の需要が非常に大きいものと考えております。

当市にとりましては、先ほど答弁にもございましたとおり、たしか道路特定財源で来ていますのが4億1,000万円ほどでございますが、このうちの3億円ぐらいが除排雪費

として計上されております。去年、ことしであればそれで間に合うのですが、16年、17年の大雪になりますと、たしか5億円前後、多いときには6億円ぐらいまでいっていますので、この経費が削減されることになりますと、先ほど平山議員おっしゃるとおり今でも除雪が粗末とか、さまざま御批判がありますが、この経費が半分になって2億円になりますと、ほとんどできない状況になるのではないかと心配しているところです。五所川原市内の中でもやはり狭隘な道路もいっぱいありますし、その辺の拡幅とか、カーブの手直しとか、そういう必要なところは多々ございます。そういうところも全然できなくなるのではないかというふうに心配しておりますので、今年度だけでも道路特定財源、暫定税率を維持していただければと思っているところでございます。これは3年後、10年後になりますと、それはそれなりに国のほうでも減った分の財源をどうするのかいろいろな議論もなされて、地方のことも考える余裕も出てくると思いますので、とりあえずは暫定税率を維持していただければなと願っております。

以上でございます。

○副議長（三淵春樹） 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

---

◎散会宣告

○副議長（三淵春樹） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時46分 散会

平成20年五所川原市議会第1回定例会会議録(第3号)

---

議事日程

平成20年3月4日(火)午前10時開議

第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

---

出席議員(30名)

1番 花田 進 議員	2番 井上 浩 議員
3番 片山 英幸 議員	4番 齊藤 一郎 議員
5番 山田 善治 議員	6番 伊藤 永慈 議員
7番 吉岡 良浩 議員	8番 成田 和美 議員
9番 鳴海 初男 議員	10番 高杉 利彦 議員
11番 平山 秀直 議員	12番 木村 博 議員
13番 田中 賢一 議員	14番 山口 孝夫 議員
15番 松野 武司 議員	16番 寺田 武造 議員
17番 古川 幸治 議員	18番 秋元 洋子 議員
19番 稲葉 好彦 議員	20番 磯邊 勇司 議員
21番 阿部 春市 議員	22番 桑田 茂 議員
23番 福士 寛美 議員	24番 木村 清一 議員
25番 野呂 國四郎 議員	26番 加藤 磐 議員
27番 三湊 春樹 議員	28番 川浪 茂浩 議員
29番 工藤 武則 議員	30番 葛西 収三 議員

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者(28名)

市 長	平山 誠 敏
副 市 長	三上 裕 行
財 政 部 長	佐藤 茂 宗

民 生 部 長	佐 藤 文 治
福 祉 部 長	宮 崎 堅 治
経 済 部 長	笹 森 英 志
建 設 部 長	白 戸 幸 一
金木総合支所長	福 井 定 治
市浦総合支所長	成 田 義 正
西北中央病院	平 山 耕 一
事務局長	
水道事業	工 藤 勝
所長心得	
会計管理者	中 村 健
教育委員長	阿 部 育 也
教 育 長	木 下 巽
教 育 部 長	木 村 一 善
選挙管理委員会	川 浪 太刀男
委員長	
選挙管理委員会	三 上 隆
事務局局長	
監 査 委 員	大 野 欽 也
監 査 委 員	高 橋 俊 昭
事務局局長	
農業委員会会長	太 田 昭 市
農 業 委 員 会	鈴 木 正 徳
事務局局長	
総 務 課 長	関 秀 三
企 画 課 長	小田桐 宏 之
財 政 課 長	佐 藤 明
国保年金課長	鎌 田 和 廣
保護福祉課長	須 藤 久 男
農林水産課長	工 藤 雄 三
土 木 課 長	三 上 義 博

---

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 高 橋 満 直

次		長	岩	川	静	子
議	事	長	小	林	耕	正
庶	務	長	飛	鳥	順	一

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員30名、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により会議を進めます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（齊藤一郎） 日程第1、一般質問を許可します。

なお、会議規則第63条の規定により、質問は再質問を含め3回までとなっております。

また、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いします。

それでは、29番工藤武則議員。

○29番（工藤武則議員） 一登壇一

おはようございます。自民クラブの工藤であります。第1回定例会につき一般質問をさせていただきます。

まず最初に、このたび副市長に就任されました三上さんには、まずもっておめでとうございます。これからも大変だろうと思いますが、五所川原市民のために汗を流して頑張ってくださいと思います。

さて、平山市政も3年目を迎えたわけでありましてけれども、この間顧みますと多事多難と申しましようか、この2年間これほど財政が悪化しているとは恐らくは思いも寄らなかったのではないのでしょうか。1つは、集中改革プランの見直し、第2の夕張になっては困るということで、今度は財政健全化を目指したと思います。その結果、今当初予算では4年ぶりに空財源を計上しなくてもよいとのこと、まずは市長初め予算を組まれた関係各位の職員の皆さん方も安堵していることと思います。

市長はこの2年間、人事の問題で当初助役さんが田邊さんでありますけれども、健康上の理由で辞任をされ、またそれに便乗して教育長の辞任、収入役は円満退職であります。最も市長の右腕であった副市長、山田さんの他界、これは市長にとっても相当ショックがあったのではなかろうかと思います。これだけ踏まれても、けられても、それでもだれにこぼすことなく、嘆くことなく、淡々と行政を運営する姿に、私は感動したものであります。今年度から恐らく地方交付金の補助金がふえるというふうなことで、市長にとっては光明が差ししてくるものと思われまます。これからも、ことしの立佞武多のように不撓不屈の精神で、五所川原市民のために頑張ってくださいと思います。

きょうは、前文はこのくらいにして、1番、水産振興の対策、これは十三湖の水対策であります。十三湖の水は渇水状態にあり、十三漁業協同組合でも今大変な目に遭っておる状況下であります。きょうは、市長、経済部ばかりでなく、ここにおられます議員の皆様方の温かいお力添え、お知恵を拝借いたしたいと思う次第であります。

皆さん方も御存じのように、十三湖は県内でも3番目に入る湖であります。大変立地条件の整ったこの十三湖は、天の恵みと申しましょうか、この湖の面積は18.06平方キロメートルで、この湖にシジミ貝が生息していて、組合が頑張っただけで今日では全国のブランド品として10億円産業にまで売り上げを伸ばしてまいったものであります。ここまでたどり着くには、漁協の役員の皆様方が一丸となって努力された結果だと思えます。1つには、県の水産振興課の指導のもと禁漁区を設定、操業時間の制限、1日1隻当たりの漁獲量の制限、内水面の清掃、休漁区の設定、またブランド品として偽装されればだめというふうなことで、このたびトレーサビリティの表示、これはシジミを採取しておる人の履歴書で、それを添付するということ、これらのさまざまな方法で組合は組合なりの内水面水産資源の確保の努力に努めてきたものであります。

また、自然管理である森林が伐採されれば、私の目から見てその後片づけ、小学生と一緒に「しじみの森」と題して植樹をしたり、大和シジミは海中プランクトンばかりでなく植物プランクトン等の有機物をも栄養にしておる関係上、したがって森林も守らなければならないものであります。十三湖に流入する河川は、特に岩木川、鳥谷川、山田川、大小合わせて13本の川が流入してきていると言われておりますが、圧倒的に流量が多いのは母なる川、岩木川であります。年々歳々の水の流入が減ってきておる状況であります。上流には、目屋ダム、土地改良区、水道事業、畑作振興等、そのほかまだまだたくさんありますが、みんなそれぞれの立場で水の使用料を払っておる関係上、何の文句も言えませんが、これからさらに津軽ダムが完成されたとき、今の現状のままの10億円産業が維持できなくなるものと思われまます。

一つの例を申し上げれば、北海道の藻琴湖であります。オホーツクから引いておる海水を導入しておる藻琴湖、ここには無尽蔵にシジミ貝があった、そしてまた立地条件が十三湖と一緒にあります。そこの組合長さんとお話をされたとき、そのシジミが一夜にしてなくなったと、こういうふうな嘆きを聞いておるわけであります。たまたまこのたび島根県の宍道湖に私一人はぐれて研修をしたわけでありまますけれども、その宍道湖でも年々歳々水質の悪化により大きなシジミ、大貝と称します、このシジミが、大貝というものはなくなってきておると、もう皆無だというふうな話。私は、中村水産博士、その人とも1時間半ぐらい懇談をしてまいりました。その宍道湖も年々歳々40億のシジミ

産業を営んでおりますけれども、このたびは30億を下回っておると、こういう今のシジミの状況。したがって、どうか十三湖の水の足りなくなる期間は、雪解けの春、5月ぐらいまではどうにか間に合う状態であります。夏から秋に遅くに向け、岩木川の流量が昭和57年観測史上4番目の異常渇水状態となり、その昭和57年からほとんど今日まで渇水の問題で十三漁業協同組合は悩んできたわけであります。

正直に申し上げますと、夏から秋に向け一番水の欲しいときでもあります。シジミ貝にとって産卵の時期を迎えておるからであります。今や地球の温暖化が叫ばれておりますけれども、まさにその影響もあるかもわかりません。岩木川、山田川、鳥谷川と、またそのほかの流入している河川は十三湖とほぼ同じ水位であります。したがって、その高さで温暖化の影響を受けておるやもわかりません。海水の満潮時に海水の水位が高くなり、50から60センチ上がって十三湖全体に流入したとき、淡水が海水に覆われ、そしてシジミ貝の酸欠状態が続くと、シジミ貝のへい死状態が続くわけであります。

今現在端的に申し上げますと、シジミ貝がへい死状態になる割合は7割と3割、あるいはまた6割と4割、恐らくは60%と40%の割合となるかもわかりませんが、この十三湖の問題が水不足で本当に頭の痛いところであります。十三漁協の役員は、こぞって水不足関係を県の水産振興課、また岩木川の上流に対して、関係機関に陳情しておるところであります。何のいまだかつて回答もなく今日に至っておる状況であります。

したがって、お願いは、組合と協議を重ねながら、市長、ここなんです。組合と協議を、懇談を、話し合いをしながら、国、県に今の実情を把握しながら、例えば十三湖大橋付近にでもよいから、海水流入または塩害を防ぐ頭首工を建設するために努力をしてもらいたいと思うわけであります。そうでなければ、十三湖のブランド品であるシジミ貝のへい死状態が続く、先が見えてくるということでもあります。どうか市長、経済部長の打開策の答弁をお願いを申し上げたいと思います。

今申し上げたことは、きょう質問して、あしたできるというものではありません。恐らくは10年、採択されても15年あるいはまた20年もかかるやもわかりません。しかしながら、市長のやる気でこの問題を短期間で組合員と話をしながら解決をしてもらいたいというお願いであります。

したがって、今度2番目でありますけれども、これも今のお話と同じように今質問をすれば短期間でこれはできるという私の考えで質問をさせていただきます。これは、十三前潟漁場整備についてであります。この場所は、私どものうちの目の前にある民家の並ぶ22万7,000平米の面積を持った河川であります。平成11年に完成した漁業集落下水道事業ができるまで長年の生活排水がたまって、ヘドロが蓄積されてシジミ貝の生息が

皆無になった場所であります。しかし、我々の子供のころはシジミ貝がそこには無尽蔵にあったもので、この川でシジミを採取したものであります。平成8年十三地区漁業集落下水道事業に着工し、平成11年に完成しておりますけれど、この事業が完成されて、この地区の人は非常に喜んだものであります。したがって、この十三地区漁業集落下水道事業が完成されたときに、この地区の8割以上の人間がこれに参加したわけでありませぬ。この地区の人は、非常に喜んだもので、これでこの場所にシジミ貝を放流できて、組合、組合員の活性化につながるはずと期待をする反面、しかしいざ手をかける段階になりますと、生活排水によりヘドロが堆積され、水質の悪化が重なり、シジミ貝、魚介類の生息が困難な状況になり、しかし平成11年度完成した漁業集落排水事業により、水環境の改善は大きく前進したものであります。恐らくここで得られる組合員の所得は、莫大なものになろうかと思ひます。これに先立ち、組合が県の協力のもとに一昨年水環境がよくなったもので、少々十三の組合の役員の方も焦りがあつたのではなからうかと思ひますけれども、これは当然であります。ヘドロがあるにもかかわらず、よい砂を入れて客土をして、試験的に組合で200万をかけながら、そこに稚貝を放流してみたわけでありませぬ。しかしながら、その結果はまだ出ておりませぬが、大変この場所は組合、そしてこの地区の人が期待をしておるところであります。

したがって、願ひは、ヘドロをしゅんせつして、よい砂を客土をしてくれれば、将来のシジミ貝の発展が見えてくるよう、申し述べてみたわけでございませぬ。どうか市長、経済部長の答弁をよろしく願ひ申し上げます。

これで第1回の質問を終わります。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めませぬ。

市長。

○市長（平山誠敏） 工藤武則議員の格調高い御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、昨年夏からの渇水によりシジミが異常へい死し、十三湖の特産である大和シジミの漁獲数量及び漁獲金額ともに18年度に比較して落ち込んでいることを聞き、心を痛めているところでございませぬ。十三漁協は、県内でも初のシジミのトレーサビリティを取り入れ、消費者に食の安全、安心を提供するとともに、資源保全や計画生産に努めており、大変心強く受けとめております。

議員御提案の頭首工の設置については、市といたしましては関係機関と連携をとりながら国等に要請してまいる所存であります。あわせて、十三湖が渇水することなく、安定的な漁業経営が図られるよう、河川を管理する関係機関に対しても漁業者と連携しながら要請活動を行いつつ、水産業の振興を図ってまいる所存でございませぬ。

次に、十三前潟の漁場整備についてでございます。議員御承知のとおり、十三漁協ではシジミの稚貝を前潟にまいてその生育調査を行ったところ、良好な結果であり、また昨年は県の許可を得て前潟の南側に砂を入れてシジミの繁殖調査に着手され、今後は区域を拡大し、畜養所として整備したいとも伺っております。市の財政状況は極めて厳しい状況下ではありますが、十三漁協関係につきましては県事業で建設が進められております新港について平成23年度の完成予定を目指し、さらなる努力をする所存でございます。このことから、前潟整備に係る助成につきましても新港完成後、関係機関と協議の上、検討してまいり所存でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 29番。

○29番（工藤武則議員） 経済部長の答弁も少し聞きたい。なぜならば、漁業というものに恐らく経済部長でもなじんでおられないのではないかと、水産部のほうに任せて、だからあなたに聞きたいという、一言何かひとつ。

○議長（齊藤一郎） 経済部長。

○経済部長（笹森英志） お答えいたします。

確かに水産の部分については、我々初心者でございます。ただ、きょうお見えになってはいますが、十三漁協の組合長のほうにはいろいろと御相談したり、お話を伺って、すごく勉強になってございます。今回は、十三漁協、それから脇元漁協あるわけですが、漁協の皆さん方の御協力をもちまして、これから漁協の合併ということにも進んでいきたいと、こういうふうを考えていますし、水産については確かに初心者ではございますが、ここ2年かけて大分勉強してまいりましたので、これからも頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 29番。

○29番（工藤武則議員） きょうの質問の趣旨は、経済部長わかっていたよな。市長、前向きな答弁ありがとうございました。しかしながら、当十三漁協では正組合員、準組合員合わせれば248名という多人数であります。そしてまた、その中で将来を見据えたUターン組、若者が大変このシジミに従事しておられるところでもあります。行政にとっても非常に税金もまた取りやすいところでもあります。これは、今恐らく691万8,000円、この前後をいっておるだろうと思えますけれども、年間こういう税金も払えるシジミ産業でありますので、ここら辺を踏まえながら、今市長さんが申し上げたとおり、これから濁水の問題、何としても十三の組合と話し合いをしながら、これは市長さんも一度は十三の組合に行かなければだめです。懇談をしながら、あるいは今度はその後は経済部長に任せて頑張ってもらえばいい。

1回目の質問は、きょう質問したから、あしたできるというものではない。2回目の質問のほうが私ども近い将来、あしたでもできるというふうな判断、市長が再三申し上げておるとおり、ことしは2億8,000万円使えるお金ができた、その配分をしゅんせつに回していただきたいという希望を申し上げて終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって工藤武則議員の質問を終了いたします。

次に、1番花田進議員。

○1番（花田 進議員） 一登壇一

日本共産党の花田進です。一般質問をさせていただきます。

質問の第1は、住民説明会についてであります。市民参加の魅力ある五所川原を実現しますという平山市長の選挙公約が行革住民説明会として、ようやく実現されました。私や他の議員も何度となく提案してきた市民との対話の場を設けてほしいという要望が実現し、ほっとしているところであります。今回の説明会は5カ所で実施され、そのうち4カ所に参加させていただき、市民の意見を聞くことができ、大変有意義でした。私が記録した説明会のノートをめくってみますと、各会場を通じて市の財政関係、大町の区画整理事業、祭りや団体への補助打ち切りへの質問、意見が必ずあり、市民の関心の高さと、地区によってはかなり勉強しての質問もあり、感心しました。それと同時に、議会や議員に対して、議員は何をしてきたのか、報酬を下げろ、定数を減らせなど多くの批判を聞き、身の引き締まる思いも感じました。

また、地区別に特徴的な意見や要望も出され、市民との対話の重要性を一層認識しました。例えば梅沢地区の赤～いりんごへの要望、金木地区のトレーニングセンターの閉鎖や公民館の雨漏り、市浦地区の学校グラウンド整備など、それぞれの地区の思いをじかに感じることができました。今回の説明会に対して、市長はどのような思いを感じたのかお伺いするとともに、今後もこのような市民の意見を聞く場を設ける予定があるかをお聞きします。

また、説明会では、市民の意見を何らかの形で公表したいということをお述べていましたが、どのような形でそれを実現する予定なのかをお聞きします。

次の質問は、西北中央病院についてであります。今回の質問に西北中央病院を取り上げたのは、総務省が昨年末に公立病院改革ガイドラインを示したからであります。厚生労働省の失策とも言える医療行政の中で、深刻な医師不足と医療報酬の引き下げが自治体病院の赤字経営を一層進行させています。一方で総務省がこのようなガイドラインを出してきたのは、昨年地方に示された財政健全化で指標としている病院などの公営企業

会計も対象となる連結実質赤字比率や実質公債費比率、資金不足比率の指標管理と一体をなすものと考えます。

ガイドラインの主な内容は、1つには改革プランの策定です。プランには、経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直しを示すことになっています。2つ目は、財政支援措置であります。総務省は、ガイドラインは強制ではない、施策の趣旨は技術的な助言を行うものと答えています。当市はこのガイドラインにどのように対応する予定かお聞きします。

ガイドラインを作成する場合、再編ネットワークに関するプラン策定と財政支援措置のうち改革プランの策定に要する経費や再編ネットワーク化に伴う新たな医療機能の整備に要する経費に対しての支援策は、課題となっている中核病院の再編にとっても重要な視点となるものと考えますが、いかがでしょうか。

また、西北病院は、今のところ不良債務もなく、経営的には決して悪い状況ではありませんが、近年医師の減少などもあり、患者数が減少し、医療収入の減少も目立ってきています。西北地方の重要な病院が中核病院建設の前に医師不足で経営難になったのでは、大変であります。昨日の井上議員の質問に対して、医師確保は弘前大学病院と連携して行うという答弁でしたが、それだけで十分でしょうか。地域医療を守る団体との県交渉で、県は我々は県外にも医師確保で出かけているが、自治体病院の開設者が足を使って医師確保に動いているのか疑問だという声も聞いております。平成20年度の医師確保の状況と今後の確保対策をお答え願います。

次に、国民健康保険税についてお伺いします。2月15日に開催された議員説明会に、国民健康保険税の大幅な引き上げ案が示され、18日には国保運営協議会でこの改定案が原案どおり承認されました。その内容は、1世帯当たり平均保険額が現行の16万4,948円から21万1,333円という28%もの大幅な値上げであります。この影響は、国保加入1万3,355世帯のすべてに及び、かつ所得階層275万円から525万円の間層が10万円を超える負担増となるものです。この値上げ案を実際に計算してみました。持ち家で年金暮らしの2人世帯、年齢は70代初めの事例です。去年は19万2,700円の保険料でしたが、この引き上げ案では25万4,200円の保険料となります。32%の負担増であります。40歳代の単身の場合では、去年15万8,700円の保険料でしたが、20万1,200円と27%の負担増になりました。1世帯当たり28%という大幅な引き上げを市民の生活を守る市長が提案していいのでしょうか。市政に対する不信感を募らせるばかりであります。市民の中には、五所川原は夕張になったのかという意見さえ上がっております。保険料の大幅値上げの根拠、必要性はどこにあるかお伺いします。

現在でも国保料の収納率が90%前後と低い水準にあるため、国からのペナルティーを科せられています。現在の収納率に対する厚労省のペナルティーは幾らでしょうか。このような引き上げでは、さらなる滞納者の増加につながるおそれがあります。どのような対策を考えているのでしょうか、お聞かせください。

今回の国保料の引き上げ案が地方税法等の改正がなされていないという理由で、市長の専決処分で実施すると説明されましたが、議会軽視も甚だしいと言わざるを得ません。専決ではなく、議会に諮るように要望いたします。

後期高齢者医療制度についてお伺いします。この4月より後期高齢者医療制度が実施されようとしています。この制度は、これまで社会に貢献してきたお年寄りに、「長生きはしてはだめなのですか」と言わせる多くの問題を含むものであり、実施を目前にして500を超える地方自治体から、見直しや中止の意見書、決議が出されている状況であります。この制度の問題点については、12月議会で述べましたので、この場では省きますが、このままでは来月から保険料の徴収が始まるわけで、どのように徴収するのかお伺いします。

特定健診等についてお伺いします。今回の医療改正で健診体系も変わり、これまでの基本健診が廃止され、特定健診が実施されます。これまでの基本健診とがん検診などの他の健診も合わせてこれまで行われてきました。平成20年度からの健診体系全体と健診料をお知らせください。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（齊藤一郎） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 花田議員の質問にお答えいたします。

まず、住民説明会でございますが、花田議員も4回出席されて、欠席された1回は奥さんが出席されているということをお伺いしておりますので、井上議員が100%とすれば、花田議員は90%の出席かなと、本当に心からありがたく思っております。

先ほど花田議員がおっしゃったとおり、さまざまな御意見が出まして、私どものこれまでの説明不足の面もあったのかなということも反省いたします。ただ、総じて言葉遣いはかなり厳しいものもございましたが、やはり五所川原市民の方々、心は温かいのかなという印象を持ちまして、これからも市行政を進める上でも、あらゆる機会をとらえて実施していきたいものと思っております。よろしく願いいたします。

それから次に、西北中央病院の医師確保の状況でございますが、西北中央病院の医師の充足率につきましては、平成19年8月24日に行われた県の病院立入検査によりますと、

医師数が法定数38.89人に対して現員が常勤換算で37.15人であり、充足率は95.5%となっております。

また、当院の医師確保の見通しにつきましては、当圏域の人口10万人当たりの医療施設従事医師数は98.1人と全国平均の半分以下で、県内6圏域の中でも最少となっており、医師確保が極めて困難な状況にあります。そのような中で、当院は圏域の基幹病院としての機能を果たしていくことが求められていることから、必要医師数の確保を目指して、今後とも引き続き弘前大学を初め関係機関に派遣協力を要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 副市長。

○副市長（三上裕行） 行革の住民説明会に関しての、その場に出た意見などの公表方法について御質問がありました。お答えいたします。

昨日阿部議員、井上議員に対して答弁を申し上げましたとおり、行革説明会の際、市民の皆様と行政の間で行われた質疑や御意見、御提言につきましては、既に文書としてまとめております。今後これらのうち複数の方々から繰り返し質疑の寄せられたもの、特に関心が大きかったものについては類型化した上、市行政としての見解や今後の対応について言及しつつ、年度内を目途に市広報、市ホームページなどを通じて公表し、直接説明会場に足を運ぶことができなかった市民の皆様に対しての便宜としたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

2点目の今後も住民説明会を実施してはどうかのことであります。新年度からは、市の重要な計画等につきましては、パブリックコメントを導入することで事前の意見公募手続を制度的に担保し、計画等が正式決定される前に市民の皆様からの意見を伺うことによりまして、行政の市民参加、行政の透明化を一層推進したいと考えております。

これらのほかにも、市の施策をよりよく市民の皆様理解していただく方法は常に工夫を重ねてまいりたいと考えておりますが、議員御提言の各種住民説明会につきましては、このたびの行革の説明会を教訓に、市政の推進のため効果的であると判断される場合には、ただいま市長が答弁したとおり実施していくことを検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（齊藤一郎） 西北中央病院事務局長。

○西北中央病院事務局長（平山耕一） それでは、御答弁申し上げます。

まず最初に、改革プランにどういうふうに対応するのかということですが、今般国が示した公立病院改革ガイドラインには、公立病院の役割として地域に必要な医

療のうち、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供、さらには地域において真に必要な公立病院の持続可能な経営を目指し、経営を効率化することを掲げております。また、経営の効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直しの3つの視点に立った自治体病院のあり方を検討し、平成20年度内に数値目標を設定した公立病院改革プランを策定するよう求めています。

当院では、最近の診療報酬のマイナス改定や常勤医不足等により、厳しい経営状況が続いており、地域住民に良好な医療を継続していくためには、経営を安定させる必要があります。このため、ガイドラインに示された項目に沿った形で経営の効率化等を図っていくこととしており、公立病院改革プランの策定に向けて現在院内で勉強会を開催し、検討を進めているところでございます。

次に、再編ネットワーク化ということでございますが、公立病院改革ガイドラインにおいては、近年の公立病院の厳しい経営状況や道路整備の進展、さらには医師確保対策の必要性等を踏まえ、地域全体で必要な医療サービスが提供されるよう地域における公立病院を中核的医療を担い医師派遣の拠点機能を有する基幹病院と、基幹病院から医師派遣等さまざまな支援を受けつつ日常的な医療確保を担う病院、診療所へ再編ネットワーク化することが必要であるとされています。

また、同ガイドラインに沿って、平成20年度内に策定することとされている公立病院改革プランには、再編ネットワーク化の内容、実施予定時期等を明確に記載することが求められているところであります。このため、西北五地域における自治体病院機能再編成計画については、今後課題となっております中核病院の規模等を見直し、サテライト病院、診療所のあり方、機能分担等について検討を進め、20年9月を目途に自治体病院機能再編成計画の内容を詰めていく予定であると伺っております。

それから、3つ目として、弘前大学以外のルートを開拓すべきではないかという御意見でございますが、きのうも井上議員のほうに申し上げましたが、医師の確保につきましては今後とも県内唯一の医師の供給先でございます弘前大学との良好な関係を保ちながら、また今まで築き上げてきた実績、信頼、連携を踏まえながらお願いしてまいりたいということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 医療制度改革について御答弁申し上げます。

まず、国民健康保険税の見直しの原因についてであります。花田議員御承知のとおり国民健康保険税は加入者がお互いに支え合う目的税であります。平成17年3月に合併

いたしまして、それまで不均一だった3市町村の税率を平成18年4月に均一課税に統一しております。その際18年度、19年度の2カ年の国保財政を維持できる予測でありましたが、医療給付費等の伸びにより、19年度当初予算では約2億5,200万円ほどの空財源を組まなければなりませんでした。その空財源分について、今年度は約1億4,000万円程度の赤字が出るものと見込まれております。また、20年4月より後期高齢者医療制度のスタートにより、現在の75歳以上の加入者は国保から脱退することや、後期高齢者支援金の創設など、制度的な改正等により保険税の見直しが必要であることから、税率のアップは避けられない状況となっております。

次に、徴収率低下によるペナルティーについてでございますが、花田議員御指摘のとおり国民健康保険税の収納率の低下によって、国から交付される調整交付金が減額されるペナルティーがあります。収納率90%以上92%未満では5%のペナルティー、当市における国保特別会計での影響額は約4,400万円ほどでございます。収納率87%以上90%未満では7%のペナルティー、影響額は約6,200万円ほどでございます。収納率84%以上87%未満では9%のペナルティー、約7,900万円となっております。なお、影響額は平成19年度調整交付金交付申請額により算出しております。収納率低下によって税収の不足及び補助金のペナルティー等、各方面に影響いたしますので、これまで以上に徴収体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、税率の改正については専決処分でなくということでございますが、国のほうでは今国会で審議している地方交付税の改正案が年度末ぎりぎりに法案通過することが考えられております。国のほうでは、国会が通過し次第、速やかに専決処分をいたしまして、次の議会で報告するようという通達がございます。その場合、制度的に専決処分しないものについては整理をしまして専決処分を検討し、また税率につきましては臨時議会で審議をお願いするか、庁内で協議しながら検討していきたいと考えております。いずれにいたしましても、税率の改正については案がまとまり次第、議員の皆様に対しまして説明会を開催したいと考えておりますので、御了解のほどお願いしたいと思います。

次に、後期高齢者医療制度についての保険料の徴収方法についてでございます。後期高齢者医療保険料は、年金を年額18万円以上受給されている方は年金から天引きされる特別徴収、それと年金額が年額18万円未満の方、そして介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算が年金受給額の2分の1を超える方は、納付書や口座振替等により市へ個別に納める普通徴収に分かれております。

国民健康保険に加入されていた方は、原則として平成20年4月の年金から保険料が徴

収されます。年金が支給されます4月、6月、8月の3回までは仮徴収額で徴収され、10月以降の年金支給月からは確定した年間保険料額から仮徴収した保険料を差し引いた額を徴収されることとなります。

被用者保険の被扶養者であった方は、平成20年4月から9月までは保険料は凍結ということで徴収されません。平成20年10月から平成21年3月までは、被保険者均等割を9割軽減した額、大体2,000円程度でございますが、原則として年金から徴収されることとなっております。これまで社会保険等の加入者本人からは年度当初には徴収されませんが、加入者が加入している会社等から社会保険診療報酬支払基金を経由いたしまして、広域連合に提出される情報に基づきまして、加入者と確認され次第徴収されることとなります。原則として前年の所得が確定する7月から9月までは納付書により、市に対して個別に納付していただくことになり、平成20年10月からは年金から保険料が徴収されることとなります。

次に、特定健診等の健診についてであります。特定健康診査はこれまで老人保健法の規定による基本健康診査のうち、生活習慣病の予防などに役立つ部分だけを特定化した健康診査であります。これまでは、40歳以上の全市民を対象に市が実施してまいりましたが、平成20年4月からは加入している医療保険者によってそれぞれ行われることとなります。つまり国民健康保険の加入者は、市の国民健康保険担当課が実施団体となりまして、また後期高齢者医療制度に加入する被保険者、つまり75歳以上の方につきましては青森県後期高齢者広域連合が健康診査を実施することとなります。ただし、広域連合では当分の間、各市町村にその健康診査を委託することになっております。また、これまで市の基本健康診査と一緒に行われてきた各種がん検診については、これまでどおり市が行うことになっております。

国保加入者に行われる特定健康診査につきましては、これまでの基本健康診査項目から総コレステロール、血清クレアチニンが検査項目から除外されまして、腹囲の検査項目、つまりメタボリックシンドロームの検査が追加される予定となっております。なお、血色素量、赤血球数、心電図検査、眼底検査につきましては、医師の判断に基づき実施する選択項目となっております。これまでも市では、集団健診にあわせて各種がん検診や生活機能評価も行っておりますが、今後とも市民の方々が複数の健診が同時に受診できるように体制を整えていく予定であります。また、基本健診から特定健診への移行については、これまでの基本健康診査と同様に個別健診と集団健診を併用して実施していく予定であります。

最後になりましたが、健康診査の料金についてでございます。受診料金について、こ

れまでは70歳未満の課税世帯に属する市民から集団健診の基本部分については1,300円、個別健診の場合は1,600円を受診者から負担していただいていたまいりました。特定健康診査においては、75歳未満の課税世帯に属する被保険者から負担していただく額は同額とする予定であります。なお、非課税世帯の特定健康診査及び後期高齢者の75歳以上の方々の健康診査は無料となります。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 1番。

○1番（花田 進議員） それでは、再質問させていただきます。

まず、住民説明会については、市の側から詳細はホームページを見てくださいという意見が随分出されまして、会場からはどれだけの人がパソコンを持ってホームページを見ることができるかという批判的な意見も多く出されました。せっかく会場に来た人たちに対して、市広報の域を出ないような資料ではなくて、今回の事務事業の見直しで廃止された、いわゆる政策的判断により廃止、休止した事業、これ一般会計と特別会計合わせて183事業あるわけですが、これを配布すべきではなかったかと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、ホームページの掲載状況ですが、事務事業の見直し作業で各課から出されたすべての資料を公開し、それはそれで必要性を大いに認めるところですが、多くの市民が実際にその資料にたどり着くにはかなりのパソコン知識が必要でした。実際パソコンを持ってホームページを見ようという市民に対して、知りたい情報をコンパクトに提供することも必要ではないでしょうか。

そこでお願いです。政策的判断により廃止、休止した事業の一覧をPDFファイルなど扱いやすい情報にして再度掲載してはどうかと思います。いかがでしょうか。

医師確保についてお伺いします。先ほどの答弁では、医師の充足率は問題ないという発言でしたが、勤務医は何人いるのでしょうか。勤務医がいなくなると、診療にいろんな支障が生ずるのではないのでしょうか。現在勤務医のいない診療科目はありますか。

また、平成20年度に常勤体制が維持されない診療科目は予定されているか、お伺いします。

医師確保の方策を弘大に頼るだけでなく、広く県内出身で大都市で働いている医師に働きかけるなど、医師確保のルートは複数確保することが重要だと考えております。今回の質問に当たり、病院会計を学びました。一般の企業会計では累計損金などが経営体質を見る上で重要な指標なのですが、どうも自治体病院の企業会計では不良債務額が重要とのことで、同じ企業会計でも随分違うことに気づきました。

その中で、一般会計から病院の繰入額を見ましたら、基準額に対して少ないことに気づきました。平成16年度で1億3,000万円、平成17年度で1億2,000万円ほど少ないわけです。同じ規模の十和田市立中央病院は、基準額満額を一般会計から繰り入れられています。医師を持続的に確保するためにも、経営状況が悪くなる前に基準額を満額病院に繰り入れるべきと考えていますが、いかがでしょうか。

市長は、ことし9月をめどに中核病院の再編計画を決定すると発言しておられますが、公立病院改革プランの財政措置でどのくらいのメリットがあるかなど、議会や市民に明らかにしていくべきだと考えております。その際、改革プランは現在の病院を再編強化することも再編ネットワーク化として認められているわけですから、漆川工業団地ありきにこだわることなく、幅広い選択肢を検討するべきだと考えております。

次に、国保の値上げについてですが、確かに19年度は1億4,000万円ほどの赤字を生むわけですが、五所川原市の1人当たりの医療費は17年度では県内で40自治体のうち34番目と、市民の皆さんは県内では医者にかからないほうなのであります。国保税も1世帯当たりでは、18年度見込みで30番目であります。今回の値上げがこのまま実施されますと、一挙に県内の上位クラスになるわけで、医療費を使わない割に住民負担の保険税は高くなる。市長、私にはどうもこの辺が納得できないわけでありまして。

また、出されている数値の面からも、税務課から補足資料ももらい検討しましたが、いまだに納得できません。それは、20年度は病院などに支払われる保険給付金が19年度より2億円ぐらい減額になり、国保会計全体支出も2.5億円減額となるのに、なぜ大幅に引き上げになるのか。一方28%も負担増になるのに、市民が負担する保険税収入は19年度より8,000万円しかふえていないわけでありまして。出された資料では、私が計算するところ4億円ぐらいふえてもいいのではないかと考えてしまうわけでありまして。今回制度が一気に変更になり、大変な複雑な状況にあるわけで、この計数の問題そのものは予算委員会に譲るとして、やはり値上げ案は再考してほしい、そのように思っております。

また、市長は、減額などを検討すると、この前の共産党の交渉にもお答えしておりますが、具体的な検討の方策はどのようなことを考えているのかお答え願えればと思います。

また、専決処分についてですが、議会は何をしているのかと多くの市民から批判的となります。地方税法や地方税法施行令の改正の問題もあります。黒石市ではこの3月に国保税の改正条例案を提出しています。また、私は当初後期高齢者医療制度と同じく国保税も4月から年金天引きが行われると勘違いしていましたが、実施は半年後であります。法整備ができた後でも臨時議会を開催し、審議するべきだと考えます。

後期高齢者医療制度ですが、答弁では4月から年金天引きが始まるとのことです。しかし、このことはほとんどの市民に知らされていないと思われるわけです。北海道の広域連合では、道内9カ所で説明会を行ったそうです。苫小牧市の会場では、会場に入り切れない参加者がたくさん出たとのことでもあります。先般市長に後期高齢者への説明会を要望しましたが、連合から指導を受けていないということでした。しかし、この制度は年明けから広報など、パンフレットで示されているにすぎません。多くの高齢者はまだ知らないわけで、ぜひ説明会を開催してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

また、健診率、大変重要なわけで、本人の医療費を抑えるためにも、また国保の給付金を少なくしていく、そういうことにつながるわけで、これまでの基本健診の受診率などはどのようになっているかお伺いします。

○議長（齊藤一郎） 副市長。

○副市長（三上裕行） 行革のホームページに関して2点御質問がございました。初めに、行革とは関係のないような事業終期到来による廃止事業まで掲載する必要があるのかということでございます。お答えいたします。

このたびの事務事業見直しは、一般会計及び特別会計の全領域にわたって、平成19年度の予算において法令の義務づけの有無、住民の身体、生命、財産に直接かかわる必要性の有無、この2つの物差しで判断した結果を示したものでございます。したがって、御指摘のとおり、これらの中には事業終期を迎え、翌年度自然減となる事務事業なども含まれます。しかしながら、これは個々の事務事業として小分けにされた予算額の合計が重複など予算額全体の合計に落ちること、つまり予算の詳細に至るまで、何にどう使われ、その事業がどういう性質を持っているのかを明らかにした上で、事務事業の存続廃止を決定した経緯を市民の皆様明らかにすることを私どもが最も重視した結果でございます。この点、行政の透明性及び説明責任の点からは、説明する必要のない事務事業は一つとしてないということについて御理解を賜りたいと存じます。

2つ目に、行革によって廃止または予算削減になった事業のみピックアップして一覧を簡易版としてPDF化して掲載できないかということでございます。お答えいたします。今回の事務事業の見直しが歳出削減の理由説明の性格をも有することから、全体のうち一部のみをピックアップするということは、市民の方々に都合の悪い情報は伏せているのではないかと、こういうふうな疑念を抱かせるおそれもあったため、一切の情報を開示させていただきました。

議員御提言の簡易版につきましては、技術的には可能でございます。市民の方に類似

の情報を複数提示することに混乱がないか、このようなことにつきまして十分吟味いたしまして検討してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 病院事務局長。

○西北中央病院事務局長（平山耕一） まず、医師確保についてということでございますが、現在西北中央病院の常勤医は30名でございます。その中で耳鼻咽喉科、皮膚科、脳神経外科等につきましては、現在非常勤で対応してございます。ただ、4月からは眼科、泌尿器科が非常勤となる予定になってございまして、そのかわり耳鼻咽喉科が4月から常勤医となるということでございます。

議員言われたこととございますが、弘大のほかにもっと他のルートを検討すべきじゃないかということでございますが、弘前大学の関係は以前からそういうような形で続いてございまして、その関係を保ちながらほかのルートがないものかどうか、それも検討してまいりたいということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 公立病院の繰出金についてお答えします。

公立病院は地方公営企業として運営されている以上、独立採算を原則とすべきものがありますが、一方地方公営企業法上、その性質上、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該地方公営企業の性格上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については、一般会計等において負担することとされております。これに基づき、病院建設の元利償還金の3分の2と不採算部門への繰出金をあわせて図っております。

西北中央病院事業におきましては、国の繰り出し基準に基づき、市が定めた一定のルールにより一般会計から負担金を繰り入れているところでありますが、厳しい経営状況により平成16年度から多額の欠損金が発生しており、経営改善が強く求められているところであります。このような中、国においては公立病院改革ガイドラインが策定され、その中で国の繰り出し基準などの見直しも検討される予定であることから、これらの内容とただいまの花田議員の御指摘を踏まえ、市としての繰り出し基準の見直しについて検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 先ほど花田議員から御指摘のありました20年度の保険税において、保険給付費が2億円減るのに何で値上げをしなければいけないかということでござい

ますが、確かに2億円保険給付費は減りますが、75歳以上の方が約6,400人、国保税から抜けることとなります。後期高齢者に移行いたします。となりますと、抜けました6,400人の保険税が国保に入っていないという原因がございます。そのような理由から今回大幅な数字とはなっておりますが、保険税のアップをお願いしたいというふうに考えてございます。

それから、臨時議会につきましてでございますが、もし仮に3月末に今国会で税制法案が可決になりますと4月1日が税法の基準日になりまして、4月1日以降に条例の制定をいたしますと不利益不遡及の原則に反するということもありまして、この点につきましては庁内で協議しながら検討してまいりたいと考えております。先ほども申し上げましたが、いずれにいたしましても税務課、それから財政部、民生部で話をいたしまして、税率の改正等について案がまとまり次第、議員の皆さんに対しては説明会を開催したいというふうに考えてございます。

それから、負担が大きいのので緩和できないかということでございましたが、平成20年、21年度の2カ年を見越した税率の改正については、花田議員が先ほど御指摘のとおり、国保運営協議会に諮問いたしまして答申をいただいております。見直しの内容では、1世帯平均では28%のアップとなっておりますが、このたびの税制の改正を行いましても20年度末では収納率いかんによっては若干の赤字が予測され、21年度で確実に赤字から脱却できる見込みとなっております。しかしながら、高齢者や低所得者等の生活弱者に十分配慮いたしました改正を図らなければならないものと考えておりまして、現在緩和措置がとれないものか、あらゆる面から検討をしている状況にございます。

次に、後期高齢者制度の広報についてでございますが、昨年度末から広報等を通じまして後期高齢者に対する制度を公告してきております。ことしに入りましてから、広報ごしよがわらにも出しましたし、それから青森県の後期高齢者連合のほうから非常にわかりやすいパンフレットが参りまして、たしか2月15日号の広報と一緒に毎戸配布してございます。それから、現在テレビ局、民放3社におきましてもテレビスポットを流しております、皆さんに公告を図ってございます。それから、県内の新聞、それから全国の新聞等にも全国の広域の連合会を通じまして周知を図っているところでございます。

あと、市で個別に説明会を考えていないかということでございますが、今のところ個別には考えていませんで、今もパンフレット等を見まして後期高齢者のまだ内容をしっかりわからない人は窓口のほうに来ておりまして、かなり説明をしてございます。それから、今後老人クラブ等、会合等がかなり開かれると思っておりますが、その際そちらのほう

から御要望がありましたら出向きまして、非常にわかりやすく説明をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、健診の受診率でございますが、現在市で行っています受診率、平成19年度は40歳以上は約30%となっております。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 市長。

○市長（平山誠敏） 中核病院の立地場所でございますが、平成18年につがる広域連合正副連合長会議におきまして、漆川工業団地に設置するということが決定しております。ただいまの花田議員のような御意見もあるということも承知いたしました。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 1番。

○1番（花田 進議員） 余り時間がないので、お願いを2点だけお話しして終わります。

今回の住民の説明会、2カ所ほど女性が来ていない会場もあったわけですね。そういう意味も含めて、やっぱり市民の各階層が参加するという宣伝の仕方なりも考えていくべきじゃないかということが1つと、住民アンケートが行われまして900を超える意見が出されているわけです。議員の皆さんには配付されて、私も一生懸命になって読みました。自分の思いのほかに、地域の告発的な内容も随分あるわけですね。これも公開したのかと思ってインターネットで見ましたら、この意見は公開されていなかったように思いますが、公開するしないは別として、この住民アンケートで書かれた意見に市役所がどういう対応していくのか。何か聞くところによりますと、関係職員に対応策を考えさせているということも聞こえておりますが、通告しておりませんが、もし答えるによかったらお願いしたいということと、国保税についてはぜひ議会で行ってほしいと。専決でしなきゃならない部分はあるとしても、根本的な税率の問題等はやはり議会を軽視しないで、実施できる範囲で検討願うことをお願いし、最後の意見とします。

○議長（齊藤一郎） 副市長。

○副市長（三上裕行） アンケート調査の結果につきまして、議員の皆様にもお配りし、ごらんいただいていることと思います。庁内、総合支所、各職員にも全職員が目を通すように指示し、その全部が全部批判ではありませんけれども、市民の皆様からいただいた意見に対して、1人として、また2人として、課全体として、部全体として、これからどのような意識を持って向かえばいいのか、このようなことを目下提出させているところでございます。その結果を行革推進本部で類型化した意見をまとめまして、この後の行革に生かしていきたいと、このように思っております。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって花田進議員の質問を終了いたします。

次に、6番伊藤永慈議員。

○6番（伊藤永慈議員） 一登壇一

誠風会の伊藤です。通告に従い一般質問いたします。

今回の行政改革や主要事業について、市内各地で説明会が行われてきました。私も金木地区の説明会に出席してきました。市側での現在の難局を乗り切るための説明に対し、住民からは行政に対し、切実な要望や意見がありました。意見の多くは、何事も旧五所川原市が優先され、それ以外は見捨てられるのではないかという心配する意見がたくさんありました。注目した意見の中で、今回の説明会によりすべて住民の理解を得たことにし、要望や意見より開催そのものが重要なのではという意見でした。市民の多くは、改革に賛成するものの、行政の方向が市民の考えと異なる方向へ進んでいるのではないかと大変心配しています。

ここで質問いたします。井上議員、花田議員の質問に対し、広報やインターネットで報告するとのことですが、この説明会で多かった意見をお聞かせください。

また、それに対する対応についての考えを教えてください。

次に、今回の金木地区の説明会で、市長が相撲場について前向きに検討すると説明がありました。相撲については、この地方の伝統的なスポーツであります。金木地区の体育館が廃止になり、その中に相撲場もあり、当然それも廃止になりました。現在関係者は、大変困っております。このことについて、相撲場はいつごろ、どのような施設になるのかお答えください。

また、これに関し、同じく廃止になった体育館についてですが、もはやスポーツは余暇を利用した若者の娯楽だけではないと思います。世代を超えた市民の心身の健康と懇親のためでもあり、生活の一部となっているものであります。苦しい財政はわかります。これまでの改革により、平成20年度の予算書では空財源から脱出しましたが、まだ予断が許されないが、さらなる改革により何年か後に回復する予定ですが、体育館の建設計画が長期や中期の将来構想などにあるのでしょうか、お知らせください。

この体育館の解体のことですが、20年度の予算書には約6,000万円計上されていますが、先般の私の一般質問では改修には約1億2,000万円と聞いておりますが、この6,000万円で体育館を解体する前に2年計画でも改修の方法をとれなかったのか、とても残念であります。何もまず廃止、まずカット、これでは住民はなかなか納得しづらいと思います。

最後に、今まで申し述べたことからすべてに関するのですが、今回の住民説明会に

出席し特に感じたことは、会場全体に無力感や、あきらめムードがあるということでした。ある経済誌にこのような例が載っていました。不況時のある会社の物語です。その会社は、アリ株式会社と名乗り、会社が不況期に入り、コストを削減するために6本あるアリの足を1本取り除き一時はしのいだが、不況が長引き、また1本取り除き4本になった。しかし、逆にアリの生産力が低下し、事態がさらに悪化したが、会社はカットすることになれて、どうすれば進歩するか考えなくなってしまい、2本になったアリは景気が回復したときに疲れ切り、無力感で働けなくなり会社は倒産したという話であります。この話を行政に当てはめると、確かに2本でアリは歩けますが、今申し上げた無力感やあきらめムードが出てくるのではないのでしょうか。そこに果たして住民の協力は得られるのでしょうか。行政改革は必要です。今回の予算書に住民説明会、住民アンケートなどの意見、要望が反映されたのか、また基幹をどこに置いて組んだのか、説明をお願いいたします。

以上で壇上からの1回目の質問といたします。

○議長（齊藤一郎） 副市長。

○副市長（三上裕行） 行革の説明会に関してお答えいたします。

まず、住民の方からどのような意見、質問が出たのかということでございます。まず、一番先は、現下の財政状況がどのようなことでこうなっているのか、それに対してこの先財政健全化計画でどのような経費の削減策をもって効果があらわれるのか、また各種事業の必要性、これからの財政にどのように影響するのか、その辺を聞かれております。

5カ所の行革説明会の際、市民の皆さんと行政との間で行われました質疑や御意見、御提言につきましては文書としてまとめておまして、13日の本会議終了後、説明会を御案内させていただいております。その際にまとめた文書を議員の皆様にお配りする予定でございます。今後これらのうち複数の方々から繰り返し質疑の寄せられたもの、特に関心が大きかったものについては、類型化した上で市行政としての見解や今後の対応について言及しつつ、年度内を目途に市の広報、ホームページなどを通じて公表し、説明会場に足を運ぶことができなかつた皆様に対しての便宜としたいと考えております。

なお、伊藤議員御出席されたのは金木地区の会場でございます。無力感、あきらめムードと、そういう発言でございましたけれども、確かに5つの会場の中では金木会場が意見としては、言い方も強い批判を受けました。ただ、こちらのほうで細かに説明もいたしましたし、いろんな経緯を時間をかけて説明して、最後には拍手をもらって帰っております。その辺は、幾らかではありますけれども、こちらのほうの説明に御理解をいただいたものと思っておりますので、今後の行革を進める上で会場での意見を十分参

考にして進めていきたいと思っております。よろしく御理解いただきたいと思っております。

○議長（齊藤一郎） 教育長。

○教育長（木下 巽） 伊藤議員の金木地区の体育施設、特に相撲場の整備のことについてお答えいたします。

金木地区の体育施設につきましては、昨年金木トレーニングセンターが外壁の崩落、床面の凹凸などによって、危険なため閉鎖したところであります。また、来年度予算において事故防止のため解体費用を計上しております。当施設の相撲場利用者に対しましては、現在民間の屋内相撲場並びに口野公園、金木中学校の屋外相撲場を御利用いただいております。議員お尋ねの屋内相撲場の整備についてであります。今のところ新規建設の計画はありませんが、既存の施設の活用を含め検討してまいる所存でありますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

さらに、金木地区の体育施設の今後の見込みについてでございますが、議員お尋ねの金木地区体育施設の今後の見込みについては、相撲場については今申し上げましたとおりですが、柔道、バレーボール等のスポーツについては、金木トレーニングセンター閉鎖後は、学校施設開放事業により、柔道は金木中学校、その他バレーボール等は金木小学校体育館を御利用いただいております。今後も引き続き金木地区学校施設開放事業を活用しつつ、金木地区体育施設については市全体の体育施設のあり方を検討しながら、市当局へ要請してまいる所存でありますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齊藤一郎） 6番。

○6番（伊藤永慈議員） 相撲場に関しては、市長が説明会で前向きに考えるということでしたので、お聞きしたかったんですけども、あと予算書に関して反映されたのかということをお聞きしたんですけど、それに対して答弁がなかったと思います。

体育館についてですが、小中学校の統合問題が今出ております。その跡地利用とか、そういうのを期待してあったんです。今予算的に非常に厳しいんですが、その辺今後どういうふうにか考えるのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

以上でまた。

○議長（齊藤一郎） 副市長。

○副市長（三上裕行） 大変失礼をいたしました。アンケートの結果を踏まえた拡充等を図った事業の例でございます。20年度の当初予算に反映したのものとして、まずは妊婦委託健康診査事業3,920万円、雇用奨励対策事業855万円、小中学校保健事業、AED除細動器です。全校に配置いたします。420万円、これらでございます。

○議長（齊藤一郎） 教育長。

○教育長（木下 巽） 学校統合後のことについての体育館建設については、今教育委員会ではそこまではまだ考えておりません。ただ、学校統合の問題も学区民並びに保護者と十分に話し合いを重ねていきながら、かなり年数がかかるものと、こう考えております。したがって、それと体育館の施設の建設とは今のところは並行して考えていないということが一つです。いずれにせよ、先ほど言いましたように長期展望に立って、市当局に要請しながら十分なる金木地区の市民に対する要望にこたえていかなきゃいけないんじゃないかなと、こう考えております。

以上です。

○議長（齊藤一郎） 市長。

○市長（平山誠敏） 伊藤議員の質問の中で説明会を開くために開いたのではないかという御意見とか、無力感を感じたとか、あきらめムードであるとかという御発言がございましたが、やはりこの説明会は開くために開いたというよりも、地域の住民の方々にフェース・ツー・フェースで具体的なこちらの説明もいたしますし、住民の方々の声も生で直接お聞きしたいということで開いたわけがございまして、ただ形だけつけて開いたということではございません。

私も5会場回りましたが、金木の会場が一番熱気があったのかなと感じておりました。大変厳しい意見もございましたし、その中でもやはり参加者そのものが先ほど議員がおっしゃったように、五所川原の旧市内だけに投資されているのではないかという思いがあるようでございまして、実は金木地区では市営住宅を5カ年計画でやっているんだということも発言させていただきましたし、むしろ言葉はきついですが、非常に気持ちの温かい方々が多くて、喜ばしく感じた次第でございます。

あの席上でお話しした相撲場の件でございますが、具体的に新しく建設するということとはなかなか難しいので、これまである既存の施設を活用しながら何とかできないかということでの検討中でございますので、御理解いただければと思います。

なお、トレーニングセンターにつきましては、私も建設の専門家ではございませんが、あの見た感じではもう完全に不等沈下によって建物全体が傾いているといいますか、危険な状態になっているのではないかと思いますし、そのために外壁の落下もございまして、万が一外壁の落下で利用者なり子供たちなりにけがとか、運悪く死んだとか、そういうことになれば一番だめなわけで、やはりその面から取り壊しを決めたということでございます。

ただ、今1億2,000万ほど投入して、あの施設を改修したとしてもなかなか使いにく

い。と申しますのも、体育施設の場合、床がコンクリートそのものでございます。やはりコンクリートの上でスポーツすると、確実にひざ、腰を痛めるものであって、そういう施設をつくって、ここでスポーツしなさいというのも私としてはなかなか推奨できないということもございまして取り壊すことにいたしました。

なお、やっとな五所川原市の財政も健全化の方向に向かってきているわけでございます。やはり何を重点的にやっていかなければならないのかということは、議員の皆さん方とも、また市民の方々とも御相談しながら進めていくわけでございますが、1つにはこの地域の基幹産業であります最も大事な農業にどうやって活力を与えていくかという問題もございまして。もう一つは、私どもの健康、福祉を守る、病院も含めて福祉施策をどうやっていくのかと、次代を担う子供たちに対してどのようないい教育環境を与えていくのかと、やはりこの3点が一番大きな重点事項ではないかと思っております。

今の高齢化社会を迎えて、いつまでも元気で、死ぬまで元気でといいますか、そのためにはスポーツも必要ですし、そのための運動施設も非常に不足しているということは私自身も十分理解しているつもりでございます。やはりこれからの五所川原市で何が一番重要なのかということの一つ一つ市民の方々、そしてまた議員の先生方とも十分議論しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 6番。

○6番（伊藤永慈議員） 相撲場に関しては旧施設を使うということで、また体育館については床がコンクリートだということでしたが、今まで旧金木ではそれを使っていたんです。そして、改修でも1億2,000万円ということで、建ててやるということであったので、その辺ちょっと食い違いがあると思います。ただ、今市長さんの考えはもっともだと思います。私も賛成します。ただ、今回の予算書を見ますと土木費が比較的多うございます。また、教育文化、農業の予算がちょっと少ないのではと思っております。総合計画の施策の大綱に、活力、健やか、潤い、安全、住みよいが並んでいます。これらには、大きな事業も必要ですが、小さな住民密着型の事業も必要であると思いますが、どうでしょうか。

きめ細やかな行政を行い、そして住民の協力のもと、官民一体となってこの難局を乗り切りたいと私も考えております。副市長が冒頭に市民に辛抱が伴い、その後に光が見える行政ということをおっしゃっていました。その光というのは何なのか、そして私は反対しているのではないのです。市民の代弁として、ただカット、廃止ばかりではなくもっと経費をかけない方法があるのではないかと思います。例えば市民をもっと行政に参加させ、資源ごみを活用し、市民に資金にかえてもらうとか、各部署でいろいろ考え

ることはあると思います。そのことを要望して、私の一般質問といたします。

○議長（齊藤一郎） 以上をもって伊藤永慈議員の質問を終結いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

---

◎散会宣告

○議長（齊藤一郎） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明5日は議案調査のため休会とし、次回は6日定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時50分 散会

平成20年五所川原市議会第1回定例会会議録(第4号)

---

議事日程

平成20年3月6日(木)午前10時開議

- 第 1 提案事件の撤回の件  
第 2 議案第1号 専決処分の承認を求めることについてから議案第45号 五所川原市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてまで
- 

本日の会議に付した事件

- 第 1 提案事件の撤回の件  
第 2 議案第1号 専決処分の承認を求めることについてから議案第45号 五所川原市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてまで
- 

出席議員(27名)

1番 花田 進 議員	2番 井上 浩 議員
3番 片山 英幸 議員	4番 齊藤 一郎 議員
5番 山田 善治 議員	6番 伊藤 永慈 議員
7番 吉岡 良浩 議員	8番 成田 和美 議員
9番 鳴海 初男 議員	11番 平山 秀直 議員
12番 木村 博 議員	14番 山口 孝夫 議員
15番 松野 武司 議員	16番 寺田 武造 議員
17番 古川 幸治 議員	18番 秋元 洋子 議員
19番 稲葉 好彦 議員	20番 磯邊 勇司 議員
21番 阿部 春市 議員	22番 桑田 茂 議員
23番 福士 寛美 議員	25番 野呂 國四郎 議員
26番 加藤 磐 議員	27番 三 湊 春樹 議員
28番 川浪 茂浩 議員	29番 工藤 武則 議員
30番 葛西 収三 議員	

---

欠席議員(3名)

10番 高杉 利彦 議員	13番 田中 賢一 議員
24番 木村 清一 議員	

◎説明のため出席した者（28名）

市 長	平 山 誠 敏
副 市 長	三 上 裕 行
財 政 部 長	佐 藤 茂 宗
民 生 部 長	佐 藤 文 治
福 祉 部 長	宮 崎 堅 治
経 済 部 長	笹 森 英 志
建 設 部 長	白 戸 幸 一
金木総合支所長	福 井 定 治
市浦総合支所長	成 田 義 正
西北中央病院 事務局長	平 山 耕 一
水道事業 所長心得	工 藤 勝
会計管理者	中 村 健
教育委員長	阿 部 育 也
教 育 長	木 下 巽
教 育 部 長	木 村 一 善
選挙管理委員会 委員長	川 浪 太刀男
選挙管理委員会 事務局長	三 上 隆
監 査 委 員	大 野 欽 也
監 査 委 員 事務局長	高 橋 俊 昭
農業委員会会長	太 田 昭 市
農 業 委 員 会 事務局長	鈴 木 正 徳
総 務 課 長	関 秀 三
企 画 課 長	小田桐 宏 之
財 政 課 長	佐 藤 明
市 民 課 長	長 尾 晶 子
保護福祉課長	須 藤 久 男

農林水産課長	工藤雄三
土木課長	三上義博

---

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋満直
次長	岩川静子
議事係長	小林耕正
庶務係長	飛鳥順一

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員27名、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により会議を進めます。

---

○議長（齊藤一郎） 日程に先立ち、御報告申し上げます。

提案事件1件を撤回したい旨、市長より議長あてに申し出がありました。よって、その写しをお手元に配付しておりましたから、御了承願います。

---

◎日程第1 提案事件の撤回の件

○議長（齊藤一郎） 日程第1、提案事件の撤回の件を議題といたします。

この際お諮りいたします。ただいま議題となっております提案事件の撤回の件を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、提案事件の撤回の件を承認することに決しました。

議案付託区分表配付のため、この場で暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

---

午前10時35分 再開

○議長（齊藤一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第2 議案第1号から議案第45号まで

○議長（齊藤一郎） 日程第2、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてから議案第43号 五所川原市農業集落排水事業減債基金条例を廃止する条例案まで及び議案第45号 五所川原市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてまでの44件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第1号 専決処分の承認を求めることについて及び議案第3号 平成19年度五所川原市一般会計補正予算から議案第28号 平成20年度五所川原市工

業用水道事業会計予算までの27件については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 御異議なしと認めます。

よって、以上の27件については全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会は、本日の会議終了後直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知いたします。

次に、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて及び議案第29号 五所川原市後期高齢者医療に関する条例案から議案第43号 五所川原市農業集落排水事業減債基金条例を廃止する条例案まで並びに議案第45号 五所川原市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についての17件については、お手元に配付しております議案付託区分表により、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたから、御報告いたします。

次に、本定例会において本日までに受理されました請願は、お手元に配付しております請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたから、御報告いたします。

---

◎休会の件

○議長(齊藤一郎) この際、お諮りいたします。

委員会審査及び議事整理のため、明7日及び10日から12日までの都合4日間は休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 御異議なしと認めます。

よって、以上の4日間は休会とすることに決しました。

なお、8日及び9日の両日は、会議規則第9条第1項の規定により休会とし、次回は来る13日定刻より会議を開きます。

---

◎散会宣告

○議長(齊藤一郎) 本日はこれにて散会いたします。

午前10時39分 散会

平成20年五所川原市議会第1回定例会会議録（第5号）

---

◎議事日程

平成20年3月13日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第30号 五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例案
- 第 2 議案第31号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 3 議案第32号 五所川原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第33号 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第34号 五所川原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第35号 五所川原市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 7 議案第37号 五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第40号 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第41号 五所川原市長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 第10 議案第42号 五所川原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案  
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第11 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第12 議案第43号 五所川原市農業集落排水事業減債基金条例を廃止する条例案  
(経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第13 議案第29号 五所川原市後期高齢者医療に関する条例案
- 第14 議案第36号 五所川原市特別会計条例の一部を改正する条例案
- 第15 議案第38号 五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 第16 議案第39号 五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 第17 議案第45号 五所川原市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
- 第18 請願第 1号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願書  
(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第19 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて

- 第20 議案第 3号 平成19年度五所川原市一般会計補正予算
- 第21 議案第 4号 平成19年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 第22 議案第 5号 平成19年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算
- 第23 議案第 6号 平成19年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算
- 第24 議案第 7号 平成19年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第25 議案第 8号 平成19年度五所川原市病院事業会計補正予算
- 第26 議案第 9号 平成20年度五所川原市一般会計予算
- 第27 議案第10号 平成20年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第28 議案第11号 平成20年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算
- 第29 議案第12号 平成20年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算
- 第30 議案第13号 平成20年度五所川原市老人保健特別会計予算
- 第31 議案第14号 平成20年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算
- 第32 議案第15号 平成20年度五所川原市介護保険特別会計予算
- 第33 議案第16号 平成20年度五所川原市立高等看護学院特別会計予算
- 第34 議案第17号 平成20年度五所川原市下水道事業特別会計予算
- 第35 議案第18号 平成20年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 第36 議案第19号 平成20年度五所川原市農業集落排水事業特別会計予算
- 第37 議案第20号 平成20年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計予算
- 第38 議案第21号 平成20年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第39 議案第22号 平成20年度五所川原市相内財産区特別会計予算
- 第40 議案第23号 平成20年度五所川原市脇元財産区特別会計予算
- 第41 議案第24号 平成20年度五所川原市十三財産区特別会計予算
- 第42 議案第25号 平成20年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算
- 第43 議案第26号 平成20年度五所川原市病院事業会計予算
- 第44 議案第27号 平成20年度五所川原市水道事業会計予算
- 第45 議案第28号 平成20年度五所川原市工業用水道事業会計予算

(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)

- 第46 発議第 1号 五所川原市議会会議規則案
  - 第47 発議第 2号 五所川原市議会委員会条例案
  - 第48 議会運営委員会委員辞任の件
  - 第49 議会運営委員会委員の選任
- 

◎本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第30号 五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例案
- 第 2 議案第31号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 3 議案第32号 五所川原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第33号 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第34号 五所川原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第35号 五所川原市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 7 議案第37号 五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第40号 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第41号 五所川原市長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 第10 議案第42号 五所川原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)

- 第11 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第12 議案第43号 五所川原市農業集落排水事業減債基金条例を廃止する条例案

(経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)

- 第13 議案第29号 五所川原市後期高齢者医療に関する条例案
- 第14 議案第36号 五所川原市特別会計条例の一部を改正する条例案
- 第15 議案第38号 五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 第16 議案第39号 五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 第17 議案第45号 五所川原市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について

- 第18 請願第 1号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願書  
(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第19 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第20 議案第 3号 平成19年度五所川原市一般会計補正予算
- 第21 議案第 4号 平成19年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 第22 議案第 5号 平成19年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算
- 第23 議案第 6号 平成19年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算
- 第24 議案第 7号 平成19年度五所川原市介護保険特別会計補正予算
- 第25 議案第 8号 平成19年度五所川原市病院事業会計補正予算
- 第26 議案第 9号 平成20年度五所川原市一般会計予算
- 第27 議案第10号 平成20年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第28 議案第11号 平成20年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算
- 第29 議案第12号 平成20年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計予算
- 第30 議案第13号 平成20年度五所川原市老人保健特別会計予算
- 第31 議案第14号 平成20年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算
- 第32 議案第15号 平成20年度五所川原市介護保険特別会計予算
- 第33 議案第16号 平成20年度五所川原市立高等看護学院特別会計予算
- 第34 議案第17号 平成20年度五所川原市下水道事業特別会計予算
- 第35 議案第18号 平成20年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 第36 議案第19号 平成20年度五所川原市農業集落排水事業特別会計予算
- 第37 議案第20号 平成20年度五所川原市漁業集落排水事業特別会計予算
- 第38 議案第21号 平成20年度五所川原市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第39 議案第22号 平成20年度五所川原市相内財産区特別会計予算
- 第40 議案第23号 平成20年度五所川原市脇元財産区特別会計予算
- 第41 議案第24号 平成20年度五所川原市十三財産区特別会計予算
- 第42 議案第25号 平成20年度五所川原市嘉瀬財産区特別会計予算

- 第43 議案第26号 平成20年度五所川原市病院事業会計予算  
第44 議案第27号 平成20年度五所川原市水道事業会計予算  
第45 議案第28号 平成20年度五所川原市工業用水道事業会計予算  
( 予算特別委員長報告・質疑・討論・採決 )  
第46 発議第 1号 五所川原市議会会議規則案  
第47 発議第 2号 五所川原市議会委員会条例案  
第48 議会運営委員会委員辞任の件  
第49 議会運営委員会委員の選任
- 

出席議員(30名)

1番 花田 進 議員	2番 井上 浩 議員
3番 片山 英幸 議員	4番 齊藤 一郎 議員
5番 山田 善治 議員	6番 伊藤 永慈 議員
7番 吉岡 良浩 議員	8番 成田 和美 議員
9番 鳴海 初男 議員	10番 高杉 利彦 議員
11番 平山 秀直 議員	12番 木村 博 議員
13番 田中 賢一 議員	14番 山口 孝夫 議員
15番 松野 武司 議員	16番 寺田 武造 議員
17番 古川 幸治 議員	18番 秋元 洋子 議員
19番 稲葉 好彦 議員	20番 磯邊 勇司 議員
21番 阿部 春市 議員	22番 桑田 茂 議員
23番 福土 寛美 議員	24番 木村 清一 議員
25番 野呂 國四郎 議員	26番 加藤 磐 議員
27番 三湊 春樹 議員	28番 川浪 茂浩 議員
29番 工藤 武則 議員	30番 葛西 収三 議員

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者(28名)

市 長	平山 誠敏
副 市 長	三上 裕行
財 政 部 長	佐藤 茂宗

民 生 部 長	佐 藤 文 治
福 祉 部 長	宮 崎 堅 治
経 済 部 長	笹 森 英 志
建 設 部 長	白 戸 幸 一
金木総合支所長	福 井 定 治
市浦総合支所長	成 田 義 正
西北中央病院 事 務 局 長	平 山 耕 一
水 道 事 業 所 長 心 得	工 藤 勝
会 計 管 理 者	中 村 健
教 育 委 員 長 職 務 代 理 者	北 澤 アキ子
教 育 長	木 下 巽
教 育 部 長	木 村 一 善
選挙管理委員会 委 員 長	川 浪 太刀男
選挙管理委員会 事 務 局 長	三 上 隆
監 査 委 員	大 野 欽 也
監 査 委 員 監 事 局 長	高 橋 俊 昭
農業委員会会長	太 田 昭 市
農 業 委 員 会 事 務 局 長	鈴 木 正 徳
総 務 課 長	関 秀 三
企 画 課 長	小田桐 宏 之
財 政 課 長	佐 藤 明
国保年金課長	鎌 田 和 廣
保護福祉課長	須 藤 久 男
農林水産課長	工 藤 雄 三
土 木 課 長	三 上 義 博

---

◎職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	高	橋	満	直
次			長	岩	川	静	子
議	事	係	長	小	林	耕	正
庶	務	係	長	飛	鳥	順	一

---

◎開議宣告

○議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員29名、定足数に達しております。

休会前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により会議を進めます。

---

◎日程第 1 議案第30号から

日程第10 議案第42号まで

○議長（齊藤一郎） 日程第1、議案第30号 五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例案から日程第10、議案第42号 五所川原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案までの10件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（磯邊勇司） 一登壇一

皆さん、おはようございます。本定例会で総務常任委員会に付託されました議案10件について、去る6日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第30号 五所川原市ふるさと交流圏民センター設置条例案について、本件はふるさと交流圏民センター事務組合が解散し、同組合の財産が五所川原市に帰属することに伴い、同施設の設置及び管理に関し、所要の事項を定めるため提案するものであるとの説明に対し、使用料の改定額について質疑があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例案について、本件は五所川原市新エネルギービジョン策定委員会を廃止し、五所川原市廃棄物減量等推進審議会、五所川原市水道事業経営審議委員会及び五所川原市工業用水道事業経営審議委員会を設置するため提案するものであるとの説明に対し、各審議会の審議事項について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 五所川原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、本件は地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正による育児短時間勤務制度の導入等に伴い、所要の事項を改めるため提案するものであるとの説明に対し、

さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、本件は教育委員会委員、選挙管理委員会委員、議会選出監査委員及び農業委員会委員等の報酬額ほか、所要の事項を改めるため提案するものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 五所川原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について、本件は清掃作業手当を廃止するため提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 五所川原市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、本件は日額旅費の規程を改めるため提案するものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号 五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、本件は特別徴収の導入に伴い、条文を整備するため提案するものであるとの説明に対し、高齢者世帯への影響について、国会の動向等について質疑があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例案について、本件は金木トレーニングセンター、B & G海洋センター市浦プール、市営相撲場及び陸上競技場の廃止、弓道場の新設及び勤労者総合スポーツ施設の所管がえ並びに各施設の使用料の額を改定するため提案するものであるとの説明に対し、使用料の改定額について、使用料改定による利用者数の影響について、関連して市民プールの管理体制について質疑があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号 五所川原市長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、本件は市長等の給料月額の特例期間を平成21年3月31日まで延長するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第42号 五所川原市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について、本件は職員の給料月額の特例期間を平成21年3月31日まで延長するものであるとの説明に対し、財政健全化の見通し等について質疑があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の経過の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり議決いただきますようお願いを申し上げ、御報告といたしま

す。

よろしくお願ひいたします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

1 番。

○1 番（花田 進議員） 議案第37号の国保条例の改正ですが、今地方税法が改正されるわけですが、その中に国保税にも特別徴収が導入されるということになってはいますが、それを見ますと原則特別徴収なわけですね。特別徴収をしなくてもいいという場合が載っておりますが、ほとんど五所川原は当てはまる要素もない状況にあります。

そこで、市長に伺いますが、年金というのはやっぱり老後の楽しみであり個人の財産だと思ふわけです。法律でばちばちと決めて、それから介護保険料は取る、国保税は取るというふうになっていくと、すごく個人の財産権が侵されていっているんじゃないかと思ふんですが、そのことを1つお伺ひしたいと。

それから、もう一つは、条例には65歳以上の世帯主から徴収するとあるのですが、65歳以上の世帯主にはいろんな家族がいるわけです。息子がいたり、妻がいたりという、どの辺が特別徴収になるのか、ちょっと理解に苦しむので、どういう場合に特別徴収になるのか、ならない場合はどういう場合なのか、はっきり教えていただきたいというふうにあります。

○議長（齊藤一郎） 委員長。

○総務常任委員長（磯邊勇司） 今花田議員おっしゃった議案第37号 五所川原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案ですが、これは国の国民健康保険法の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の事項を改めるために提案するものでございまして、改正の内容ですが、特別徴収の導入にかかわる条文の整備でございます。受給している年金より国民健康保険税を天引きされる地方税法の改正であります。

詳細については、担当部長より説明をいたさせますので、よろしく御理解賜りたいと思ひます。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 花田議員の特別徴収の件でございますが、国民健康保険では65歳から74歳までの世帯主の方を対象に、本市では平成20年10月から支給されます年金から保険税を納めていただくこととなります。

その対象になる方でございますが、4点ございます。4点全部クリアしている方から、特別徴収の対象となるということになります。まず、世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること、これが1点目でございます。2点目が世帯内の国民健康保険の被保

険者の方全員が65歳から74歳までであること。3点目が特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であること。4点目として、国民健康保険税が介護保険料と合わせまして年金の2分の1を超えないこと。この4点をクリアしました方について、65歳から74歳の方については特別徴収をお願いすることとなってございます。

なお、20年度は7月、8月、9月、これは例年の国保の徴収時期でございますが、これについては切符を出しまして普通徴収で徴収いたしまして、20年の10月の年金の支払いの分、つまり平成20年度は10月、12月、2月分について特別徴収をお願いしているところでございます。それから、21年度からにつきましては、4月、6月、8月は仮徴収ということになりまして、それ以降10月、12月、2月には保険税が確定いたしましてから本徴収を行うという手続になってございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（齊藤一郎） 市長。

○市長（平山誠敏） 花田議員の質問でございますが、この保険条例の一部を改正する条例につきましては、国の法律の改正に従って五所川原市の条例を整備するというところでございまして、国民の財産権の侵害云々の主張については、やはり一市長としては言及すべきものではないと考えております。

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第30号から議案第35号まで及び議案第37号並びに議案第40号から議案第42号までの10件はいずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 何号ですか。

○1番（花田 進議員） 37号の国保条例改正と、42号の市職員給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案に反対します。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告のうち、議案第37号、議案第42号に御異議あります。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(齊藤一郎) 起立多数であります。

よって、議案第37号、議案第42号は委員長報告のとおり決しました。

次に、ただいま議決されました2件を除く8件については委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 御異議なしと認めます。

よって、先ほど議決されました2件を除く8件については委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第11 議案第2号及び

日程第12 議案第43号まで

○議長(齊藤一郎) 次に、日程第11、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて及び日程第12、議案第43号 五所川原市農業集落排水事業減債基金条例を廃止する条例案の2件を一括議題といたします。

本件に関し、経済常任委員長の報告を求めます。

経済常任委員長。

○経済常任委員長(伊藤永慈) 一登壇一

おはようございます。本定例会で経済常任委員会に付託されました議案2件について、去る6日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について報告いたします。

まず、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて、本件は平成19年1月の集中豪雨により被害のあった簾沢、早田、女坂の3地区が災害認定されたことに伴い、総額4,130万円で市が行う土地改良事業の施行について、平成20年1月28日に専決処分したことにより、その承認を求めるとの説明があり、同地区の災害におけるこれまでの経緯や工期についての質疑に対し、地区によっては前回の事業対象箇所のみ部分の補修を要する部分もあるなど、災害認定の経緯及び工期についての説明があり、全員異議もなく、承認すべきものと決しました。

次に、議案第43号 五所川原市農業集落排水事業減債基金条例を廃止する条例案について、本件は旧金木蒔田地区の農業集落排水事業がこれまで建設事業として補助対象となっていたが、償還部分への県の補助が改められることに伴い、基金そのものが消滅することにより、条例を廃止する必要があるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく

原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり議決賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

よろしくお願ひします。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第2号は承認、議案第43号は原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第13 議案第29号から

日程第18 請願第1号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第13、議案第29号 五所川原市後期高齢者医療に関する条例案から日程第18、請願第1号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願書までの6件を一括議題といたします。

本件に関し、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○民生常任委員長（秋元洋子） 一登壇一

皆さん、おはようございます。本定例会で民生常任委員会に付託されました議案5件及び請願1件について、去る6日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第29号 五所川原市後期高齢者医療に関する条例案について、本件は五所川原市が行う後期高齢者医療の事務に関し、所要の事項を定めるため提案するものであるとの説明に対し、今後の制度の見通しについて、保険料の特別徴収について等の質疑があり、説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 五所川原市特別会計条例の一部を改正する条例案について、本件は高齢者医療の確保に関する法律第49条の規定により、特別会計を設置するため提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号 五所川原市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案について、本件は高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、重度心身障害者医療費助成の対象者ほか、所要の事項を改めるため提案するものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 五所川原市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、本件は国民健康保険法の一部改正に伴い、一部負担金の割合、その他所要の事項を改めるため提案するものであるとの説明に対し、健康診査の効力と受診者へのペナルティーについて等の質疑があり、健康診査には強制力はなく、指導のみでペナルティーはないが、早期発見、早期治療により医療費の抑制につながるものとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号 五所川原市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について、本件は五所川原地区6支所の廃止に伴う事務の一部を郵便局へ取り扱わせるため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第3条第3項の規定により、議会の議決を求めるもので、年度ごとの指定となるため、平成20年度について指定するものであるとの説明に対し、その経費及び委託料について、本人確認の方法について、民間への委託について等の質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願について、本件は本年4月実施予定の後期高齢者医療制度の中止、撤回を求める請願であり、国に対して意見書を提出した県内の15市町村の内訳について、後期高齢者医療制度中止、撤回した場合に当市の制度はどのようになるのか等を検討した結果、全員異議なく不採択すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の概要と結果であります。本会議におかれましても、当委員会の決定どおり議決いただきますようお願い申し上げます、御報告といたします。

以上です。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

2番。

○2番（井上 浩議員） 民生常任委員長報告についての質疑を行います。

ただいまの委員長報告の中で、議案29号、36号、38号、39号及び請願1号につきましては、いずれも高齢者の医療の確保に関する法律の規定及び施行に伴い、当市の事務に関して所要の事項を定めるために提案及び請願がなされているのであります。ところが、同法の4月1日施行直前の今年度末ぎりぎりになって、国会では衆議院に同法、すなわち後期高齢者医療制度を廃止する法案が提出をされています。この段階で、後期高齢者医療制度が廃止されれば、さらに当市の事務に関して所要の事項を定める手続が必要となります。

そこで、委員長報告についてお伺いしますが、見直しについての御議論があった旨、あるいはまた請願に対する議論の中では、廃止した場合の当市への事務のあり方等が議論をされた旨御報告がありましたが、その内容についてお伺いいたします。

○議長（齊藤一郎） 委員長。

○民生常任委員長（秋元洋子） その件につきましては、理事者側から説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 国会におきましては、社会民主党、民主党、共産党、国民新党の4党が2月28日、後期高齢者医療制度を廃止する法律を衆議院に共同提出したと聞いておりますが、先日の民生常任委員会では、当議案に対する審議のみ行われまして、現在国会に提出されています廃止する議案については議論となりませんでした。

国会においては、税制の率についてはまだ審議中ではありますが、後期高齢者医療に関する法律は、たしか可決されたものというふうに私解釈してございます。

○議長（齊藤一郎） 2番。

○2番（井上 浩議員） 2番ですけれども、委員長報告の中では、請願に絡みまして廃止された場合どういう手続になるかということも委員会で審議された旨さっき報告あったと思うんですけども、その件は、今の説明ではなかったということでしょうか。

○議長（齊藤一郎） 委員長。

○民生常任委員長（秋元洋子） 民生部長より説明させていただきます。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 請願についてでございますが、もしこれが国会において、反対の廃止の法案が通過した場合には、細かいことは出ませんで、国においては後期高齢者制度で進めておりますので、大混乱が起きる可能性があるということで、その分だけ委員の中で話し合われたというふうに記憶してございます。

○議長（齊藤一郎） 2番。

○2番（井上 浩議員） 確認しますけども、今の民生部長がかわっての御答弁では、もしそういう廃止の事態になれば大混乱するよというのは、これは理事者側がそう判断をしているという議論になったのか、民生常任委員会の委員の間でそういう議論になったのか、ここのところちょっと大事ですので、民生常任委員長の答弁を求めます。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） うちのほうの事務手続としては、現在4月1日の施行に向けて準備していますので、そういう事務の繁雑さが大変になるという意味でございます。

○議長（齊藤一郎） 2番。

○2番（井上 浩議員） 確認しますけども、そうすると理事者側として、この廃止法案が通れば事務の繁雑さは膨大なものになるという認識を民生常任委員会の中ではお示しをしたと、こういう理解でよろしいですか。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 委員の中から、もしこの廃止する法案が通れば事務局側はどうなりますかと聞かれましたので、民生部といたしましては事務の手続がかなり煩雑になるというふうにお答えしてございます。

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論ですか。

○2番（井上 浩議員） はい、一部反対討論。

○議長（齊藤一郎） 一部反対討論、何号に対してですか。

○2番（井上 浩議員） 29号と36号です。

○議長（齊藤一郎） 議案第29号、36号に対する反対討論の発言を許可いたします。

2番。

○2番（井上 浩議員） 一登壇一

2番、市民の会の井上であります。本籍は社民党でございますが、これまで以上に市勢発展のため努力をしてまいり所存ですので、引き続き御指導のほどよろしく願いたします。

さて、今議案になっております議案第29号 五所川原市後期高齢者医療に関する条例案及び議案第36号 五所川原市特別会計条例の一部を改正する条例案でございますが、反対の討論をさせていただきます。私は、後期高齢者医療制度を4月から開始をしていただいているにもかかわらず、関係条例制定に反対をいたします。

そもそも市民が行政サービスを受けるために納めた税は、市民の医療、介護を含めた

福祉サービスの必要経費であります。ところが、今開始されようとしています医療制度改革に基づきます後期高齢者医療制度は、受益者のお年寄りは自己責任で負担しろという受益者負担原則のもとに新しくつくられようとしているものです。その背景は、国の財政は厳しくなったから、三位一体の構造改革が必要だとしたのであります。その構造改革の推進へ議論をされていましては、高齢になるのはわかっていたこと、退職後の生活は自己責任で備えるのが当然だ、そうした思想であり、これが現実の政策となり、市民生活の場にあらわれたものであります。しかし、この福祉の施策にかかわる財政の総額抑制を最優先していこうという政策は、当面の財政削減策を優先する結果、長期的には負担増につながりかねないことから、見直しの機運と議論が始まっているところでもあります。この見直しの議論の一つの具体化として、現在衆議院に後期高齢者医療制度を廃止する法律が提出をされています。この法律の提案理由であります。医療にかかわる高齢者の負担の増加を回避する等のため、健康保険法等の一部を改正する法律のうち後期高齢者医療制度の創設、70歳以上の一定の被保険者の療養の給付にかかわる一部負担金の割合の引き上げなどにかかわる規定を削る必要がある、こうした提案理由に賛成する立場から、29号、36号の条例制定に反対するものであります。

なお、今回の反対討論は、国の新法、新制度実施に関する関連条例制定についての反対ではあります。同時に思い起こされますのは、行政改革の住民説明会の金木総合支所の会場で、お一人の住民から御指摘をいただいた内容であります。五所川原を福祉のまちにしちゃえばいい。今は差別化の時代で、日本全国で五所川原といったとき、ああ、福祉のまちですかと、そういう御提言は全く重いものだと私はその場で感じたところがあります。

本議会の判断がその出発点となっていくことを念じ、そしてまた市町村におきましても、かつて岩手県の沢内村、現在は合併をして西和賀町となっておりますが、全国に先駆け老人医療費無料化を実施したことにより、結果としてお年寄りの医療費を大幅に減らすことにつながったという貴重な教訓も踏まえ、今後当市の独自の医療、介護を含めた福祉サービスの重視を訴え、以上反対討論といたします。

○議長（齊藤一郎） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告のうち、議案第29号、議案第36号に御異議がありますので、まず議案第29号を起立により採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(齊藤一郎) 起立多数であります。

よって、議案第29号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第36号を起立により採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(齊藤一郎) 起立多数であります。

よって、議案第36号は委員長報告のとおり決しました。

次に、ただいま議決されました2件を除く4件については委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齊藤一郎) 御異議なしと認めます。

よって、先ほど議決された2件を除く4件については委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第19 議案第 1号から

日程第45 議案第28号まで

○議長(齊藤一郎) 次に、日程第19、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてから日程第45、議案第28号 平成20年度五所川原市工業用水道事業会計予算までの27件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

○予算特別委員長(工藤武則) 一登壇一

おはようございます。去る3月6日の本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において開催し、委員長に不肖私工藤武則が、副委員長に山田善治委員が選任され、翌7日及び10日の2日間にわたり付託されました議案27件の審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、議員全員をもって構成されておりますので、議案の内容、そのほかの詳細については省略させていただき、議案番号順に審査過程で寄せられた質疑の主なるものを箇条的に申し上げますので、御了承願います。

最初に、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。本件は、福祉灯油助成事業関連で平成19年度五所川原市一般会計補正予算を専決処分したので、そ

の承認を求めるものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第3号 平成19年度五所川原市一般会計補正予算についてであり、繰越明許に至った理由について、土地区画整理事業費補助金の内容等について、寄附金の人数及び趣旨等について、障害福祉サービス費増額の理由について、強い農業づくり交付金の内容について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号 平成19年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算については、医科診療施設勘定特別会計繰出金及び歯科診療施設勘定特別会計繰出金増額の理由について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 平成19年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算から議案第7号 平成19年度五所川原市介護保険特別会計補正予算までの3件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号 平成19年度五所川原市病院事業会計補正予算については、外来収益減額補正及び材料費増額補正の理由並びに当年度未処理欠損金との関連について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 平成20年度五所川原市一般会計予算についてであります。歳入においては国、県の動向をどのようにとらえているかについて、市税及び市税延滞金並びに地方交付税の積算根拠について、市内各施設における使用料収入の積算根拠について、幼稚園就園奨励費補助金の積算根拠について、小学校における英語活動と国際理解活動推進事業費委託金の内容について、市預金利子の運用について、自動車建物損害共済金及び解約返戻金の内容について、ふるさと交流圏民センターの利用率及び自主公演等について、過疎対策債、合併特例債、臨時財政対策債及び退職手当債の内容について、歳出においては人件費の予算状況及び計上方法について、住民情報オンラインシステム保守点検等委託料と事務機器借上料の増減理由について、金木地域生活交通路線維持費補助金、生活交通路線維持費補助金及び五所川原市生活交通路線維持費補助金の交付団体について、コミュニティー助成事業費補助金の事業内容について、中国残留邦人生活支援給付金の事業内容について、児童扶養手当の平成19年度受給実績及び平成20年度の受給見込み人数について、麻疹風疹補足事業の内容について、有機性廃棄物リサイクル推進施設整備事業のスケジュールについて、日本一健康な土づくり農業実践事業の内容及びつくねいも増産の見通しについて、ビニールハウス導入事業の減少理由について、

林道生産効率化補助事業の事業内容について、十三漁港漁業集落環境整備事業の内容について、空き店舗チャレンジショップ事業の内容について、誘致企業対策及び雇用奨励対策事業費補助金の内容について、公園管理費における整備工事費及び解体工事費の内容について、道路改良及び舗装工事費の内容について、都市計画基礎調査業務委託料の内容について、消防用備品の内容について、教員人材評価制度の内容について、体育館等の市民利用に係る燃料費について、学校備品及び図書購入費並びに改修工事費の内容について、ふれあい交流体験学習事業と地域間交流のあり方について質疑があり、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 平成20年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算については、国保税率見直しのスケジュールについて質疑があり、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 平成20年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計予算から議案第13号 平成20年度五所川原市老人保健特別会計予算までの3件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 平成20年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算については、保険料の特別徴収について質疑があり、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 平成20年度五所川原市介護保険特別会計予算及び議案第16号 平成20年度五所川原市立高等看護学院特別会計予算の2件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 平成20年度五所川原市下水道事業特別会計予算については、一ツ谷地区の工事進捗状況及び受益世帯数並びに堰統廃合事業との関連について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 平成20年度五所川原市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算から議案第26号 平成20年度五所川原市病院事業会計予算までの9件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 平成20年度五所川原市水道事業会計予算については、剰余金の運用等について質疑があり、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 平成20年度五所川原市工業用水道事業会計予算については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が当委員会における審査の経過の概要と結果であります。本会議におかれまして

も、当委員会の決定どおり議決くださるようお願い申し上げます。御報告といたします。  
よろしくお願い申し上げます。

○議長（齊藤一郎） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。  
討論を行います。

1 番。

○1 番（花田 進議員） 議案第9号、それから第10号、第14号に反対の立場から討論させていただきます。

○議長（齊藤一郎） 議案第9号、10号、14号に対する反対討論の発言を許可いたします。  
1 番。

○1 番（花田 進議員） 一登壇一

1 番花田進です。議案第9号 平成20年度五所川原市一般会計予算に反対の立場から討論に参加させていただきます。

20年度予算は、3年間続いた空財源を脱するという意味では一定の評価はありますが、しかし19年度行った事務事業の見直しは常に行わなければならないことではあります。今回の改革では市内の団体や祭りという市民のエネルギーを引き出す部門の補助金を削減しました。その件数は、168件7,300万ほどであります。このうち議会関係を除くと5,600万円ほどになります。このような市民が生き生き生きるための補助事業を削るということは、五所川原市の活性化をますます失わせるものであり、私はこの削られた予算をもとに市民の力を引き出すための自主的な活動事業を募集するなど、新たな提案があつてしかるべきと考えております。以上のこともあり、今回一般会計予算には反対します。

次に、議案第10号 平成20年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算であります。これまでも論議してきたように28%の負担増を前提にしたものであり、これに対しては反対の声も大きく、市長も軽減策を検討し、再度議会に提出する方向にあります。このような中であつて、今回国民健康保険事業特別会計予算の採決には反対します。

次に、議案第14号 五所川原市後期高齢者医療特別会計について、反対の立場で討論します。この後期高齢者医療制度は、老人に長生きをしてはだめですかと言われるほどの、いわゆるうば捨て山的な制度であり、世界にも例を見ないものであります。これまで社会のために尽くしてきた高齢者に十分な医療をする、それが生存権を保障する意味で重要であると考えます。この制度に反対する立場から、この特別会計に反対します。

以上であります。

○議長（齊藤一郎） 次に、賛成討論の発言を許可いたします。

19番。

○19番（稲葉好彦議員） 一登壇一

それでは、3件につきまして賛成討論をさせていただきます。

まず、議案第9号 平成20年度五所川原市一般会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

一般会計予算については、予算特別委員会において審議され、質疑に対し、理事者側より明確な説明がなされております。また、市民の皆様の御協力と各種補助金の休廃止、市長を初めとする特別職及び職員の人件費カット、そして我々議員も市の財政基盤確立の一助という思いで、政務調査費の支給停止を初めとした議会改革を行い、五所川原市を財政再建団体にしないという市民の総意で取り組んできた行財政改革により、ようやく3年ぶりに空財源計上が解消されました。緊縮型ではあるものの、継続事業に加えて新たな事業として、基盤整備については市道藤枝3線の改良事業や中の島歩道橋整備事業など、また保健福祉については予防接種及び無料妊婦健診回数の拡大など、住居環境の整備については□野公園トイレ整備事業や消防施設整備事業など、さらに教育の振興については昨年度は実施できなかった小体連が開催され、市内の小中学校全体に自動体外式除細動器AEDが配備され、児童生徒の救命率向上が図られるほか、学校施設の改修など、安全、安心な教育環境を整備する予算が計上されていることなど、限られた予算の範囲で工夫され組み立てられた平成20年度一般会計予算については、私は評価をしております。

地方分権とともに自治体間競争の時代と言われるようではありますが、長引く地方経済の低迷により広がる経済格差は、公共サービスの格差につながっていくという不安もあります。しかしながら、今年度の交付税増額措置など、地方に対する国の配慮に明るい兆しも見られております。市の財政状況は、さらに厳しい状況が予想されますが、市長が施政方針の中で語った五所川原市の持つ豊かな自然と多くの歴史的資源、文化的資源を生かし、将来にわたり持続的に発展する基盤を整え、次世代に継続していく活力あるまちづくりを支持するとともに、今後もさらなる知恵と工夫で、市民のための的確な予算編成及び予算執行をしていただくことを希望しています。

次に、議案第10号 平成20年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、賛成の意見を述べさせていただきます。国民健康保険は、地域を基盤として被保険者が日ごろから収入に応じて保険料を出し合い、疾病、負傷、出産または死亡に関して

医療費等の給付を初め、法律によって制度化された相互扶助の社会保障事業であり、健康保険等の被用者保険とともに、我が国における医療保険制度の根幹をなすものであります。市民の健康と生命を守っていくためには、この健康保険を急速な少子高齢化、社会構造の変化など厳しい社会経済環境の変化に耐えられる持続可能なものにしていくことが必要であります。全国的に見ても近年の国民健康保険制度を取り巻く環境は、少子高齢化の進展、経済の低迷、無職者や低所得者等の増加に伴う保険料徴収の低下、生活習慣病を中心とした中高年の医療費の増加など、極めて厳しい状況にあり、本市においても平成20年度から保険税率を試算に基づき平均28%増税とする旨、一たんは理事者側から説明されたところであります。しかしながら、市長の英断により緩和措置が講じられることになったため、税率については今月末の臨時議会に税条例が提案された際に改めて議論すべき案件であり、税率の変更による歳入の保険料収入額等は補正対応で足りるものと考えます。議員の皆様へ、この予算への御理解をお願いいたします。

最後に、議案第14号 平成20年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。現行では、75歳以上の後期高齢者及び一定の障害のある65歳以上の前期高齢者は、国民健康保険や被用者保険に加入するとともに、市町村が運営する老人保健制度に加入して医療給付を受けておりますが、4月からは県内全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が運営する後期高齢者医療制度に加入することになっております。

後期高齢者医療制度とは、後期高齢者の心身の特性に合わせた医療サービスを介護サービスと連携して提供することによりクオリティ・オブ・ライフを向上させる医療の適正化を目的として、医療費の中で高い割合を示す後期高齢者医療を制度の独立化と都道府県単位で広域連合を設置することにより、高齢者の世代内の負担、高齢者と若年者の世代間の負担の公平化及び財政基盤の安定化を図る医療費の適正化をも視野に入れた医療制度であります。

さらに、医療の患者負担と介護の利用負担が重なる場合の高額介護合算治療費や所得額が一定基準額以下の方には世帯の所得水準に応じて保険料均等割額を7割、5割、2割を軽減する措置など負担軽減策も設けられ、加入者に対する配慮もなされております。

日本の超高齢化社会は既に現実のものになっており、国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり持続可能なものとしていくための医療制度体系として我が国が設立した社会保障制度を本市が拒むことは、医療を必要としている方々の利用を停滞させることにつながり、生命を脅かす事態となることから、平成20年度五所川原市後期高齢者医療特別会計予算について、良識ある議員の皆様への御判断をお願い申し上げ、以上3件の賛成討論

といたします。

○議長（齊藤一郎） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

採決いたします。

ただいまの委員長報告のうち、議案第9号、議案第10号、議案第14号に御異議ありませんので、まず議案第9号を起立により採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（齊藤一郎） 起立多数であります。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第10号を起立により採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（齊藤一郎） 起立多数であります。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第14号を起立により採決いたします。

本件に関する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（齊藤一郎） 起立多数であります。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり決しました。

次に、ただいま議決されました3件を除く24件については委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、先ほど議決された3件を除く24件については委員長報告のとおり決しました。

---

◎日程第46 発議第1号及び

日程第47 発議第2号まで

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第46、発議第1号 五所川原市議会会議規則案及び日程第47、発議第2号 五所川原市議会委員会条例案の2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題になっております発議2件については、提案理由の説明を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

---

○議長（齊藤一郎） 日程第46、発議第1号 五所川原市議会会議規則案及び日程第47号、発議第2号 五所川原市議会委員会条例案を一括採決いたします。

以上の2件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、以上の2件は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第48 議会運営委員会委員辞任の件

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第48、議会運営委員会委員辞任の件を議題といたします。

3月12日、高杉利彦議員から議会運営委員を辞任したい旨申し出がありました。

お諮りいたします。本件は申し出のとおり辞任を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、高杉利彦議員の議会運営委員の辞任を承認することに決しました。

---

◎日程第49 議会運営委員会委員の選任

○議長（齊藤一郎） 次に、日程第49、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長において指名いたしたいと思っております。

欠員の議会運営委員に井上浩議員を指名いたします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員に井上浩議員を選任することに決しました。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前 11 時 20 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

○議長（齊藤一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員長互選の結果報告

○議長（齊藤一郎） 御報告申し上げます。

議会運営委員会において委員長の互選を行った結果、工藤武則委員が委員長に当選されました。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

◎市長あいさつ

○議長（齊藤一郎） 市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。  
市長。

○市長（平山誠敏） 一登壇一

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会も齊藤議長を初め工藤予算特別委員長並びに各常任委員長、また議員各位の御協力によりまして全議案とも滞りなく御議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に反映してまいり所存であります。

また、本定例会においては、副市長に三上裕行氏を選任することについて満場一致をもちまして同意をいただき、重ねてお礼申し上げます。三上副市長は、これまでも財政部長、総務部長と要職を歴任し、ともに行財政改革に取り組む同志としてこれほど心強いものではなく、今後も決して後退できない行財政改革への取り組みについて、その経験、知識を生かし、手腕を発揮していただくよう激励を申し上げるとともに、御臨席の議員各位からも新副市長に対して格別の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、当市は収支不均衡のため、平成17年度から3年連続で空財源による予算編成という異常事態でありましたが、ようやく平成20年度において空財源に頼ることのない予算編成を行うことができました。また、平成19年度一般会計決算も赤字を回避することが見込まれており、これは普通交付税の増額、地方債借りかえ、人件費の抑制、除排雪経費が少雪により見込みより少額であることなどが主な要因ですが、累積赤字の解消と

いう市の最優先課題をひとまず解決できたことは、これからの市政に対し、一筋の光明を見出すことができたと感じるところであります。しかしながら、当市を取り巻く財政状況は、まだまだ楽観できるものではありません。今後も気持ちを引き締め、みずから考え実践していく行革への取り組みを続け、市民一人一人が安心して生活できる住みよさを実感できるまちとなるよう、より一層効率的な行政運営に努めてまいります。

今回行革住民説明会を開催し、市民の皆様の声を直接聞く機会を得たことは貴重な体験であり、対話の重要性を再認識したところであります。これからの行政は、多様化する市民の意見に対し、柔軟かつ弾力的に対応していく必要があります。また、一方で限られた財源の中で事業を選択し、優先順位を決定していく必要もございます。両者の兼ね合いを十分に検討し、五所川原市の未来を担う子供たちに夢と希望のあるまちを託すべく、直面する課題に持てる力の限り立ち向かって各種施策を実践していきますので、どうか委員各位の特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、春の訪れを感じる時期となりましたが、議員各位におかれましてはどうか健康に十分留意され、市勢伸展のため、ますます御活躍されますよう、心から祈念いたしまして閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

---

◎閉会宣告

○議長（齊藤一郎） これにて平成20年五所川原市議会第1回定例会を閉会いたします。

午前11時31分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成20年3月13日

五所川原市議会議長 齊 藤 一 郎

五所川原市議会副議長 三 潟 春 樹

五所川原市議会議員 阿 部 春 市

五所川原市議会議員 桑 田 茂

五所川原市議会議員 福 士 寛 美